

第七十一回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第七号

昭和四十八年三月二十八日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 内海 英男君 理事 塩崎 潤君

理事 西岡 武夫君 理事 松永 光君

理事 森 喜朗君 理事 木島喜兵衛君

理事 長谷川正三君 理事 山原健二郎君

有田 喜一君 上田 茂行君

坂田 道太君 染谷 誠君

床次 徳二君 中村 拓道君

中山 正暉君 野中 英二君

林 大幹君 深谷 隆司君

山崎 拓君 小林 信一君

山口 鶴男君 山中 吾郎君

栗田 翠君 有島 重武君

高橋 繁君 安里積千代君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

大藏省主計局次長 辻 敬一君

文部政務次官 河野 洋平君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部大臣官房審議官 奥田 真丈君

文部省初等中等教育局長 岩間英太郎君

文部省管理局長 安嶋 彌君

自治政務次官 武藤 嘉文君

自治大臣官房審議官 森岡 敏君

委員外の出席者

大藏省主計局主計官 青木 英世君

建設省計画局七地部宅地開発課長 吉田 公二君

文教委員会調査室長 石田 幸男君

委員の異動

三月十二日

山口 鶴男君

補欠選任 安宅 常彦君

同日

安宅 常彦君

同日

山口 鶴男君

同日

栗田 翠君

同日

高橋 繁君

同日

不破 哲三君

同日

矢野 紘也君

同日

加藤 清二君

同日

山口 鶴男君

同日

加藤 清二君

同日

山口 鶴男君

同日

加藤 清二君

同日

山口 鶴男君

同日

加藤 清二君

同日

山口 鶴男君

同日

加藤 清二君

同日

山口 鶴男君

同日

加藤 清二君

田法晴君紹介(第一四一七号)

産炭地域、同和地域、公害地域等の教職員増員

に関する請願(吉田法晴君紹介(第一四一八号))

日本学校安全会の組織強化に関する請願(加藤

清二君紹介(第一四一九号))

同(小林信一君紹介(第一四二〇号))

同(辻原弘市君紹介(第一四二二号))

同(山口鶴男君紹介(第一四二二号))

同(山崎始男君紹介(第一四二三号))

同(赤松勇君紹介(第一四四七号))

同(岡田哲児君紹介(第一四四八号))

同(太田一夫君紹介(第一四四九号))

同(沖本泰幸君紹介(第一四五〇号))

同(小林信一君紹介(第一四五一号))

同(島田琢郎君紹介(第一四五二号))

同(島本虎三君紹介(第一四五三三三三))

同(瀬野栄次郎君紹介(第一四五四四四))

同(田中武夫君紹介(第一四五五五五))

同(中村茂君紹介(第一四五五七号))

同(原茂君紹介(第一四五八号))

同(外一件(安里積千代君紹介(第一四九〇号))

同(外一件(赤松勇君紹介(第一四九二号))

同(岩垂寿喜男君紹介(第一四九三三三))

同(外一件(石野久男君紹介(第一四九四四四))

同(内海清君紹介(第一四九四四四))

同(受田新吉君紹介(第一四九五五五))

同(小川新一郎君紹介(第一四九六六六))

同(外一件(岡田哲児君紹介(第一四九七七七))

同(外一件(加藤清二君紹介(第一四九八八八))

同(春日一幸君紹介(第一四九九九九))

同(外一件(小林信一君紹介(第一五〇〇〇〇))

同(飯上安太郎君紹介(第一五〇〇〇一))

同(嶋崎讓君紹介(第一五〇二二二))

同(外一件(高橋繁君紹介(第一五〇三三三))

同(外一件(竹内猛君紹介(第一五〇四四四))

同(竹村幸雄君紹介(第一五〇五五五))

同(玉置一徳君紹介(第一五〇六六六))

同(竹本孫一君紹介(第一五〇七七七))

同(土井たか子君紹介(第一五〇八八八))

同(芳賀貢君紹介(第一五〇九九九))

同(平林剛君紹介(第一五一〇〇〇))

同(伏木和雄君紹介(第一五一〇〇一))

同(細谷治嘉君紹介(第一五一〇〇二))

同(松本忠助君紹介(第一五一〇〇三))

同(美濃政市君紹介(第一五一〇〇四))

同(外一件(山田芳治君紹介(第一五一〇〇五))

同(山本弥之助君紹介(第一五一〇〇六))

同(米内山義一郎君紹介(第一五一〇〇七))

同(外一件(横山利秋君紹介(第一五一〇〇八))

同(外一件(和田貞夫君紹介(第一五一〇〇九))

同(渡辺惣蔵君紹介(第一五一〇一〇))

同(外一件(石野久男君紹介(第一五一〇一一))

同(岡田哲児君紹介(第一五一〇一二))

同(川俣健二郎君紹介(第一五一〇一三))

同(久保三郎君紹介(第一五一〇一四))

同(齊藤正男君紹介(第一五一〇一五))

同(横山利秋君紹介(第一五一〇一六))

同(和田貞夫君紹介(第一五一〇一七))

同(井岡大治君紹介(第一五一〇一八))

同(外一件(石野久男君紹介(第一六一〇一九))

同(外一件(北山愛郎君紹介(第一六一〇二〇))

同(久保三郎君紹介(第一六一〇二一))

同(竹内猛君紹介(第一六一〇二二))

同(外一件(谷口善太郎君紹介(第一六一〇二三))

同(寺前巖君紹介(第一六一〇二四))

同(外一件(公立義務教育諸学校の学級編制等改善に関する

請願(吉田法晴君紹介(第一六四四四四))

私学に対する公費助成増額等に関する請願(赤

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

石田 幸男君

松勇君紹介(第一六四五号)

同(太田一夫君紹介)(第一六四六号)

同(外五件)大久保直彦君紹介(第一六四七号)

同(岡田哲見君紹介)(第一六四八号)

同(外五件)小沢貞孝君紹介(第一六四九号)

同(外一件)加藤清二君紹介(第一六五〇号)

同(外一件)佐々木更三君紹介(第一六五一号)

同(佐藤樹君紹介)(第一六五二号)

同(外三件)高橋繁君紹介(第一六五三号)

同(竹内猛君紹介)(第一六五四号)

同(横山利秋君紹介)(第一六五五号)

同(荒木宏君紹介)(第一七四〇号)

同(石母田達君紹介)(第一七四一号)

同(外一件)大原亨君紹介(第一七四二号)

同(太田一夫君紹介)(第一七四三号)

同(外一件)岡本富夫君紹介(第一七四四号)

同(外一件)加藤清二君紹介(第一七四五号)

同(久保三郎君紹介)(第一七四六号)

同(外一件)佐々木更三君紹介(第一七四七号)

同(佐藤樹君紹介)(第一七四八号)

同(佐野憲治君紹介)(第一七四九号)

同(外一件)坂井弘一君紹介(第一七五〇号)

同(下平正一君紹介)(第一七五一号)

同(鈴木康雄君紹介)(第一七五二号)

同(土井たか子君紹介)(第一七五三号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第一七五四号)

同(東中光雄君紹介)(第一七五五号)

同(増本一彦君紹介)(第一七五六号)

同(三谷秀治君紹介)(第一七五七号)

同(横山利秋君紹介)(第一七五八号)

同(外二件)渡辺武三君紹介(第一七五九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
文教行政の基本施策に関する件

○田中委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。

有島重武君

○有島委員 本日は、大臣の基本姿勢に関する質疑の時間を与えられまして、たいへん喜ばしいと思っております。これから法案の審議または一般的な質問するわけでございますけれども、同じことばであつても、それが使う人によってさまざまになる場合がございますので、ほんとうの基本的なことについて忌憚なく、あまりかたいことじゃなくて、腹を割ったお話をし合つていただければたいへんありがたいと思っております。

それで、基本的な問題でございますと、教育そのものがたいへん基本的なことでございまして、まず、教育ということについて、いろんな人たちがいろいろなことを言っているわけです。大臣は、多種多様な人材をどんどん育てていきたいのだというふうなことをおっしゃっていました。教育というものは、こうであるとか一義的にきめるということもないと思うのですけれども、教育がそれ自体一つの目的であるというふうな思つていらつしやる方と、教育というのはいくつかの手段である、一つの目的に従つた手段である、そんな考えに大きく分かれるのじゃないかと思つます。そこら辺のところをはつきりしないと、これから先のことが非常にごちゃごちゃのくたばりかと思つます。大臣御自身が教育についてどんなふうな位置づけをされていらつしやるのか、それをまず伺つておきたいと思つます。

○奥野国務大臣 教育が、目的なのか手段なのかというお話がございました。りっぱな人間を育てる、りっぱな人が育つてくる、それが目的であつて、それを達成するために教育という方法が用いられるのだということであらうと思つますし、またそれに携わる人としては、教育そのものをりっぱにやつていかなければならないのだから、それが目的だということにもなるかと思つたのでござい

まして、考える立場によつて、どのようになつていくのではないかと、かように思つます。

○有島委員 大臣御自身ではどういうふうにお考えになるのか、それを伺つておきたい。

○奥野国務大臣 もちろん、教育基本法に教育の目的を示しているわけでございまして、平和な国家及び社会の形成者として、自主的な精神に富んだ心身とともに健全な国民を育てていくのだ、こゝろ書いておるわけでございまして、教育の目的はそこにあるのだ、かように考えております。

○有島委員 非常に原則的なことでございましてけれども、そういう目的がどの程度共感されているか、実感されているか。それによつて、目的感といふことが、それから出てくる使命感といふことが、そういうことがきまつてくるのだと思つたのです。大臣が憂えていらつしやるころの、教育界がいま荒れているというところを、教育界まででございましておそれ、その目的がどの程度まで共感されておるとお思いになりますか。

○奥野国務大臣 教育の目的そのものが、いろいろ誤解されているというふうには私は思わないのでございまして。同時にまた、幼児の教育、小中学校、高等学校に入つての教育、大学に入つての教育、やはり人の発展成長、その段階に応じていろいろ違つてくるだろう、こう思つております。幼児の場合には手ぶり、足ぶりから先生を見習つていくんだ、こういうわけてございまして、私もそう思つておるわけでございまして。大学になりますと、むしろ先生と競争的に学問を競い合う学生の立場に立つてくるのではないだろうかというふうにも思つてございまして。したがしまして、人の成長の段階におきまして、教育に求められる基本課題というものがいろいろになつていくのではないだろうかと思つております。

○有島委員 いま教育界が非常に荒れている、教育界がどうしてこんなになつてくるのか、深く見詰めていきたいというふうなことを御発言になつたと伺つておるわけでございまして、これは一月の報道でもって私見たこととございまして、深

くお見詰めたところをひとつ教えていただきたい。

○奥野国務大臣 私、いま申し上げましたように、各段階に問題があるように思つたのでございまして。一番人にわかりやすいのは、大学の構内で学生同士がゲバ棒を振り合つてゐる。あるいはまた、先生を部屋に閉じ込めて、自分たちの示したものに署名捺印するまでは先生を解放しない。ちよつと私考えられぬような姿だと思つたのでございまして。大学に参りまして、たくさん立て看板が林立している。これは一体学問をする環境だろうか、こう思ふようなところもいろいろございまして。また、現実の政治問題につきまして、いろいろな行動が行なわれているわけでございまして。

大学においてそういう問題がございまして、また小中高等学校についてもたくさん問題がございまして、私は全部だとは申し上げませんけれども、学校によりましては、校長先生、教頭先生と一般の先生方とが、教員室で背を向け合つてゐるというふうなところもないわけではないのであります。あるいはまた、かつて福岡県でございまして、高等学校の校長先生が発令になつて赴任したとしても、学校の先生方がその校長先生を校長室に入れないというふうな事態もあつたわけでございまして、私が一々こういうふうに拾ひ上げていきますと、私がいま申し上げたところではございません。教育の場所としては考えられぬような事態が至るところでございまして。全体だとは申し上げません。全体は私は正常だと思つておるわけでございまして、これはこういうふうに取り上げてまいりますと、これははうつておけないのではないかと、これは気が持たないやうに思つたのでございまして。

○有島委員 私、たいへん同感なんです。それで大臣が、どうして荒れているのか、そういうことについてこのよつて来たところを見きわめていく、こうしたところでもお話し合いをして、それで解決をしていくという、これはわれわれにも責任があるのではないかと思つたのであります。それを伺いたい。

○奥野国務大臣 これも私は、原因が非常に多方面にわたっているという気持ちを持っておるものでございます。

大学の問題を先に申し上げますと、大学当局も考え直してもらいたい、私はこういう気持ちで非常に強く持つておるわけでございまして、かつての大学といふ大学と、本質的に変わってきていると思うのでございます。戦前の大学は、国家有用の人材を育成していくんだということであつたかもしれません。今日は、たくさんの人々がどんな大学に入っていくとする、それを迎え入れているわけでございまして、多方面の人たちを学校が受け入れてこれを育てていく、それに対応するような学校になっておるかどうかという点かということ、あるいはまた社会に開かれた大学でなければならぬということがいわれておりますが、どんな社会が発展してきているけれども、一体それに対して学校当局がどれだけこたえているかといういろいろな問題があると思ひます。

同時にまた私は、過去に学校の中に政治が持ち込まれ過ぎているというふうに心配をしている人間でございます。学校は政治的に中立でなければならぬといわれておるにもかかわらず、学校にいろいろな政治が持ち込まれておるわけでございまして、こういうことにつきまして私は学校当局が姿勢を正してもらいたい。いろいろ取り上げて一つ一つ申し上げてまいりますとこれみな議論のあるところでございます。私は大学を例にあげただけでございますけれども、小学校におきまして、中学校におきまして、高等学校におきまして、問題はいくさんございまして、相互に信頼を欠き合っている、相互不信というやうな問題も取り上げていい問題だらうと思ひますし、また先生に対する処遇がはたしてこれでいいのだらうかどうかという問題もございまして、数えあげればこれも私は切りがないと思ひます。同時にまた、一つ一つについて議論も分かれてくることもたくさんあるろうか、かように考えているものでございます。

○有島委員 多種多様な原因がある、これは一つ一つやっていたかなければならぬわけでございましてけれども、その前に、教育に参加しているというのには、教わっているお子さんがいるわけですから、それから親がいるわけですから、それから教員がいるわけですから、そこにいらつしやる方は行政の立場でいらつしやるわけですね。それで、大臣は政治と行政の中間といふこと、両方をやっていたらいいですね。こつちは立法という立場でいらつしやるわけですね。それで、もう一つの原因があるというわけですね。一つには戦前と戦後とのギャップがある。あるいは政治が持ち込まれやすいというふうな大臣は見えていらつしやる。あるいは相互の不信感がある。まあその他ある。それから原因をどのようにきめていくかということ、これはまたあとの議論といたしまして、まあ望ましくないやうな事件が次々に起こっているわけであります。

その責任をどこら辺に持つていくかということですね。なすり合ひじゃしようがないわけですね。責任というのは大体どの辺まで——権限を持つているから、あるいは権利を持つているからそれに伴う責任があるというやうな議論もあるやうでございますけれども、たとえば相互不信感が起こっている、この責任は一体どの辺にあるのか、さういったことについてはどのようにお考えになりますか。

○奥野国務大臣 私は、やはり国民全体の問題としてこれを考えていく環境、雰囲気、これが生まれてこなければならぬ解決困難じゃないかというふうにおもひます。相互不信などという問題も、そもそもさういふところから始まっていると思ひます。やはり国民みんな考えていくという空気をぜひつくり上げたものだ、こんな気持ちを持っておるものでございまして。

○有島委員 国民全体、それはそれに違ひないと思ひます。それじゃその相互不信感というところの根柢、それは行政と教師の間にも起こっている、教師と学生の間にも起こっている、あるいは

親と子の間にも起こっている、さういふことがありますね。この責任を大臣としては、国民の一人としてもけつこう、あるいは文部大臣としてもけつこう、そのお立場でどのようにお感じになり、その責任をとつていこうとなすつておるのか。その辺はいかがですか。

○奥野国務大臣 荒いことは申し上げますと、政治が国の進むべき方向を示していくわけでございまして、政治の責任だ、さういふことになるかもしれません。政治の責任にしまして、やはり国民全体で考えるというやうな空気をつくる、これも政治の進め方だと思ひます。さういふ意味においては政治の問題として真剣に考えていきたい。だれの責任だということよりも、一番さういふことについて責任を負つて進んでいかなければならぬ、これがまあ政治の役割りじゃないだらうか、さう思ひます。さういふこと、その場合にどういふ進め方をするかということ、先ほど来申し上げましたやうな方向をつくり上げていく、それが大切であらう、さういふ気持ちでおるわけでございまして。

○有島委員 それじゃ責任とららはらの、権利のほうからいきます。親は子供を教育する権利があるということになります。あるいは義務があるといつてもいいでしょう。それから子供たちは教育を受ける権利があるわけですね。また教育権ということを含めて非常な議論がございまして、さうすると行政の持つておる教育権といふものとそれから親の持つておる教育権、子供の持つておる教育権、さういふものについての区分、関係についてはどういふようにお考えになつていらつしやるか。

○奥野国務大臣 権利を考えます場合には義務を考へるべきであらう、義務を考へる場合には権利を議論していいだらう、さう思つておるわけでございまして。教育の問題につきましては、親も子供も教育について十分努力していかなければならぬ、せんし、社会も努力していかなければならぬ、また政治の面におきましては、結局国民全体

の問題、これをどう進めていくかということについては代表者を国会に送つて、国会が立法を通じてきめたことを行政当局に担当していただくわけでございまして、行政当局が教育を行なつていく権利も持つておりますし、また義務も持つておる、さう考へるわけでございまして。子供たちにつきましてもやはり教育を受ける権利を持つておるし、みづから学んでいく責任も負つておるだらう、さう考へておるわけでございまして。

○有島委員 それで、教育権の一番の主体はどこら辺にありますか。

○奥野国務大臣 国民全体、みんなが社会のよき形成者になつていかなければならぬ、またさうなつていくにはどうするか、国民みんな考えていくわけでございまして、この教育といふもの、さういふこと、これをきめていくのは、代議政治をとつておるわけでございまして、代表者を国会に送つておる、国会が最高の権威とされておる、国会がその権限をどういふ形において行使するかという方向をきめていく、さういふところに私は政治があるやうな感じがいたします。

○有島委員 さうすると、国会そのものは政党政治によつて成り立つておるわけですね、立法府のほうは。さうすると、政治がそのまま教育の中に反映していつてしまふ、これは当然のことになるんじゃないですか。

○奥野国務大臣 政治といふことは非常に広い、さう思ひます。政治の進め方、いろいろございまして。また政党それぞれがいろいろな政策を掲げておられるわけでございまして。国会でいろいろなことをおきめになる。その場合に、学校は中立でなければならぬ、特定の政党を支持したり、特定の政党を支持しないやうにしたりするやうなことはしてはいけません、さう書いてあるわけでございまして、行政当局はそれに従つて教育をしていくわけでございまして。したがって、教育の面において政党の勢力を強くしたり弱くしたりするやうな影響を与えるやうなこ

とはすべきでない、していないということになるのじゃないだろうか、かように考えております。

○有島委員 さっきの話をひとつ前に戻しまして、教育を受ける権利というのが国民の側にあります。そうすると、その権利から国としては教育をしなければならぬという義務を生ずるわけですね。そういうことになりますね。それで、その教育を国民にいくための義務を履行する上に与えられた権限、それが文部省に与えられた教育権となるのではないかと、私はそのように考えます。ですから、国民全体にあるのだ、あれはこうだ、これはこうだといいますが、それが並列なものではなくて、一つのものからどっちが主体であり、どっちが派生的なものであるか、そういったことは見定めておかないと混乱が起ころのじゃないかと私は心配をするわけです。おわかりになりますか。いま文部省の持っている一つの権限というものは、国民の教育権から派生的に起こっている副次的なもの、第二次的なものである、そういうふうには私は認識したい。大臣のお考えはいかがですか。

○奥野国務大臣 これは説明のしかただと思うのですけれども、何といいたしても、主権を保持しているのは国民でございます。その国民の考え方に基つて国会というものがあつて、そしてまた国会によつて定められた法を履行していく、執行していく、そのために行政当局というものは本質的にそういう権限を持っているというところは少しもございませぬ。あくまでも国会からの授権に基つて示された方法に従つてそれは運営していく、執行していく、それが行政当局の役割だ、かように考えております。

ますね。

○奥野国務大臣 おっしゃっていることは、あるいは主権在民の国になる以前の戦前のことがなかなか払拭しきれないで、どちらかというと、民主政治というものがまだ国民の地についていないというところなるわけですね。それ以上、文部省だけが教育をわがもの顔に振るまつて、それでいいのだというふうな国民が見ているというふうには私はよく思わないわけでございます。基本的には国民が主権を持っているわけでございます。その主権をどう行使するかということにつきましては、回り回りますけれども、教育の問題については文部省はしっかりやってくれ、やってくれないならば困るじゃないか、こう国民は思つて見ている、こう考えていいのじゃないか、そう思つております。

○有島委員 教科書裁判というのがございまして、あの教科書裁判について、あるいは行政側の越権だというふうな結論が出ましたね。それに対して文部省は、そうではないというふうなことをいまでもつていわれておるのでございますね。奥野文部大臣は、あの教科書裁判についてどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○奥野国務大臣 家永さんがずいぶんたくさん文部省の注意に基つて改訂しておられる。また改訂しておらなかつたらずいぶんおかしい記事がたくさんあつただろうと思ひます。それにもかかわらず、二、三カ所を取り上げてああいう裁判を起こしているのは、人間的に考えて私はどうかという疑問は平素から抜けておらないわけでございます。

同時に、小中学校の子供さんたちに何を教へてもかまわれないのだという無責任なことは、私は文部省当局としてはやれない。やはり教材については文部省も責任を持たなければならぬ。そうすると、使つてもらうについてはあまり変なことを書かれちゃ困る。第一教育基本法において、学校は政治的に中立でなければならぬと書いてあるにかかわらず、中立でないような教科書を使われてし

まつては、文部省は責任を負えない。やはり教育基本法は守つていかなければならぬ。こんな気持ちがあるわけがございまして、そういう意味におきまして、文部省が検定の仕事をやつていくのは、立法に基つて与えられている権能でございまして、これは私は何ら違憲にわたるものではない、こういうふうには考えるものでございまして。

○有島委員 いま変なことを書かれちゃ困るといふ話がある。それはどんなことが変なこととどんなことがいいことか、その辺の判断はみんな考えていかなきゃならないと思うのでございまして。

たとえば戦争の絵がたくさん出ておる。これは変なことになるのかならないのか。あるいは私はこの委員会でも言つたことか、ちょっと忘れましてけれども、たとえばこの前ぼくは予算分科会でもつて緑の話をいたしましたね。緑化の話をいたしましたね。緑についてはだれが考えても水が一番大切なわけですね。ところが、日本のいまの街路樹は、水がほとんどないようなことになつておる。ということは私は着目したことがあるのであります。いまでもそう思つております。生物学の教科書を見ました。ずいぶんいろいろなものが出て、みんな、中学の教科書は一通りいろいろな種類をずいぶん見てみましたけれども、植物にとつて水が大切であるということを書いていないのです。いろいろなカリであるとか窒素であるとか、そういうことは書いてあるのです。これはずいぶん変だなと思つたのです。一番基本的なことなんです。こういったことは何だか変だなと思つたのです。

「委員長退席、内海(英)委員長代理着席」それから、大臣のさっきおっしゃつた変なことの中には、字句の間違ひということもあるでしょう。そういうことはばくは当然ある。ただ戦前と戦後という話がありましてけれども、その戦前の教育の考え、あるいは国家観の考え、それから戦後の国家観の考え、そこに混乱が起ることといううなこと、これはたいへんなことの一つでしょう。

それから、純粹に科学的に見て非常に立ちおくれたこと、あるいは現在非常に必要になつておるにもかかわらず、そのことが漏れているということ、たとえば公害に關しての、あるいは生命尊重そのものに對しての基礎的なこと、そういうことが漏れているといううなこと、これは変なことじゃないかと思ふのです。この前も教科書裁判のときに、特にあまり変なこととおっしゃつたけれども、きわ立つて変なことというのはいやうな大臣としてはお気づきになつたことがあつたか。

○奥野国務大臣 文部省が教科書の検定にあたつて、これは書き直してくれませんかと検定をパスさせませんといううな態度をとる問題と、こういううな記述のしかたもいたしますよということがあつても自由だけれども、まあよく考えくださいといううな示し方をすること、いろいろ分かれておるようでございまして。いま御指摘になりましたように、明らかに間違ひと考へられるようなもの、日本の人口の数字を間違ひと考へる、これは直さないと認められないということになると思ひます。また教育基本法に學校は教育的に中立でなければならぬと書いておるにかかわらず、特定のイデオロギーを押しているといううな式の教科書ができてきた場合は、世の中になつて著書を出しになることは何ら差しかえないけれども、小中学校に使わせるということになりますと、教育基本法を文部省は守つていかなければなりませんから、それはやっぱり困りますよと申し上げざるを得ないのじゃないか、かように考へておるわけでございます。あくまでも教材として使うものでございまして、一般に公に頒布されることを差しとめるわけではございませんので、したがつて、検閲はできないにもかかわらず、検閲をやつておるという式であの教科書検定問題を持ち出されておることにございまして、私はたいへん不満があるところでございまして。

おっしゃるやうに、いろいろな考え方、国定教科書のやうなつもりで文部省の一方的な考え方、記述を統一させる、こういう考へ方を持つわけ

はありませんし、それは重々注意していききたいと思ひます。また、現にそういう方法はとつていないように私は確信をいたしておるわけでございます。

○有島委員 特定のイデオロギーと言われましたけれども、産業第一主義という考え方が戦後かなり支配的であつたようでありませう。それは自明のこととしてかつては国民に受け取られていた場合もあると思うのです。食うや食わずでも昭和二十年から二十六年、三十年までの間はそれはそれがみんな反省されていそいそと書いたと思ひます。教科書の中にもそういふ産業第一主義的な流れといふものがかなり書かれていた。日本はかくかくという経過をたどつて、それで日本は国力といふものが非常に盛んになつたといふことが述べられてゐる。それは一つの認識としてよろしいかも知れない。その一方、今度は公害が非常に起つてゐる。国土の破壊が起つてゐる。あるいはこれは世界的に大きな問題である。その比重ですね。その比重がくずれるとやっぱりこれは一種のイデオロギー、産業第一主義といふもの、そういうのがいまもってまだ支配的であるといふふうには私には感じます。産業第一主義といふものやばり一つのイデオロギーだと大臣はお考えになりますか。イデオロギーとおっしゃつたけれども、産業第一主義といふこともイデオロギーの一つに入れますか。

○奥野国務大臣 それはイデオロギーでなくて、政策の問題ではないかと思ひます。政策の問題ではないかと思ひますが、今日人間尊重、環境保全、これは非常に大切なことになつてゐるにかかわらず、十数年前の経済優先のようなことばかり書いていきましたら、これはやはり私は教科書編纂者に御注意を申し上げるべきだ、かように考えます。また、そんな記事ばかり書いておるならば、いま学校当局が採択するはずないのでございませう。

実は、私たちよく考えていかなければならぬのは、明治初年、わが国は富国強兵、これを国是として進んできたわけでございます。私はあの

当時、富国強兵を国是として掲げるのはもつとよかったと思ひます。三百年の鎖国から開国をした。やはり富国強兵といふことで努力しないと、当時の日本はあるいは先進国の植民地になつておつたかも知れません。植民地にならぬようにするためには、富国強兵を国是にする。それがいつの間にかや富国強兵そのものが目的になつてあつてあつた戦争に突入してつたし、非常に不幸な体験をせざるを得なくなつた。私は富国強兵は一つの手段だと思ひます。基本的には人類の豊かな生活を確保していかねければならぬ、これが目的だと思ひます。いつの間にか大切な手段が、一生懸命やつていくうちに目的に間違へられてしまつた。私は戦後の日本もそうだと思うのです。廢墟の中から立ち上がる。食えなかつたのですから、あの際にまず経済的に豊かにならねければならぬ。しかし、これは目的じゃないのでございまして、手段でございませう。人間らしい生活をするためにはまず食えるようにならねければならぬ。幸いにして、非常な成果をあげてまいりました。しかし、これは目的ではないのでございまして、手段でございませう。今日こうなつてまいりますと、いろいろな公害も目立つてまいりました。それを十数年前と同じような記述がありませう、私はこれは御注意を喚起していかなければならぬ、こう考えるわけでございます。

○有島委員 いまおっしゃつた富国強兵といふこと、これはおっしゃつたように、手段は手段でつたのです。それが、戦争が終つてもまだしつぽを引いてゐるといふことになる、これは明らかで教育上も非常に偏向と言つてもよろしいと思ひます。いまは強兵のほうはいまからさきには言えない。けれども、富国といふのですか、産業第一主義ですか、そういうことは、非常に支配的に教育の中の各層にしみついてゐるんじゃないか。たとえば教育投資、そういう思想がございませう。これは文部省のほうでも教育投資論といふものをかなりお用ひになつて、これからの日本の国はどのくらいエリートが必要なのか、中間エ

リートが必要なのかといふようなことを計算なさつてゐる。教育投資論といふことについて、大臣、どんなふうにお考えになりますか。

○奥野国務大臣 これも私はことばの使い方がいふかと思ふのですけれども、いま国民のために国民全体のお金を何に一番重点を置いて使つていくのか。その場合に、教育によい使えと、環境保全によい使えとか、いろいろあると思うのでございませう。そういう意味で教育投資がたいへん大切なときだ、こういわれてゐるのではないかと、こう考えるわけでございます。私も教育に思い切つて金を使つていきたいのだという気持ちで強く持つてゐるものでございませう。ただ、営利的に投資といふことがよく使われるものでございませう、そういうところばん勘定でものを考えてゐる意味において投資といふようにとられませうと、ちよつと使ひ方をくふうしなければならぬなといふ気持ちには私はなつてゐます。私はなつてゐますけれども、この際に何に金を思い切つてつぎ込んでいくべきだか、道路につぎ込め、港湾につぎ込め、工場につぎ込め、いろいろなことがあるだらうと思ひますけれども、経済復興中心に戦後考へましたときには、むしろエネルギー、電力あるいは石炭、そういうものに力を入れたらと思うのでございませうけれども、今日の場合には、やっぱり環境の問題とか、教育の問題とかに思い切つて金を使うべきだ、こう私は考へてゐるわけでございます。

○有島委員 金を使つていけば、そこに一つの結果が出るだらう。あるいは結果を出すためには金を使わねければならぬ、必要な条件だと言つてもいいわけですね。さっきのいろいろ話に話も、どなたかおっしゃつていらつしやるけれども、どんなふうにお考えになつていらつしやるのか、ぼくはいま少しづつ伺つてゐるわけなんですけれども、さっきの、大学紛争なんか起つておる。ところが、大学紛争が起つたり、それから小中学校にもいろいろ不祥事が起つてゐる。

そのもとにある相互不信感といふようなもの、その相互不信感といふものの中に、産業第一主義といふようなものが上のほうから持ち込まれてきてゐる、子供たちがそれが納得できない、そういう一面が強くあるのじゃないかといふように思ふのです。それで、親がいま何のために子供たちをあんたに大学にやらせたがるか、また子供がどうしてあんたに大学に行きたがるか、その辺はどう思ひますか。さっき、大学に非常にたくさん人が集まるとおっしゃいましたね。どうしてそういうことが起るのだらうか。

○奥野国務大臣 親が子供さんたちを大学に進ませたいと考へる、それは一体どうしてか、こゝういふふうにお尋ねになつてゐるやうに伺つたのですけれども、やはり教育に目ざめるといひませうか、そういう空気が国全体に非常に強く起つてきてゐるわけでありませう。そういうところから、教育水準も非常に上がつてきてゐる、量的には非常にすばらしい勢いで拡大してきてゐる、かように考へるわけでございます。これは、基本的にはそういう空気がみなぎつてきてゐる。やはり戦後、教育は大切だといふことも、先ほど来経済優先、産業第一主義といふようなことをおっしゃいましたけれども、当時やはり政治の一つの大きな課題であつたと思ひます。だから六・三制の採用年限を三年も延長するといふことは相当な英断でございませう。同時に、大学もどんどんつたわけでございます。つくつたといふよりも、大学に衣がえしたといふほうがいいかも知れませうけれども、やはりそういうことが、そういう影響をいひませうか、効果といひませうか、そういうものをもちたつてきた、かように考へてゐるわけでございます。

○有島委員 量の拡大が、そこに一つの荒廃を生んでゐるといふことはさつきも言われましたね。そうすると、こゝでもって大臣のお立場として、いま一番何を考へてどういふふうになつていかなければならぬか、ということが起ると思ふので

すけれども、さっきの教育水準が非常に上がったというお話、これもちょっとばく然とした話なんで、ほんとうに水準が上がっているかどうか、これもまた問題だと思ふのですけれども、大臣としては、いまその荒廃にどのような手を打っているのか、それはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○奥野国務大臣 私は、教育の問題につきまして、戦後量的に非常な拡充が続けてきた、反面、質的な面においてかなり十分でない面がいろいろある面に出てきている、こう考えているものでございいます。そういう意味で、私は、教育の基本は教師にあるということを常に言っているわけでございいますけれども、六・三制施行のときにも、義務教育年限を三年立て続けに延長したのです。その時分はみんな有能な男子は戦地から出されておったわけでございまして、先生どころじゃない。そういう働き手もなかった。しかし、義務教育年限を延長したわけですから、先生が必要なんでございまして、それでは、先生に相当するだけの能力を持った方々ばかりが一体教師という名前をもらったのかといえますと、私は非常に疑問を持っていますのでございいます。大学も同じだと思ふのです。事実、大学がふえてきて、大学の教官に値する方々ばかりが教官だろうかという疑問を持っています。私は、一々そういうことを言いますと、先生を軽べつするような感じにとられたりするものですから、こんな席では言いたくないのですけれども、量的拡充は非常に勢いで進んできた。しかし、ここでもほんとうに質的に考え直さなければならぬ。それでは何について一番考え直さなければならぬかといえますと、私は教師だと思っております。教師の養成であり、再教育である、こう考えております。

いま、新聞をお持ちになっておられましたいろいろお尋ねになっておるようでございます。私が、なおいろいろ突き詰めて考えていきたいのだから、うことを言うところ、ひっかかりを持っておられるようでございます。そこで、ちょっと申し上げておきたいのですけれども、私が文部大臣になりましたときに、まず、日教組と会ったのか、こういうお話でございました。ふしぎな話が最初に飛び出してくるものだと私は疑問を持ったのです。私は、教育の基本は教師にあると考えておる。文部省は教育に責任を持って、教師とほんとうに手をつなぎ合って進んでいかなければならぬ。先生の組合の中で、一番大きいのが日教組でございいます。その日教組と——日教組に限りません、先生のいろいろな組合とも文部省は手をつないで進んでいかなければならぬ。それにもかかわらず、会うのか会わないのかという話が出てくる。一体これが日本の教育界の姿だろうかという疑問を私はそのとき強く持ちました。その話が出ましたときに、文部省と日教組との関係、こんな話が出るくらいに問題が複雑にこんがらがってきおるよう。だから私は、まずどういいう経過をたどってきおるのかじっくり調べてみたい、見詰めてみたいのだ、こう考えたわけでございいます。教育の世界が非常にすさんでおる。同時に、私はじっくり考えてみたいと思ふのです、こう答えましたのは、主としてこの質問を受けての私の答えでございいます。教育界がなぜすさんでおるか、どこが荒廃しておるか、しさいに調べていかなければならぬ。それは皆さん方からいろいろな答えを出していただいておるわけでございいますので、それはそれなりにいろいろな答えが出てくると思ふのでございいます。私なりによく考えさせてほしい、こう申し上げたのは、この質問に対しての答えでございいますので、御理解を賜わっておきたいと思ひます。

○有島委員 いまそちらからお持ち出しになったから聞いておきますが、日教組とはどのような交渉を持っていますか。

○奥野国務大臣 日教組から会いたいという話がありましたが、いまのようなお話がございまして、少し私に時間のゆとりができるまで待つてくださいます、こう申し上げているので、まだ会っておりません。

○有島委員 いつごろお会いになりますか。

○奥野国務大臣 これは相手のあることでもございいますので、相手からお話がありましたらお目にかかりたい、かように考えております。

○有島委員 相手からお話があったのでしょうか。それでもって、大臣が忙しいからとお断わりになったのですか。だから、今度は大臣のイニシアチブですね。いつごろお会いになりますか。

○奥野国務大臣 私はいま、正直に言ひまして、国会のことで一番時間がとられているわけでございいます。とられていっているわけでは皆さんからおこられると思うのですけれども、国会で一番時間が占められておると思ひます。しかし、その間でもいいじゃないか、こうおっしゃるなら、それはそれで考えてみることにいたしますけれども、やはりそういう話がない限り、自分から国会中でもとにかく会いたいというだけの余裕を持っています。しかし、お話がありましたら、よく相談し合つてけつこうだ、こう思っております。

○有島委員 お話はすでにあったわけなんです。今度は大臣がおこたえになる番なわけですね。国会中は忙しい。それはお忙しいでしょう。国会が終わると予算でしょう。もっと忙しいでしょう。いつ終わるか。まあなるべく早く終わりたいというこです。いつごろお会いになりますか。

○奥野国務大臣 いまも申し上げておりますように、いまこういうことで時間の余裕を持っております。いままでは、私から進んでお目にかかりたい、こう申し上げるだけの余裕を持っていない、こういうことでございいます。したがって、お互いにまたそういうことでよいきっかけができてきたら時間をつくり合つたらいいのじゃないか、こう思っております。

○有島委員 では、国会の会期中はお会いになりませんか。向こうから会いたいともうすでに申し込んだのですか、さっきのお話でも、国会の会期中でも会いたい、会う、そういうことですか。

○奥野国務大臣 私から会いたいということを申し上げるについては、やはり国会に専念しなければいけない、こう思っております。しかし、だからといって、そういうお話が出てきているからかわらず、いや忙しいからとも会えないのだということをきめておるわけではございません。

○有島委員 会うのか会わないのかと聞かれて、これは驚いたということから始まったというお話でしょう。そうすると、それを一番先にやらなければおかしいんじゃないですか。そこら辺から片づけていってもいいわけじゃないか。

○奥野国務大臣 先ほどもちょっと申し上げましたように、少し日教組と文部省との関係がこじれ過ぎてきている。だから私はほんとうによく勉強したいのだ、こう思っております。それで、正直言つてできておりません。そんなに日教組のことを詳しく勉強するだけの時間的余裕を持っておりません。しかし、だからといって、いや会わないのだと言ふ問題ではない。先ほども申し上げましたように、文部省と先生方と、ほんとうに手をつないでやっつけていかなければ、日本の教育の振興はできっこない。念願しておりますけれども、やはりあまりにもこじれ過ぎてきているから少し勉強したいと思つても、正直言つてまだできていないわけでございいます。できてないけれども、いまでもほうっておけないから、そんな事態が出てくればよく考えたいという気持ちを持っております。すよ、こう申し上げているわけでございいます。

○有島委員 どうも解せないのですけれども、私は実は難尾文部大臣のときだったか、お会いなさいませというのを申し上げたのです。私は別に日教組の肩を持つわけではないのです。私は私なりにいろいろなことを考えておりますけれども、文部当局の総責任者が日教組の方とお話をし合わないというのは、非常にぼくは不自然だというふうに思うし、国民もみんなやはり不審な気が

持ちを持つと思うのですね。これは定例的に持ちになるという事は自然なことではないだろうか、そういうふうには私は考えるのだけれども、大臣は積極的な会合、準備ができるまでという事ではないという事をいま伺いました。いつまでも勉強し尽くしたらさあ会おう、そういうものでもないとおっしゃったのですね。早い機会にお会いになる御意思があるかどうか。またあるいは定例的に話し合いをしてみようというお考えがあるかどうか、どうですか。

○奥野国務大臣 いまおっしゃった事柄につきまして、いろいろな意見が私はあると思うのです。そういうかっこうになっているから、私はここで言いたいことはたくさんあるのですけれども、言いますと、私の気持ちが実らないと思うものから、日教組批判はしたくないのです。いまおっしゃったことにつきまして、いろいろな意見が私はあると思うのです。文部省の態度についても批判があると思います。日教組の態度についても批判があると思うのです。私自身も、いろいろな考え方を持っています。持っていますのですけれども、それを言いますと、私は元来手をつなぎ合つて進まなければならないという事を考えているために、ほんとうに言いたいことをあえて言わねばならないという事を考えているのです。日教組の方々が、中教審路線についていろいろなことを言っておられる。また私たちが給与の改善について立法を考えている、これについてもいろいろなことを言っておられる。あるいはまた一たん選挙になったらどういふことをされるかということについてもいろいろな問題がある。私自身いろいろな気持ちを持っておられるのですけれども、言いますと、せっかく私が志していることがまたくずれていくと思いますので、あえて言わねばならないのです。その辺は政治家でございまして、から御理解いただきまして、日本の教育がよくなりますように、ひととせひお力添えをいただきたい、かよう

にお願いしておるわけでございます。

○有島委員 私、伺っているのは、ここでもって日教組論をやるとか何かそういうことじゃないのですよ。一度お会いになる、会期内なら会期内で会おうという御意思があるか、あるいは定例的に会つていこうという御意思があるかどうか、そのことを伺っているのです。

○奥野国務大臣 私は、お互いに言えば、しょっちゅうそんなむずかしいことなしに、いろいろ絶えず話し合いをしていくような関係に持っていきたいという希望を持っています。いま私のほうから日教組に対して、国会中だけでも会いたいという余裕はない。しかし、そういうきつかけができてくるならそれはもう時間はつくらなければならぬ、こう思っております。こう答えているわけでございます。

○有島委員 向こうからは、大臣が御就任になってから会いたいといっている、そういうことはあったのでしょうか。

○奥野国務大臣 会いたいというお話がありましたので、いま時間的余裕がないのもう少し先に延ばしてほしい、こう申し上げておるわけでございます。その事情はいまでも変わっていないわけでございます。変わっていないわけでございますけれども、もうかなり長くたっているにかかわらず、自分自身の勉強ができていないからそれで会わないというふうなことは適当でない、こう思っているのですけれども、進んで自分から言うだけの余裕も持っていないのです、こう申し上げているわけがあります。

○有島委員 そうすると、二回、三回催促を受けないと会わぬ、こういうことですか。

○奥野国務大臣 その辺は政治家ですから、もう御理解になっているのではないかと思うのです。それ以上言わせることは私は適当でないと思つてございませう。その辺はよく政治家として御理解いただければいいのじゃないか、こういうぐあい

に思つておるわけでございます。

結局わからないのだけれども、教育をよくするという目的に立つて、それでもって会つてもらいたいと私は思うのです。それで、一べん申し込まれている、それでもって大臣のほうにいまインシ

アチブがあるのだ、こういうふうにするのです。だから、お会いになつたらいいのだと私は思うのです。大臣からごらんになれば、私は非常に単純過ぎて政治的でないとおっしゃるかもしれないけれども、私は政治的よりも教育的ということをしる思ひます。その行政の最高責任者と教員の大きな団体である日教組ですね。もう一つあるのです。定例的に会つていっていただくと私は提案申し上げているのだけれども、一つは期間期間と

いって、いまちょっと忙しいから少し延期してくれ、その少しがどのくらいまで少しになるのか。それからあと定例的になっていくという御意見があるかどうか、そのくらいはおっしゃっていいじゃないですか。

○奥野国務大臣 先ほど来たたびたび申し上げておりますように、もうしよっちゅう会つたらいいのじゃないかと思うのです。そんな定例とか何とか言わないで、もっとさくばらんに話し合えるようなかっこうに私はぜひ持っていきたい、こう思っております。

同時に、最初に新聞記者の方々からお尋ねを受けましたときに、そういう質問が最初に出ること自身非常に私は不自然さを感じるのだ、だからよく勉強したいと思つておるのですが、その勉強ができたかという、できておりませんと残念ながら申し上げておるわけでございます。国会中でもありますから時間的余裕がない。だからし

たがって、自分から今度は会いたいという時期に

来ているというところまではまだないのだ、こう申し上げておるわけでございます。しかし、それだからといって、いつまでもほつておいて問題があるじゃないかとおっしゃれば、そういうきつかけがあればそのときによく考えてもつけようです、こう申し上げておるのです。おまえが前に会

わないと言つたんだから、今度はおまえが言うべ

きた、かりにそれをそのとおり受けましても、いま私には勉強がまだできていないのだ、国会中なんだ、こう申し上げておるわけ、その後においで必要があれば、私からお目にかかりたいと申し上げたらいだろと思ひますが、いまは私にはそれだけの余裕はまだできていないということ

をたびたび申し上げておるわけでございます。

○有島委員 こんなことで時間をつぶしたくないんですが、よくわからない。勉強ができるとかできないとかいうお話ですけれども、それも、これでもって勉強ができたという事は、別に期限はないわけでしょう。だから、何となく会いたくないんだというお気持ちなんですか。

○奥野国務大臣 もうわかっていただけだと思うのですけれども、二十何年来この問題でこじれているのです。二十何年来こじれているんだから何とかしたいという希望を持っていますものですか。私なりにいままでの沿革をよく勉強したい。どうやったらそれをほぐせるのだろうか、こういう気持ちを持っています。それをほんとうに勉強したいのです。いろいろな人から聞きたいのです。しかし、いま国会中なのだから、なかなかその時間的余裕がなく、その目的を果たしておりません。しかし、お話があるのにいつまでも延ばすわけにいかぬじゃないかという気持ちも私は持っております。だから、そういうきつかけができた

らよく考えるけれども、しかしいずれにしても、自分のほうからいまお目にかかりたいと申し上げるだけの時期には来ない、こう申し上げておるのです。

○有島委員 それは一つの基本問題だという認識を持っていられませんか。

それで、さつきからいろいろな話をしていただけれども、相互不信というふうなことです。私は相互不信の一つのなかめになつておるんじゃないかと思ひ、親と子供が、あるいはお子さんと教師が、教育者ですね。そういうこともありますけれども、文部当局と教師側とが模範を示している

るみたいなことがあるわけですね。それは早急に

解決しなければならぬ問題ですよ。

それでも、五、六年前から考えれば、もうずいぶん変わってきているように私は思います。前の文部大臣の御努力もありました。あるいは政務次官の方々の一生懸命やったことも私は評価できると思っています。これは早くやらなければならぬとも思っています。やはり大体いつごろとめどを立てて、それを目掛けて勉強なすつたらどうですか。

○奥野国務大臣 私は、この問題は非常に重要な問題だと思っております。この問題が片づかないと、私は日本の教育の正常化なんてできないと思います。しかし、会ってすぐ片づく問題なら、もう二十何年前に片づいていないんじゃないですか。なぜ二十何年来こんなにこじれているのか、そこを私はよく勉強していかなければならない。そして、どうやればこういう問題が解決できるのか、お互いに反省し合う、そういう機運もつくっていかなければならぬ、これも考えておるわけでございまして、私が会ってすぐ片づく、それなら、いままでは歴代の大臣がお会いになつて、すぐ片づいていと思うのです。なぜこういうふうになつていのか、お互いがやはり反省し合う、相互不信の起らないようにしていかなければならぬ。私はいろいろな研究、努力、くふうが必要じゃないか、こう思っておるわけでございまして、ほんとうに大事な問題だと思っております。大事な問題でございまして、私なりによく勉強したい、こう申し上げておるわけでございまして。

くということが大切なんでしょう、と私は思います。それには、内閣そのものとはかくいつまでも続くかもしれませんけれども、やはり時間というところもあるわけですね。だから早い期間に会ってみる、そういう行動に出るといふ御意思があるかどうかというんです。けれども、最後のところがはっきりしないんだ。

○奥野国務大臣 国会中私から進んでお目にかかりたいということは言う状態にないんだとたびたび申し上げておるじゃありませんか。こんなにどうく申し上げておる。私からお目にかかりたいという時間的余裕もなければ、勉強もしていない、こう申し上げておる。ただ、そういうきつかけができておるのかかわらず私が拒否する、それはとるべき策じゃない、それくらいのもも持っている。また、私たちがどういふことを考えているのか、これは日教組の方々もやはりある程度経過を見ながら判断されるでしょう。私たちが給与の改善を考えているにかかわらず、すぐ頭から反対しておられるじゃありませんか。こんなに真剣に考えているのに、何も理解してくれてないじゃありませんか。やはり理解してもらうためには日時が必要じゃないでしょうか。ほんとうにこれだけ真剣に考えている気持ちはどうして受け取ってくれないのだから、邪推ばかりしているじゃありませんか。私と私は叫びたい気持ちが一ぱいでございまして。

○有島委員 それだから会わなければならぬと言っているんですよ。いいですか。こつちがせつかく考えてやっていると頭からそれを反対するとは何事かというふうなせりふは、よく親が反抗期の子供に言うのですよ。あるいは大団が小さな国に対して、こちらはこんなに考えてやっているとにおまへたちこれをいやがるとは何事かというふうなことも言います。そういう、とにかく力が強いほう、いま言ったのは、まあ客観的に見て力が強いほうが、比較的弱いほうに対して、こちらがこんなに考えてやっていると頭から反対するとは何事かというせりふが出てくるわけです。こ

れは重大だと思えますね。大臣は、もしもほかでそういうことが起こっていたら、まああなたもおとななんだから、その辺はよく話し合つたらいいじゃないか、そうおっしゃるに違いないと思うんです。こちらがこれだけ一生懸命というのは、教員給与の問題を示唆されたんだと思います。初めは五〇%とおっしゃっていたのが、二五%になり、一〇%になった、そういうことは大臣としても大蔵省に対して御不満を持っていたらいいでしょう。そういう、こちらの気持ち、ほんとうに皆さんよくしてあげたいんだという気持ちで一ぱいだ、それはほんとうに顔面どおり私は受け取ります。それが向こうに伝わらぬとか、向こうが反対しているとか、それを何事かという態度じゃ、わしは会ってやらぬのだ。それは私は間違いだと思ふ。いかがでしょう。

○奥野国務大臣 先ほど来たびたび言っているのですから、もう御理解になつていと思うのですけれども、私がここのでいろいろのことを言いますと、それがまた批判を生むことになつてしまふのです。言いたいことはたくさんありますけれども、私は黙っているのです、こう言っているわけですから、相互不信が根深いのに、一べん会つたらすぐ全部水解するんだ、そういうわけのものじゃないというこの一例として私は申し上げておるわけがあります。ですから、相互不信を解いていきたいのです。それにはやはりお互い努力している姿というものをお互いに見詰め合うことも必要じゃないか、私にはこういう気持ちもあるのです。だから、あなたの言われること、すぐ会つたらいいじゃないか、それで水解するじゃないか、定例会見をやつたらいいじゃないか、そういうかっこうになつていないところに今日の問題がある、二十何年来の今日の結果を来たして問題だ、こう思っているものだから、私は、どうやらこれらを解決できるかというのを真剣に考えていきたいという希望を持っているのです。そのためにまず勉強したいのだということを申し上げておるわけでございます。私は十二月暮れに就任したばかりでございまして、それからずっと国会でござ

います。相当時間をかけなければいかぬだろうと思ふのですけれども、そんなことを言っているはいけないという気持ちも持っておりますよ。このことまで言っているわけでありまして。私は、ここであまり日教組問題に触れたくないのです。触れたくないということは、真剣に何か解決をしたいという気持ちを非常に強く持っているからでございまして、私がいま一つ言つただけでも皆さんたちのほうでいろいろ反発してこられる。まさにそのとおりだと思ふのです。それくらい相互不信が根深いのです。だから、そこらいろいろ解いていかなければならぬだろう。そして、どうやらお互いに理解しながら力を合わせて進むことができるかという道を真剣に考えていきたい。だから、会う、会わないの問題は、先ほど来よく申し上げておりますことでぜひ御理解を賜わりたいと思ひます。

○有島委員 私は、会つたら全部解決するだろうなということはひとつも言っておりませんよ。そんなことを言つたら、たとえばベトナム会談ですけれども、それはやらぬよりかましだから、一生懸命やっているのじゃないか。そして積み上げ、積み上げて、ときどきこうなつたり話がこじれちゃつたりして、それにもかかわらずまたやる、そういうふうなことで双方からの努力が積み上げられなければならないのじゃないかと私は思うのです。大臣に御就任になつてまだ幾ばくもないようなことをおっしゃるけれども、何年大臣をやつていくでさるかわからない。それはお互いにわからないでしょう。けれども、やはり具体的に踏み出すというところはやらなければならぬのじゃないか。会つたら全部うまくいくなどということは私は言っておりません。それは御理解いただけるでしょう。それからまた、ここでもって日教組の姿をお互いにぶちまけるということも言っているわけではないのです。田中総理も言っておられるように、非常にわかりやすい形でもってその積み上げの努力をしていくということは、

ければならない、世界にほんとうに貢献していかなければならない、そういうような明治時代以来の状況、あるいは戦後の状況とはだいぶ変わってきているわけです。そういう御認識はお互いにあると思うのですね。あるいはアメリカのように、非常にいろいろな批判はあっても富んでいる国と

もまた違うわけですね。日本は資源のない国だということもありますし、文化国家として成り立っているかなければならないのだ、そうした場合に、研究者の位置づけ、近い将来大学院に関係していく者を、研究者としての位置づけをなさるべきじゃないか、そういうことをひとつ御検討をなさるというか、ひとつお考えいただけませんか。

○奥野国務大臣　私も今後の問題としては、大学院のあり方、同時にこれの充実、これは非常に大切だ、私も有島さんと同じ気持ちでおります。太

学院の姿を見っていきますと、四年制の大学、それでもう十分だというわけにいかない。もつと社会に出ていくについて身についた勉強をしていかなければならないという大学院の学生、これはまさに学生だろうと思います。もごさいます。また、

い、そういう意味で再教育を受ける、これはやはり大学院の任務だと思うのです。さらに、教育者になるとか研究者になるとかいうことになってまいりますと、まさに研究者の場合には学生とは

いうけれども、もう学者生活に研究者として大学で送っているにほかならないと思います。まさにおっしゃるとおりだと思います。でございますので、大学院の使命といいますか、機能といいますか、そういうものもまた幾つかあるのじゃないですか。

おっしゃっている研究者として扱う大学院の学生の処遇につきましては、それまでの大学生の学生としての扱い方から、もう一段深い処遇を頭に置いて考えていかなければならない、こういうお

それは私も全く同感でございます。現在でも奨学金の扱いも変えておりますし、また学生一

名当たり、教官一名当たりの経費の見方につきましても変えているわけでございますけれども、おっしゃっている問題、非常に範囲の広い問題だと思ひますけれども、これからの大きな課題だというふうに考えております。

○有島委員 大臣のおっしゃったのは、幾つか脈絡がちょっと一緒になつてゐる面があると思ひますけれども、一般市民教育というものがございませうね、これは戦後の大学の模範したものですね。市民教養というふうな、そういうものの上に初めて大きな視野を持つてそこから人材が出てくるんだというふうな考え方、それから職業教育的に非常に寄つた面ですね、再教育というふうな面、実用的な面、それからもう一つは、いつ成果が出るのか全然わからないんだけれども、とにかく学問として追つていかなければならぬというふうな基礎的な研究がございませうね。そういうふうな私は大体三つくらい高等教育の機能というものが、これは分離しなければならぬ、分離した上でお互いに関連し合つていかなければならぬと思ひますけれども、少なくともいつ結果が出るかわからないんだけれども、これは進めていかなければならぬということには、ついお金が出てこないわけですよ。それで産業第一主義ということがさつき話題になりましたけれども、産業に寄つてゐるほうのことはお金が出ていく、研究が進んでいくということもありませうね。国として、むしろほんとうに心配しなければならぬのは、そういう基礎的なこと、これは財界のほうから応援があまり来ない。来ないけれども、やはりやつていかなければならぬということ——こちらから考えても、学者のやることは、大抵現体制を批判的に見るのが学者の常でございますから、大抵行政側から見てもあまりお氣に召さないようなことがあるかもしれない。にもかかわらず、そこには研究費を出していかなければならぬ。そういうことは、国がやらなければだれもやり手がないということがあると思ひます。ほんとうの大学院でなければできないというふうな一つの特徴

は、むしろそういったところにあるんじゃないか、私はそんなふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○奥野国務大臣 大学院大学をつくつたらどうかという意見もずいぶんございまして、おっしゃつてゐるような方向で大学院を充実していかなければならぬと思ひます。

同時に、大学院のいまの仕組みは、御承知のようになつてゐるわけでございますけれども、二年の修士課程、その上に三年の博士課程、この修士課程は社会人の再教育という方向で考える、博士課程は五年にして、最初から博士課程に入つて五年間みっちり研究を続けるという仕組みをとつたらどうかという考え方もございます。筑波大学ではそのような方式をとることにしようとしてゐるわけでございます。あるいは何も修士課程を二年に限る必要はないじゃないか、再教育という面においては、一年で大学院生活を送れるという制度をつくつたらどうかという意見もあるわけでございます。私はいろいろな大学院のあり方を考えたいんじゃないだろうか、コースをいままでのように一つしかないというふうに縛つておく必要はないんじゃないだろうか、こういうふうにも考えてゐるわけでございます。現在も大学の中に、大学院を置いてゐるところと置いてないところとあるわけでございます。そういうことから考えますと、いさそ大学院大学という構想も十分考えられるわけでございますし、また大学院については特に充実した処遇をしなければならぬ、これも御説のとおりというふうに私も考えております。

○有島委員 大学院生と、それから無給研究員というのをお医者さんの中にもありますし、それから工学、理科のほうにもあるようですけれども、博士号を取つて大学に入つて、まだ就職できないから大学院で研究してゐる、それで無給である、そういう人たちがいるようですが、これが研究していく上いろいろな事故が起つた。この無給研究員の事故災害、これが全国的に見ますと

なりあるんじゃないか。これのお金の出どころはつきりしておらぬわけですね。それから無給でやつてゐるといふても——それじゃけつこうです。こうしましよ。たとえば大学、病院その他の研究所におけるこうした研究災害の補償制度が一体どうなつてゐるか、これは検討しなければならぬ問題であると思ひます。それで、これは報告されないでもつて、うやむやになつてゐるところのほうが多いんじゃないかと思ひます。こういったことがさつき不信感じゃないけれどもかなり恨みを買つて、どうにかしてくれないか。事務局にたいがい握りつぶされちゃつてゐるということがあるように思ひます。これは一べん調査していただきたい。私のところに入つてゐるのは二三の例でありますので、一べん調査して報告をいただきたいのです。これは報告をいただくというの——じゃ資料要求をさせていだけましよう。

○奥野国務大臣 いまおっしゃつてゐる方々が、学生の身分で災害を受けたことなや、あるいは研究員とか、助手とか、公務員という身分を持つておつて災害を受けたのかによつて違つてくると思ひますのであります。公務員なり、あるいは私立学校の場合の職員の場合もそうでございますけれども、職員についてはそれぞれ災害補償に関する制度ができてゐるわけでございます。いまおっしゃつてゐるのは、あるいは学生なのかという気がするのですけれども、具体の例もちょっと参考にあつてお知らせいただきまして、それを受けて調査した上で御連絡させていただきますようにいたします。

○有島委員 時間が来てしまつて中途はんばになりましたけれども、これは大臣の個人のことにかかわるつもりもないんだけれども、私はこう思つてゐるんですよ。学園都市というふうな御構想があつたようです。学園都市そのものについては、そういうものを郊外につくつていくということについては、私も二三年前であつたか、まあこれは賛意を表しております。それで私は、大臣の

奈良県ですね、奈良県というところは、それこそ産業第一主義で成り立つところじゃないと思ひます。すなわち、あそこは。どこを掘つてもいろいろな文化財が出てきてしまふ。文化財の問題について、きょうも少し大臣のお考えをほんとうは聞きたかつたのですけれども、私は奈良県のようなところこそ、日本列島の中であそこは文教県にすべきじゃないかというふうにかねがね思つてゐたわけですよ。大臣いかがですか、お考えは。

○奥野国務大臣 たいへん私としてはありがたいお説を伺わせていただいたわけでございます。県としてもいまでも、煙を吐くような企業は来てくれないという態度をとつてきたわけでございます。昔はわりあい文教施設があつたわけでございますけれども、その後どんどんいろいろな施設をふやす場合に恵まれていない、こう思ひます。それだけに、私は奈良県のようなところにつきましては国の文教的な施設をもつと積極的に設立していくべきじゃないか、そんな気持ちを持つてゐるわけでございます。たいへん心強い御意見を伺わせていただいております。

○有島委員 これは御就任中でも、まあそんなことは別にして、その御構想をお示しになつたらいかか、私はそう思つてゐます。

それから、文化財のことで少しまたやりたかつたんだけれども、これは……

それから国連大学ですね。国連大学の、まだ事務所だけなんです。国連大学そのものを日本の国にどうしても招致したいというふうな意思表示をなさつたらどうか。それはいかがですか。

○奥野国務大臣 先ごろ国連事務総長ワルトハイム氏がお見えになりました際に、いまでのような主張を強くいたしましたので、事務総長からは同調的な御返事をいただいたわけでございます。ぜひそういうことで努力を続けていきたいと思つております。国連当局に対しまして、日本の強い意思を正確に表明をしてゐるわけでございます。また四

月の中ごろでしたか、国連大学についての国連側の調査団、これが日本に来ることになったわけでごさいます。また国連大学の建設草案がどういうふうに具体化していくか、その方向を見定めながら、それにこたえられるような答案を日本側で書けるようにしていかなければならない、こう思っているわけでごさいます。

○有島委員　じゃこれで終わりますけれども、先ほどの不信任の問題は、これはやはり非常に重要な問題だと思います。そこらじゅう不信任だらけでありまして、これもどこからでもいいからチャンスあり次第、とにかく解いていかなければならないわけですね。政治の世界だってそうだし、それから行政でもそうです。特に教育というこの一つのフィールドの中でもって、これからこれを解いていく努力を積み重ねていかなければならないということをおっしゃいます。先ほどの大臣の、ちょっと歯切れが悪くて、非常に私は不満です、あれは。またお答えをこれは示していただきたい。

○田中委員長　この際、午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時十六分開議

○田中委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員　私も国会に何年かおりますが、文化のかおり豊かなこの文教委員会が質問させていただくのは生まれて初めてでございます。たいへん光栄に思っております。たまたま文部大臣は、かつて自治省の財政局長御在任時代、地方行政委員会という議論をいたしたことがあるわけでありまして、そういう意味で今度地方行政、

わけても地方財政に最も詳しい奥野さんが文部大臣になりました機会に、教育財政についてひとつ抜本的な施策を打ち立てていただくことを、心から私期待したいと思っております。

振り返ってみますと、六・三制が発足をいたしましたところ、戦後の窮乏の中で、当時は全国一万余ある市町村が、非常な苦勞をして新制中学を建設したわけですね。当時、この新制中学建設のための資金繰りがきわめて困難であり、そういう事態に直面をした市町村長さんの何人かが自殺をしたというふうな実例もあつたわけでありまして。そういう戦後のまさに地方財政の窮乏のさなか六・三制が発足をし、当該地域住民の血のにじむ努力で今日の六・三制というものが確立したのではないかと思います。とにかく、そういう画期的な制度の裏に、先ほど申し上げたような市町村長の何人かが自殺をするというふうな、非常に大きな犠牲が払われた。それはやはり教育に対して財政的な措置というものがきわめて不十分であつたというあらわれだつたと私は思うのであります。その後、そのような悲惨な事態というものは解消したと思ひますけれども、しかし、いまなお地方財政を議論する場合になるのは、超過負担の問題であります。特に超過負担の中心をなすものが公立学校の建設費であること、これは奥野さんよく御存じのとおりだろうと思ひます。

そういう過去の経過というものを踏まえまして、しかも地方財政の最もベテランであります奥野さんが文部大臣になつたという機会に、この際、公立学校の施設に対して超過負担などというものが一切ない、また地方財政法で禁止されているところの寄付の割当などというものは一切なくなる、そういうたっ好ましい教育環境というものを整備をしていただきたいものだと思ひます。この点、まず文部大臣の御決意を承つておきたいと存じます。

○奥野国務大臣　山口さんのおっしゃっていること、全く同感でございます。ただ、戦後間もない

ころを振り返ってみますと、あのころは国民経済も回復していない、財政も十分でない、しかし、日本の将来をおもんばかれば教育に力を入れるべきだということで、六・三制を発足させ、教育の充実に取り組んでまいつた時期でございます。だけに、財政的にはかなり国、地方を通じて無理をし続けてきたわけでごさいます。それを考えますと、今日では相当に経済力もついてきましたし、財政力も充実してまいつておりますので、国、地方、それぞれ負担の分野を明確に守つて、そのとおりに実行していくということではなればならない、かように考えるわけでごさいます。そういう意味におきまして、負担区分が明定されているものにつきましても、超過負担というふうなことの起こらないように、制度の改正もさることながら、運用にあたりましても留意していかなければならないところだ、かように考えているわけでありまして。

○山口(鶴)委員　大臣のおっしゃること、よくわかります。ただ残念なことは、その後わが国が、経済の成長——最近経済の高度成長の問題につきましてもいろいろな角度からの議論はございますけれども、それはさておきまして、わが国の経済が戦後驚異的な速さでもって復興してまいつた。戦前の水準を抜き、非常に経済の成長というものが達成をされた。それに比例をいたしまして、わが国の一般会計の予算規模というものが、年々非常に勢いで増加の一途をたどりました。地方財政もまた国の一般会計の伸びとほぼ同じ比率をもつて伸びてまいつたことは事実でございます。

そういう中で、それでは教育予算というものが、国の一般会計の伸びと比例をして伸びていった、あるいは地方財政の中における教育予算の比率というものが、地方財政の伸びと比例をして伸びていったということであるならば、私はまだいいと思うのですけれども、残念ながらその数字をとってみますと、こまかい数字は私ここであげませんけれども、国の一般会計における文教予算の比率、地方財政の中における教育予算の比率というものは、年々低下の一途をたどっているというところは、これは大臣もお認めになると思うのです。本年も国の一般会計が二四・六％ですか、という伸びの中で、文教関係予算の伸びは一七％程度、まあ自民党さんの一部の方が非常に御熱心で、百三十五億については大いに獲得をされたようでありましてけれども、しかし、そのようなものを百三十五億とてみたところで、教育の予算の比率というものは明らかに低下している。こういうことは私も目をとおうことはできないと思うのです。ね。そういう点に対する御反省はいかがですか。

○奥野国務大臣　国の予算の中で、文化関係の占めるウェイトが高くなつていく、そして文化豊かな国に発展していくこと、私たちの念願しているところでございます。

〔委員長退席、松永委員長代理着席〕

ことしの国の予算が二四％以上ふえているのにかかわらず文部省の予算が二〇％余しかふえていないじゃないか。そうなりますと、自然国の予算の中に占める文教予算の比率は下がるわけでございます。これも御指摘のとおりでございます。私たちが残念なことだと思ひます。ただ、国の予算が二三％、一四％という時代にはむしろ文教予算がふえまして、比率が上がつっているわけでございますけれども、二〇％をこえるようになってまいりますと、文教予算の伸びはそれよりも下がつて、比率は下がる、そういう傾向を言ひますと、われわれ弁解がましいことになつてございまして、それから、人件費が何ぶん多いのですから、思い切つて公共事業とか社会福祉とかいう点にウェイトを移すというところになりますと、そういうものの文教予算に占める割合が低いものだから、自然国の予算の伸びよりは低くなるという経過をたどっているわけでございます。しかし、いずれにしましても、もつとも文教関係の予算にウェイトを置いた財政運営が行なわれるように、私も今後一そうの努力を続けてまいりたい、かように考えている

わけでございます。

○山口(鶴)委員 年々文教予算の比率が低下している事実については、よく御認識のようでありませう。せめて財政に明るい奥野さんの時代には、そういった傾向に歯どめをかけるくらいのことであつてよろしかつたのではないだろうか、こういふふうに思います。それは意見でありますから、お尋ねをこれ以上いたそうとも思いません。そういったつもりで今後対処いただくように、強くお願いをいたしておきます。

そういう中で、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案についてお尋ねを逐次いたしていきたいと思うんですが、最初に事務当局に聞きましょう。

文部省からいただきましたこの「義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案資料」文部省でおつくりになったものです。これを見ますと、法律案要綱がございまして、法律案があり、提案理由がございまして、新旧対照表があつて、参照条文が次についております。この参照条文を私はずっと拝見をいたしまして、文部省のお考えというものが実はわからなかつたのであります。この中に、地方財政法の抄がございまして、第十條の規定がここに書いてございまして、十條がこの法律に関係深いことは私もよくわかりますが、先ほど来奥野さんと私の間で議論しておつたことを局長もお聞きになつておつたろうと思ふんですが、いま教育の施設について国民が関心を持つということになれば一体どこか。そうすれば当然地方財政法の強制的な寄付を割り当ててはいけないということ、それからさらに地方財政法の二十七條の四、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費、そしてそれを受けた地方財政法施行令の第十六條の三、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費、こういうものがこの公立学校の施設負担の法律について、お役人のほうから見れば別ですよ、国民の側から見た場合に重要な規定だということ、私は局長さんもおわかりいただけるだろと思うんですね。そういう

ものを、せっかくこの参照条文として幾つかの法令をお引きになるとするならば、地方財政法を当然私は載せてしかるべきじゃないかと思ふんです。そういった国民の側から公立学校の施設について一体どう考えているかという観点で、残念ながら文部省にはないということ、この法律案資料は告白をしている、こう私は言わざるを得ないと思ふんですね。いかがですか、その点は。

○安嶋政府委員 山口先生御指摘の点は、私も日ごろ問題点というふうに意識をいたしまして、そうした学校施設の経費が住民に転嫁されることがないように留意をいたしておるわけでございますが、資料として差し上げましたものは、これは法改正と密着した部分だけに限つたわけでございまして、それに御指摘の条文が入つていないからといって、そうした問題意識を私どもは持つていないということではございません。その点はひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 密着しているものについて、関係する法令についてのみにとどめた、こういうのでですね。それじゃお伺いしましょう。

今度の法律改正の内容は、小中学校の国の負担割合を改めたものですね。それから、まあ屋内体操場についてもそうです。そうすれば当然、この公立学校の施設に關しての補助の特例をきめていく法律というものは、密着したものを並べるといふなら、当然並べてしかるべきじゃありませんか。ところがこの中に、私ずっと見たのですが、落ちてくるのがありますね。たとえば過疎地域対策緊急措置法、これについては小中学校の負担の特例を定めているものでしょう。載っているかと思つたら載つてないじゃありませんか、密着しているものが。あなたのおっしゃつたことを私は繰り返しているのですよ。とすれば、この過疎地域の公立学校の施設について文部省というものは関心ないということをお告白していることになりませんか。

○安嶋政府委員 過疎地域の学校施設整備の問題につきましては、決して私どもはこれを軽視する

ということはないわけでございます、ただいま先生御指摘のとおり過疎地域の対策緊急措置法の規定によりまして、過疎地域における学校統合につきましては、三分の二の高率補助ということが行なわれておるわけでございます。これに対応いたしまして、四十八年度の予算におきましても、学校統合関係が中心でございますが、事業量といひましても七十一万平方メートルを七十七万平方メートルに増加をします。あるいは負担金の金額について申し上げますと、前年度の百四十三億円を百五十六億円に増額をするというふうな措置を講じておるわけでございます。これは過疎地域のほかに、離島関係それから一般の僻地関係を含む数字でございますが、そうした方面にもこうした努力をしておるわけでございます。御指摘のよう参照条文にこれをあげたほうがよかつたと思ひますけれども、参照条文にこれをあげなかつたということでもって私どもがこの問題を重視してないといふふうなことではないわけでございます。

○山口(鶴)委員 まあ言いわけはあまりいたさぬほうがいいんじゃないかと思うのですが、第一、いまの内閣は田中内閣でしよう。日本列島改造論というのを書きなつた。何が基本ですか。過疎と過密の同時解決ということをやつたての学校の国の負担の割合を改めようとする参照条文、関係するものというものは、そんなに幾つもないのですから、それぐらいのこと、この私も立法府が審議する際に参照条文として載せるのは、私はあたりまえじゃないかと思うのですよ。そうでしょう。過密についてこういう措置をとりましたということになれば、当然過疎についてもこういう措置をとつておられます。しかも、あなたの方の親分の田中さんが、過疎過密同時解決、こう言つておられるのですから、何とかの一つ覚えのようには見たら、どうも田中内閣のもとにある文部省としては、不親切だというそりを免れないのじゃありませんか。

○安嶋政府委員 ただいま申し上げましたように、今回の法律の内容には、いわゆる児童生徒急増地域における学校施設の負担率を引き上げるといふ内容が含まれておるわけでございますから、それとの関連から申しまして、山口先生御指摘の過疎あるいは離島等における補助率の関係条文をあげたほうがよかつたと思ひますが、しかし、まあ言いわけになるかもしれませんが、あげてないということは、私どもはその問題を重視してないということではないという点を御理解いただきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 だから恐縮でした、その資料を出しますと答へたらどうなんですか。

○安嶋政府委員 さつそく提出いたします。

○山口(鶴)委員 大臣、私の議論を聞いておつて、どうなんですか、結局私どもとすれば、しろうとなんですかね。そうでしょう。あちらのほうは専門家なんですから。そして、立法府に対して法律案の審議を願うときに、せっかく参照条文といふものを並べたんだつたら、やはり局長のことばにすれば、これにびつたりしたもののついてぐらゐはあつて、これにびつたりしたもののついてぐらゐのものを尊重するゆゑにじゃないかと思ふのです。今後文部省は、そういう点では親切的な法案資料を出すようにひとつ指導をいただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○奥野国務大臣 山口さんがしろうとじゃなくて、山口さんがくろうとであるからこんなことをお伺いになるのかと伺つておつたのでございまして、しかし、お話しのような資料をあわせて出すほうが審議に都合がいいことは当然のことでございますから、そういう配慮をしていきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 さて、そこで若干お尋ねをしたと思うのですが、まあ過疎の問題ですけれども、過疎地域へ参りますと、過疎法によつて小中学校の統合校舎については三分の二に国庫補助をかさ上げをするということが法律でまづつていますね。そうしますと、この補助を目当てという点も

あろうかと思うのですが、学校統合というものが、非常に勢いで全国進んでいると思うのです。私は、適正な規模で学校統合が行なわれ、教育基本法にもありますように、教育については機会均等だ。都会であらうといなかであらうと、そう著しい教育環境の格差というものはないようにするんだという意味で統合がある程度進むことについて、私も一〇〇%否定するものではありません。

ところが、結局地方財政困難な点もあるわけでありまして、その点はまたあとでいろいろ質疑で述べたいと思うのですが、結局いままでの公立学校の施設に対する国の補助、補助単価、それからこの基準坪数、さらにその裏負担であります起債の手当て等々、必ずしも十分ではありません。とすると、少しでも補助率のいいものという傾向が残念ながら市町村にあることは否定し得ないと思うのです。そういう中で、非常にむちゃな統合というものが行なわれているという現状があることは、文部省も否定しないでしょう。統合の場合、その生徒児童があまりにも遠い距離から通学するということとは、私はやはり避けたいべきだと思うのです。それからまた、町村合併で幾つかの町村が合併して、一つの人口数万の市になった。区域は非常に広い。そういう場合に無理な統合をやるために、学級の数というものが非常に多くなるという傾向があることも私は否定し得ないんじゃないかと思うのであります。したがって、文部省は学校統合というものについて、生徒児童の通学の距離あるいはその学級数等については、一定の歯どめというものを私はやはり指導方針として持つ必要があるんじゃないかと思うのです。指導方針があるやに承っているわけでありまして、ここで念のために承っておきましょう。

○安嶋政府委員 学校統合につきましては、昭和三十一年に中央教育審議会から答申がございまして、それに基づきまして三十二年に、学校統合の手引きというものを文部省は発行いたしております。その内容は、義務教育施設費国庫負担法の施行令の中に具体的に掲げられておる点でござい

ますが、まず学校の適正な規模といたしましてはおおむね十二学級から十八学級までであること、それから通学距離でございしますが、徒歩で小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内である、この二つの条件を基本にいたしておるわけでございます。

そのほか統合に関する実際上の指導といたしましては、ただ単に学校規模を大きくするということや、あるいは経費の合理化をはかるという観点にとらわれることなく、真に教育指導上の効果をあげるという観点を重視すべきである。あるいはまた学校統合という問題は、町村につきましても非常に大きな問題でございまして、町村につきましても非常に大きな問題でございまして、地域住民の理解と協力を十分得て実施をするようにという指導をいたしておるわけでございまして、ただ遺憾なことには、最近統合をめぐりまして、地方におきまして若干のトラブルが生じておるということには、非常に私も残念だと思っております。

○山口（鶴）委員 十二学級ないし十八学級、通学距離につきましても、小学校が四キロ、中学校が六キロ以内、これをはるかにオーバーする統合といたが現にずいぶん行なわれているんじゃないやありませんか。そういう実情については、文部省は具体的な数字を把握になっておられますか。

○安嶋政府委員 ただいま申し上げました小学校四キロ以内、中学校六キロ以内というこの距離は、徒歩の場合でございまして、最近多く問題になっておりますのは、スクールバスを運行いたしましたとして相当距離から児童生徒を学校に通学させるということがございまして、私どもは、スクールバスによる場合の具体的な基準というものを示してはおきませんけれども、そういう統合が適当であるかどうかという点につきましては、まずは町村の教育委員会が具体的な判断をして、それに対して府県の教育委員会がまた適切な指導を加える。そして関係者の間で、問題がない、適切だという結論を得たものが文部省に上がってきておるわけでございます。それに対して私どもは補助を

する、こういうことでございしますが、実際のケースといたしましては、補助申請の際、あるいは私どもが補助金の交付決定をいたします際に、問題が表面化していない、私どもとしては関係者の理解が十分得られたと思っておるものが、事後におきまして問題が表面化する、非常に長い距離の通学であつて、教育的にも、あるいは児童の心身に對する影響という観点から考えても問題があるというものが、ただいま申し上げましたように若干出てきておるわけでございまして、私どもは、機会をとらえてはそういうことがないようにということとを指導しておる。組織的にどういう状態であるかというところを調べた資料はございませんけれども、問題になったケースにつきましても、私ども大体的な実情は承知しておるつもりでございまして、○山口（鶴）委員 どうも、申請が来まして、ものに對しましては文部省の調査というものが、だいたふ不備なようですね。きのうもテレビを拝見いたしておりましたら、松本医科大学の認可に関しまして不正があつた、検査庁が摘発もせねばいかぬような遺憾な事態があつた。私もまた筑波大学法案の際に、幾つかの私立大学のそういった問題を御尋ねしたいと思はしまして、資料もだいたふ調べておりますけれども、それはここでは議論することはやめておきましょう。

同じような意味で、せっかく文部省がこの徒歩の場合の基準、それからスクールバスの基準はまだないというところだそうですが、通常のバスを利便している地域もあるでしょう。ところが最近、文部省も御存じのように、過疎地域のバスが、経営が赤字であるということから、ずいぶん廃止の方向にあるということもこれは御存じのとおりだろうと思ひます。運輸省が出しております、年間、こととしたか四、五十億だったと思ひますが、その程度の国庫補助をもつてはどうかというものならぬわけでございまして、過疎地域のバスというものがほとんど廃止の傾向にあるというふうなことも踏まえまして、やはり徒歩の場合だったら何キロ、

当該の市町村の教育委員会が努力をしてスクールバスを確保して運行しておりますところについてはどのくらい、それからまた民間のバス、しかも一日の本数はごく少ない、しかもそれが逐次廃止の傾向にあるというふうなことを踏まえたときに、おのずからこの程度の距離という、ものさしというものがつくつて、そしてそれが申請のときには問題ないようだったけれども、あとで問題になるというふうなことの無いように、私はやはり生徒児童の立場に立つて、無理な通学をしないような学校統合というものは極力押えていくということが必要ではないかと思ひます。そういう考え方並びに基準について、さらにどのようなお考えであるか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 ただいま申し上げましたように、バス通学の場合の基準がないわけでございますが、最近の事例を見ますと、そうした関係のトラブルが多々ございまして、ぜひ何らかのめどを立てたいというふうな考えをしております。それに従つて適切な指導を加えてまいりたいというふうに考えております。

○山口（鶴）委員 せっかく地方行政に明るい奥野さんが大臣になったときですから、そういう点についてもいままでの不備をひとつ是正して対処されますように、これも強く要請をいたしておきましょう。

そこで、公立学校の建設に対して、超過負担というものがたいへん問題になるわけであります。超過負担解消の問題につきましては、年々地方議会からも、もちろん内閣総理大臣や自治大臣あてのものもあるでしょうが、直接この公立学校の補助を担当しております文部省に対して、地方自治法第九十九条二項に基づつて、この地方議会の意見書というものが、相当数参つておるんじゃないかと思ひますが、ここ最近一、二年の例でけつこうでありますから、一体どのくらいの意見書が文部省に参つておられますか。

○安嶋政府委員 超過負担の問題につきましてはいろいろございしますが、全国公立学校施設整備期

成会、それから地域的でございますが、北海道東北六県協議会、近畿市長会、全国積寒地帯対策協議会、全国都市教育長協議会、町村会、市長会、社会増対策全国教育長会議、全国都道府県議会議長会、町村教育長会、知事会、人口急増都市協議会、これは全国団体が主でございますが、そうしたところから超過負担解消についての要望が参っております。

○山口鶴委員 いまのは地方自治法第九十九条二項による意見書じゃありませんね、そういう全国的な団体ですから。自治体からの地方自治法第九十九条二項による意見書というのは、どのくらい参っていますか。

○安嶋政府委員 実は、統計的な処理はいたしておりませんが、かなりの数が参っております。

○山口(鶴)委員 かなりの数参ってきているとい

うことなのですが、私はそれはたいへん遺憾なお答えだと思っております。実は私、議事録を持っています。おられますが、第六十三国会予算委員会の一般質問で、私は議会の意見書の問題についてお尋ねをいたしました。国会に数多くの請願が参ります。請願につきましては、その請願がどのように処理されたかということに対して、紹介議員に

になりました議員あてに、この請願はこのように処理をいたしましたという通知が国会から参ることになっております。ところが、地方自治法第九十九条二項による意見書、自治体とすればぜひん

議論をしてこの意見書というのは関係の官庁に出されると私は思うのです。ところが、この法律に基づく意見書というものが一体どうなっているか。いま文部省のお答えのあったとおり、たいへ

ん数が来ているだろう、こういうことなのであります。幾ら来ているかということについて明確でない。そういうことでは地方自治体というものを軽視するものではないか。また、法律の九十九條二項による意見書というこの自治法の条文自体を官庁が軽視することになるのではないかというふうに私は考えまして、このことについて実は国会でお尋ねをいたしました。

当時 秋田自治大臣が、政府全体の統一した見解としてお答えをいたしております。どういいうお答えをされたかといいますと、確かにそういうものが適当に扱われているということについては残念なことだ。したがって、一々返事を出すというのみたいへんだから、せめてそれぞれの官庁が機関として持っている広報、P.R.の雑誌等を通じて、このような請願についてはこのような状況になっ

ております、このような処理をいたしておりますというのを載せるという措置をとるようにいたしますと答えておるのです。私、文部省のPR雑誌がどのくらいあるのか知りませんが、私の手元に来たものをずっと拝見をいたしました。

意見書についてこうなりましたということ
を、実は全然拝見することができなかったの
であります。文部省は一体何の広報誌に意見書につ

てどうなったかということを書載をいたしておるのですか、お伺いをいたします。

○安嶋政府委員 広報誌あるいは文部時報等の出版物で処理状況を明らかにした事例はないと思います。ただ、部内の扱いといたしましては、これは局長、次官あたりまで内容は供関をするという手続をとっております。

○山口（鶴委員） 武藤さんがおられますからね。私が予算委員会ですういう質問をしたという事実については御存じでしょう。またその際、当時の秋田自治大臣は、自治省としてはこうしますとい

うのではなく、政府全般の機関としてこういいたしますということ、政府を代表してお答えになっているということも御存じだと思いますが、いかがですか。

○武藤政府委員　お答えいたします。
私が議事録を読ましていただきましたが、私としてはそう解釈いたしております。
○山口（鶴）委員　そうすると、奥野さん、おかしいじゃありませんか。意見書が来たものについては、PR雑誌等を通じてその処理については明らかにいたします、そういう親切な行政をいたします、こう政府を代表してお答えになった。ところ

が、いま文部省のお役人に聞きましたら、意見書自体が何通来ているかははっきりしていない。しかも、PR雑誌に載せたということもない。これでは私は、文部省は国会を軽視している、かように言わざるを得ないと思うのですが、いかがですか。

○奥野国務大臣 地方団体から上がってきます意見書、私はわりあい真剣にこの問題を取り上

おそれる。また、管理局長は次官までと言っているのです。いま管理局長が次官までと言っているのです。いま管理局長が次官までと言っているのです。いま管理局長が次官までと言っているのです。

ておりましたが、おそらく全部大臣まで上がって
おると思います。ただ、そのあとの手続はやはり
親切を欠いているなということを、私もいまお話
を伺いながら感じておりました。検討中であれば

検討中でもいいから、やはり御返事すべきだなどという感じを私は持ったところでございます。

〔松永委員長代理退席、委員長着席〕

今後それをどう処理していったらいいか、私としても十分考えさせてもらいたい、かように思っております。

○山口（鶴）委員 実は私も文教委員一年生でありますから、せっかくいただいたPR雑誌を拝見しました。教育委員会月報というのを拝見いたしました、やさしい訴訟法講座とかいうようなことで、

職員団体が、一斉休暇闘争等をやった場合の人事委員会等の提訴があつたら、それを受けて立つにはどうしたらいいかということが非常に親切に書いてある。そういうことは親切に書いてある。

しかし肝心の、私は教育というものはやはり教育環境を整備することから始まるのだらうと思うのです。中の先生方の資質をりっぱにすること、もとより当然だと思いますが、私は両輪だらうと思います。

ますねしかも職員団体が提訴したことについて、受けて立つにはどうしたらいいかということをお書きになる。それはそういう任務が文部省におおきりになるから、私どもとしてはそんなことにおまきり力を入れてもらいたくないと思いますが、しかし、そういうことをやりたいというお気持ちも文部省にあるのでしょうから、そういうことも若干お書きになることはいいでしょう。しかし、問題

は、市町村が公立学校の施設について超過負担に悩んでいる。それに対して、法律にある手続に従って意見書を出す。その意見書の数すらも把握をされていなし、また、せっかく予算委員会が政府を代表して閣僚からの御答弁があっても、それが実施されていない。こういうものを幾ら拝見してもその影すらないということでは、私はどうも文部省の視点というものが、少し一方に片寄り過ぎ

を得ないわけです。奥野大臣の御答弁を聞きまして、地方自治、地方行財政について長い間タツチしてこられました大臣の御答弁、さすがと思って拝聴いたしましたわけですが、今後はひとつそ

ういう自治体の意見書、これを大切にするという
ことは地方自治体を尊重することであり、その地
域の地域住民の意向を尊重することだろうと思う

のです。民主主義の世の中として私は当然だろう
と思う。そういう立場に立つての教育行政とい
うものを、これからぜひやっていただきたい。あ
わせてお答えを承りたいと思います。局長から
聞いておきましょう。

○安嶋政府委員　ただいま大臣から御答弁を
申し上げたとおります。私は管理局長でござ

いますが、この問題は管理局だけの問題じゃなくて、全省的な問題かとも思いますので、官房等と連絡をとりまして、御趣旨に沿うような方向で対処してまいりたいと考えます。

○山口(鶴)委員　そこで、今度は中身の問題で幾つかお尋ねをいたしたいと思うのですが、地方自治法九十九条二項による意見書のことについてお尋ねをいたしましたから、これに関係ある問題と

して、いま一つの意見書について承りましょう。
地方財政法二十条の二による意見書というのを
管理局長は御存じですか。
○安嶋政府委員　ただいま御指摘の意見書につき
ましては、条文をいま拝見をして承知をいたしま
した。
○山口（鶴）委員　いま拝見して承知したのでは、
どうも少し残念だと思いますが、この地方財政法

二十条の二による意見書というのが文部省にきたことがあると思いますが、御記憶はございませんか。

○安嶋政府委員 私も担当課長も、所掌事務の範囲内でこの書面にお目にかかったことはございません。

○山口(鶴)委員 これはだれに御質問していいかわからぬが、やっぱり公立学校の施設費国庫負担法を議論するということになれば、当然超過負担が問題になるというのは常識なんであって、とすれば、この超過負担に対して自治体が文句を言う道というのは二つしかないのですよ。自治法の九十九条二項による意見書と、それからいま管理局長さんが、拝見してわかったと言われた地方財政法二十条の二による意見書と、二つしか道がない。とすれば、こちらの担当の方が、見ないと言うのも少し間の抜けた話じゃないのですか。

○奥野国務大臣 いま問題になっております条文、私が関係した者の一人でございますからお答えさせていただきます。

地方財政法は、国、地方の負担区分を明確にしたい、これも一つの大きなねらいでございます。なかなかそれが当時履行されないうえに、強うございまして、何か歯とめをつくりたい、そういうことからそういう規定を置いたわけでございまして、地方団体から出してもらうことを期待するよりも、ちゃんと守られる、そのことを期待して実はその規定を置いたわけでございまして、地方自治法のほうに、いまおっしゃるような建議の規定がございまして、もっぱらその規定を基礎にして地方団体からいろいろな意見が寄せられてきております。この負担をめぐる争いとして地方団体が意見を出してくるというのは、おそらく今日まで一例もないんじゃないかと思えます。あるとすれば非常に例外だと思えます。ですから、いま管理局長が見たことないと思えます。たけれど、私はそれはそのとおりだと思えます。私は非常に少ないと思えます。地方自治法を基礎にして——またこんな規定をあまりつくられま

と、せっかく地方財政法をつくりましたのにあまり意味がないのであります。やはり地方財政法をつくったのですから、それを守ってもらわなければならぬ。意見がどんどん出てくるということとは、守られていないということでありまして、それが守られていないということです。その辺は地方団体もよく心得ておりますから、わざわざおっしゃいますから、地方財政法は使わない、別の形で意見を出してくる、それが従来の経過だ、かように考えております。

○山口(鶴)委員 さすが奥野さんですからよく御存じだと思えますが、しかし、これはおっしゃるのとおり、奥野さんが言われたような意味をもってできた条文だろうと思うのです。これはいわば自治体にとっては伝家の宝刀であって、めったに抜くべき問題ではないと思えます。国の支出金又は前条の国の負担に属する支出金の算定、支出時期、支出金の交付に当つて附された条件その他支出金の交付に当つてされた指示その他の行為について不服のある地方公共団体は、自治大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は内閣を経由して国会に意見書を提出することができ、こうなっております。さらに「内閣は、前項の意見書を受け取つたときは、その意見を添えて、遅滞なく、これを国会に提出しなければならぬ。」という規定です。ですから、大臣おっしゃったように、これが発動されるというふうなことはないように運営することを期待して地方財政法ができてい、まさにそのとおりだろうと思えます。ところが、現実にはそれじゃ支出金の算定が十分かといえ、きわめて不十分であるという現実があるわけですね。ですから、自治体としてはあまりこれを使つて文句は言いたくはない。ないけれども、あまりにひどいので、やむにやまらず幾つかの自治体が実はこの意見書を出した例があるわけですね。昭和四十四年、当時の国会に釧路市、仙台市、酒田市、栃木市、大宮市、習志野市、国立市、田無市、調布市、武蔵野市、河野政務次官もおられますが横浜市、三島市、新居浜市、このような自治

体、奥野さんに言わせるとみな革新自治体だと言われるかもしれませんが……(奥野国務大臣「共同謀議だ」と呼ぶ)共同謀議というのはだめですよ。それは取り消してください。これを出しているのです。それで、これが内閣を経由して当時の国会にも参りまして、地方行政委員会が議論をいたした経過があるわけでありまして、ですから奥野さん、これは全く使われることはないだろうという御認識はひとつ改めていただきたいと思うのです。奥野さんが自民党総務局長で忙しいころだったので、たぶん気がつかなかったのだろうと思いますが、この意見書を見ると、公立学校、小中学校の建築費の単価基準があまりにもひど過ぎるじゃないかという意見が全自治体共通なんです。もちろん保育所もあります。その他の公共施設の建築費がありますけれども、これは大宮市の例でありますけれども、小学校の建築費、中学校の建築費について、当時は三分の一負担でありましたから、法定の負担率は三三・三三％。しかし、あとで問題にしたいと思いますが、この補助単価が低過ぎる、あるいは基準坪数というものが非常に少な過ぎる。あるいは、かつてはその少ないもので計算をした上に足切りというのがありましたね。そういうこともあって、実際の負担率は二六・二％にしか小学校の建築費の場合になっていないというところが、昭和四十二年に至っては、建築単価が上がったせいもある、三三・三三％であるべきものが、実質負担率が二〇・八％、昭和四十三年では驚くような一七・五％という低率にとどまっております。この決算の状況を踏まえて意見書として出ております。また横浜市も、同じような意味で超過負担額は、補助基本額に対して実に四〇％もの膨大な超過負担がある。このほか新設学校等の用地費について、当時用地費についての補助はありませんでした。従来から全額市単独事業で行なっており、昭和四十三年度見込みでは十八億五千万円という膨大な経費を負担せざるを得ない状況であるというように切々とし

て述べておるわけでありまして。決して共同謀議というふうなものではなくて、その自治体の率直な実態を踏まえた上で、これではいかにもこの国の支出金の算定基礎が間違つておるじゃないか。奥野さんも御存じだと思えますが、地方自治体の長がこれは出すわけですね。長とすれば、交付税や特別交付税でお世話になつておる自治省に向かつて、こういうことを率直に言うのはきわめて言いにくいことでは、奥野さん一番御存じだろうと思うのです。それをあえておかしまでこの意見書を出しているという自治体の実情というのに対して、大臣、一体どうお考えでありますか。認識は改めていただこうと思うのであります。いかがでしょうか。

○奥野国務大臣 いまお教えいただいて、私も思ひ出しておつたところでございまして。私自身、地方財政の責任を負つておりましたころああいふ規定を思いついたわけでもございまして、以来、負担区分を守つてもらうために、地方団体側に対して意見書を出さないよとずいぶんハッパをかけてまいりましたけれども、どの団体も出してこなかったものであります。いまお読み上げになつた意見書、やはりどこから相当圧力をかけて出させられたのだなということを、私自身推測にたかくな感じがいたします。しかし、いずれにいたしましても、負担区分が守られていないということとは残念なことでありまして。しかし、そのころから考えますと、ずいぶん国の財政当局も注意をしてくれるようになったというふうな思ひます。もうこれで十分だとは言いませんけれども、それまでは、どちらかといひますと、やはり背伸びした施策をかなり強くやつてきたために、両方がかなり苦勞してきた、これは事実だと思つております。国の財政といわず、地方の財政といわず、かなり苦勞してきた。結果的にはどこかにしわが寄つてきている。場合によっては住民の税外負担にまでしわが寄つてくる。それが幸いにして経済もよくなり、財政も充実してきましたから、無理が漸次解消されてきた、かなりよくなつてきてい

と思うのでありますけれども、なお一そう適正を期するように努力していかねばならぬ、かように考えております。いずれにしましても、そういう意見書を出さざるを得ないような状態にすることは、これは当然避けるべきだ、またそういう状態にしないために意見書の道を実は考えついたら、それでいい、将来ともそういう事態にならないように留意していきたい、かように考えます。

○山口(鶴)委員 大蔵省代表として、辻主計局長さんに来ていただいておりますけれども、奥野さんのことばじゃありませんが、ほとんど例のない意見書まで出さざるを得ないという状況に過去において置いた。文部省の予算につきましては、あとでまた具体的な数字をあげて議論をしたいと思っておりますけれども、過去においてそういう状況があったということについて、大蔵省の代表としてはどのような御感想がございませうか。それからまた同じ神奈川県の出身である河野政務次官の御感想もあわせて承っておくことにしよう。

○辻政府委員 ただいま御指摘のございましたいわゆる地方の超過負担の問題につきましては、私も財政当局といたしまして、従来からいろいろと配慮してきたところでございます。問題になっております公立文教施設の整備につきましても、あとからいろいろ御議論があると思っておりますけれども、私どものほうと自治省と関係の文部省当局と、三者共同で実態調査をいたしまして、十分検討いたしまして、その調査結果に基づいて、いわゆる超過負担の解消ということでは単独の引き上げをいたしておりますし、これも後ほど御説明申し上げますことになると思いますが、面積の問題につきましても、基準面積の引き上げということでは措置をいたしております。

それから、ただいま御審議をいただいております法律案におきまして、補助率の引き上げということで、小学校の屋内運動場の補助率の引き上げ

でございますとか、あるいは児童生徒急増地域における校舎の新増築の補助率の引き上げでございますとか、それらの補助率の引き上げの措置も講じておりますので、これらも合わせまして、義務教育諸学校の施設整備に伴います地方負担は著しく軽減されるのではないかと、かように考えておるところでございます。

○河野政府委員 神奈川県の出身でございますが、現在文部政務次官をいたしております。山口先生、先ほど来御指摘のとおり、神奈川県は特に社会増、いわゆる人口急増の地域でございますから、財政的にもきわめて苦しい部分があるだろうと思っております。そこで、今回ただいま御審議をいただいておりますこの法案によりまして、数歩前進するであろうということを私も期待をいたしております。そのうちこの法案を御審議をいただいておりますところでございます。

○山口(鶴)委員 私の御尋ねしたかったのは、本年度の措置はこれからあとで御尋ねするつもりで、本年度改善されたことは、私も、河野さん、辻さんのおっしゃるとおり認めます。また大臣の御努力もあつたらう、この点は評価をいたすことにいたしますが、昔からあすではお過ぎるということばがあつたわけでありまして、結局昭和四十一年、四十二年、四十三年非常にそれ以前にもあつたでしようし、それ以後もあつたと思ひますが、膨大な超過負担があつて、地方自治体が非常な苦勞をしておつた。当時昭和四十一年、四十二年のころから、横浜は、政務次官おっしゃるような社会増、人口急増の著しい地帯であつたことは言うまでもありません。この意見書の中には次のように言っています。「国庫補助事業における超過負担を本市財政の」、横浜市のことですが、「財政の実態からみると、このうち、例えば小学校建設については、昭和四十三年度においては、四十校、三百三十五教室、四万八千六百五十五平米の建設を行なうが、これに対する超過負担の実態は次のとおりである。」一年間に四十校の学校をつくらなければならなかつたというほど非常な人口

急増、超過負担に実ば当時から横浜市はあえいでおつたわけでありまして、四十四年にこの意見書が出ましてから今日まで数年間放置されて、やっとな今、昭和四十六年から実は人口急増について措置の前進があつたわけでありまして、これではやはり、あすではお過ぎたという気持ちを自治体の皆さんはお持ちになつてゐるのではないだろうか。これに対する御反省のことばを河野さん、辻さんから実はお聞きしたい、こういうつもりでお尋ねをいたしたわけでありまして、まあいいでしょう。

とにかくそういう意味で、せっかく奥野さんが苦心してつくられた地方財政法二十条の二というものも、こういう形で使われ、そしてまたお過ぎたうらみはありますけれども、逐次国の施策の中に生きてきたということについて、私も御同慶にたえないと思つておる次第でございます。

さて、同じような意味で、全国知事会が超過負担の調査をいたしております。昨年全国知事会として超過負担の実態をおまとめになつたわけでありまして、これは管理局長さん御存じであります。

○安嶋政府委員 承知いたしております。

○山口(鶴)委員 この内容を私も拝見をいたしたわけでありまして、「公立文教施設整備費補助金について、小学校校舎新増築平米当り平均建設費(単価差)」、鉄筋の場合、実績単価が三万九千五百十二円、これに対して補助単価が三万二千九百円、したがって、超過負担額が六千五百十二円、超過負担率が一八・七％。それから「中学校屋内体育館新増築平米当り平均建設費(単価差)」、鉄筋の実績単価が三万三千五百九十二円、補助単価が二万七千九百円、超過負担額が五千六百九十二円、超過負担率が二〇・四％という実情は御存じです。今度超過負担解消の措置をおとりになつた、こう言つておるわけですが、この知事会の単価差というものに比べてあまりにも隔たりがあるのじゃありませんか、いかがですか。

○安嶋政府委員 知事会の出しました数字は、こ

れはかなりわずかなサンプルから導き出された数字のようでもございます。そのことが一つ私どもの出した結論と違ふ点の前提でございます。それからもう一つは、知事会が、これは実態と補助金の単価を比較してそうした議論をなされておるわけでございますが、私も、超過負担の解消に当たりました基本的な考え方は、国の負担金というものは、標準的な仕様を前提とする標準単価、それから標準的な面積、坪数というものが前提でございます。したがって、実態そのものというところではなくて、国が補助金の内容として考えた標準的な仕様あるいは坪数というものが前提になつておるわけでございます。

やや具体的に申し上げてみたいと思ひますが、従来の単価でございますと、たとえば床でございますと、これがモルタル塗りということでございます。窓でございますとスチールサッシということでございます。こうした前提で従来の単価がございましては、アスファルトタイルにする、あるいは窓ワックにつきましてはアルミサッシにするというような形で、標準仕様の内容を引き上げて、そのことによりまして単価差の一部を解消したいというふうに考えたわけでございます。その部分が一・九％ということでございます。これを二カ年で解消したいということでございます。

それからもう一つは坪数でございますが、これは平均二〇％の基準面積の引き上げを考えております。内容といたしましては、特別教室あるいは特別教室の準備室、それから若干ではございませんが管理室、こういった従来認められていなかったものを新たに補助基準に加えて、平均的に坪数を二〇％引き上げる、こういうことでございます。

そういう考え方が前提でございますが、その結果、小学校の鉄筋の校舎について申し上げますと、一〇・一％の改善が行なわれたわけでございます。三・四五％、それから物価上昇に見合う分としたしましては六・六二％、これを含めまして一〇・

一%の改善を行なうということでございます。それから小中学校の屋体について申しますと、同じように三・四五%の超過負担の解消と、物価上昇分をいたしまして、同様六・六二%、計約一〇%の単価の改定を行なったということでございます。

○山口(鶴)委員 そういふ措置をおとりになつたことは、資料をいただきましてよくわかつてるわけでありまして、さてそこで、自治省の方にお聞きしたほうがいいと思ひますけれども、森岡さんがおられるからお尋ねいたします。

「地方超過負担の実態調査およびその解消について」、先ほど管理局長が言われたように、あるいはまた辻さんが言われましたように、大蔵省、自治省その他の関係省庁、公立学校施設に關していはば当然文部省ということになるでしょう。共同調査をいたしまして、この超過負担の実態をお調べになつた。これによりまして、公立文教施設整備事業予算額と実支出額、その差が出ておりました、四四%実予算額と実支出額との間に差がある。数字でいへば、予算額が五百五億圓に對して実支出額が七百二十八億圓、したがって、超過負担がその差でありまして二百二十三億圓、比率にいたしますと四四%、それに対する措置をいたしまして、補助単価要措置分として七%、補助基準引き上げ分として一七%、計二四%、残りの二〇%はさつきのスチールサッシがアルミサッシとか、床がどうであるとかこうであるとかいふことで、いわばぜいたく分だから単独で二〇%は見よう、したがって、二四%について措置をいたしまして、その場合、単価の改善による措置が七%で、補助基準の引き上げが一七%、こういうことだらうと思ふのです。森岡さん、そのように理解してよろしうございませうね。

○森岡政府委員 お答えいたします。おおむねただいま御指摘になつたとおりでございますが、ただ、こまかい問題でございますが、サッシなどはこれは単独ということではなくて、スチールサッシからアルミサッシにするのは補助

基準の改善ということをやっております。

○山口(鶴)委員 そうすると、単独分というのは一体どういふものが含まれておるといふことになりませんか。どなたでもけっこうです。

○安嶋政府委員 ただいま申し上げました例で申し上げますと、床につきましては改善されたものがアスファルトタイルということでございますが、実際の工事は、たとえばフローリングブロック張りになつてゐるとか、あるいは一部じゅうたん張りになつてゐるとか、あるいはモザイクタイル張りになつてゐるといったような事例があるわけでございます。また、窓ワックにつきましては、私どもアルミサッシというふうに申し上げましたが、実際はオーダーメイドのアルミサッシになつておる、こうした部分があるわけですね。それから坪数について申し上げますと、たとえば屋体等の場合でございますと、ただ単に在校生のための面積だけということではなくて、町村住民がそこで集会ができるようにというために、やや広い目につくるといったような部分があるかと思ひます。

○山口(鶴)委員 最近バレーボールが盛んです。あるいはバスケットボールも盛んでしょうが、屋内体操場をつくるときに、基準坪数をつくつて――大体バスケットができるというのは最低の基準なんです。ところが、それにいかなものか、あとは単独分、こういうことなんだろうと思ひますが、私は、そういうことは機械的に過ぎると思ひます。しかし、その点はあとで議論をいたしまししょう。しかし、フローリングの床がぜいたくであるというふうなことはいかかと思ふのです。じゅうたん張りに全部しろと私は言つてゐるわけではありませぬ。国会とは違ふわけでしょうからそれはいいわけですが、ともかく二〇%はぜいたく分というか、単独分、二四%については補助単価並びに補助基準の改定で見ましようということなわけですね。

さてそこで、先ほど管理局長が御説明になりました、文部省の「昭和四十八年度公立文教施設整備

備費予算案の概要について」にございまして、この資料を拝見いたしました。そういたしますと、さつきも御答弁の中にあつたわけですが、超過負担の解消分が、この小中学校の校舎、幼稚園も入つておるようですが、鉄筋につきましては六・九%、そして二カ年間、本年度は超過負担解消として地方財政計画に二百八十三億圓でしか、半分措置して、いわば超過負担を一本に解消するのでなくて二カ年間だから、こゝしは半分ということなのでしょう。したがって六・九%かける二分の一、したがって三・四五%を措置した、こういうことですね。そうしますと、超過負担の解消だけについていへば、昭和四十七年度の予算単価が三万八千六百圓、三・四五%乗せるわけでありまして三万九千九百三十二圓、したがって、その割合は一〇三・四五%ということですね。そういたしますと、先ほど、全国知事会の調査はサンプリングの数が少なくて、それから基準坪数の他の関係があるというふうな趣旨のことを局長さんお述べになりましたが、この全国知事会の調査、これはその単価だけについて私は指摘をしたわけですね。基準坪数の問題については、小学校の校舎建築について、中学校の屋内体操場についても、基準のことは別にしております。単価だけですね。単価だけが小学校の鉄筋の校舎建築で一八・七%、それから屋内体操場が二〇・四%、こういうことなんです。だから、ここに奥野さんもおられますが、全国知事会の調査ということになれば、これは全国各都道府県の財政局長とか、そういう方が大体中心になつて調査をするのでしょう。全国四十七都道府県の主要な県庁の課長さんのポストは、かつて奥野さんもおつたわけですね。だから、現出向の方がずいぶん多いわけですね。だから、現実には国家公務員であつて、いま地方公務員に出向してゐるといふ方が、大体その都道府県の財政の中心を握つてゐるといふことは大臣も御否定にはなりませんわね。だから、全国知事会の調査といふのは、いいかげんな方がやつた調査といふふうに見るのは私は間違ひだと思ふのですよ。むしろ

る国家公務員の方が、皆さん方と同じ仲間の人が調べたものであるといふふうには私は理解するのが当然だろつと思ふのです。それはサンプリングにとつた資料が多かつたか少なかつたか、私はそこまで全国知事会の事務局に聞いたわけじゃありませんから知りませんが、とにかく単価だけでこれだけの差があるという資料が出ておるのに、まあ二年分で措置するから半分に割り落としたいということは、これは認めましよう。それにしても、鉄筋の場合、超過負担の解消分の比率、これでいへばβですが、βが六・九%というのはあまりにも低過ぎるじゃありませんか。いかがですか。

○安嶋政府委員 そのところが、先ほど申しましたように、私どもが今度改善しようとしてゐる標準仕様の内容が、はたしてそれでいいかどうかといふことになるわけでございます。先ほど申し上げましたような内容改善を今回行なつておるわけでございますから、私ども差しあたりのところはその程度で一応満足すべきであらうといふふうには考へております。問題は中身の問題であらうかと思ひます。

○山口(鶴)委員 武藤さんもおられますが、直接、都道府県の主要な課長さんにおたくの自分を出しておる森岡さんのほうから聞きましよう。どうですか、全国知事会の調査といふのはそんなに当てにならないぬめのですか、いかがですか。

○森岡政府委員 ただいま文部省の管理局長さんからお話がございましたように、知事会の調査も市町村分につきましては非常に数も多うございまして、限られた抽出調査しかできない、そういうことで推計しておるわけでございます。県につきましては、自分のやつておる事業でございますから、かなり精度の高い資料が出ておると思ひますけれども、そういう意味合いで市町村分については、やや幅があるものといふふうには考へざるを得ないのでないだらうか、こんなように私どもは実は考へております。しかし、その幅もそれほどめつたやたらに違ふものではない、かように思ひます。

○山口(鶴)委員 わかりました。まあ幾らか精度

は落ちるかもしれないが、そう著しく変わるものではない、めったやたら違うものではない、こういう御表現でございましたが、とすると六・九%とそれから一八・七%、二〇・四%というのは違い過ぎるじゃないですか。どっちかが間違っているというんですよ。かりに一〇%と七%、あるいは九%と六%ということなら私は理解をしますが、しかし一八・七ないし二〇・四%とそれから六・九%では、これは違い過ぎる、かように言わざるを得ないと思うのですが、いかがですか。

○森岡政府委員 知事会の調査は、御承知だと思いますが、四十五年度分の調査でございます。それから政府で調査いたしましたのは四十六年度分でございます。その一年の違いがどういうふうに働いておるかという問題、これは見方はいろいろあるかと思いますが、その違いが一つございすことと、それから単価差とかあるいは数量差とか対象差とか称してありますが、それと振り分けてみますと、知事会の調査二〇%に対応いたします政府調査は、一三%程度というふうに見られておるわけでございます。その中でいわば過剰施設分と申しますか、そういうものを除いて、おおよね七%程度の単価というふうに、締めくくりになっております、こういうことでございます。

○山口(鶴)委員 どうも納得できませんけれども、それほど自治省は、全国知事会または都道府県に出しているみずからの自治省採用の職員の方々を、信用しないわけではないと思いますが、その辺は私も納得いたしません。しかし、具体的にどうだといふものをとらえての議論でしたらびちっとお答えが出るのかもしれないが、お互いに資料同士の話し合ひでございますから、これ以上やっても水かけ論でございますから、一応おきましよう。

とすれば、次の問題は物価上昇に伴う増加分です。これはこの調査ではαとして、このR、鉄筋については六・四%というふうに見ております。具体的に小中学校舎、幼稚園の鉄筋については六・

六二%と見ております。この数字は一体どういう形で押えたわけですか。物価上昇による増分というのですから、何年何月の単価と何年何月の単価との比でございます。

○安嶋政府委員 四十七年六月と四十六年六月との単価の上昇率でございます。

○山口(鶴)委員 まあ予算編成上はそういうふうな見方をとらざるを得ないのだからということ、私もわかります。わかりますが、しかし本国会でたいへん問題になっておりますね、円対策の問題でも緊急質問がありました。商品の投機、買い占めの問題につきましても、衆議院本会議を開きまして緊急質問があったということは、御存じのとおりだろうと思ひます。それからさらに、政府・与党におきましても、商品投機規制法を立法されて国会に提案をされた。また野党側も、野党四党が話し合ひをいたしまして、野党四党としての商品投機規制法案も国会に提案する作業を進めておりますことも、これは御案内だろうと思ひます。私は、やはりあすではおそ過ぎるということ、実は先ほど横浜の例について指摘をいたしました。四十七年六月以降建築資材がどのような状況にあるかというところは、私は常識だろうと思ひます。まあ建設省の方がおりますから、本職の方に聞いておきましよう。大体どれくらい上

がっておりますか。この小中学校の校舎、鉄筋の建設にあたって資材等の値上がりの影響が、昭和四十七年六月以降、現在一体どのくらいの数字であると思ひますか。

○吉田説明員 ただいま御指摘の点でございますが、申しわけございませんが、私どもの直接の担当でございますので、ただいま日本銀行の主要建築資材の卸売り物価指数によります数字を御参考に申し上げますと、四十七年十二月現在で前年同月比が、木材でプラス一〇・三・六%、それから形鋼でプラス一九・四%、丸鋼でプラス四・一%、セメントでプラス二・三%、かような数字でございますが、直接私どもの資料をお持ちできなかったのは申しわけないと思ひます。

○山口(鶴)委員 そういふ状況ですね。木材は、この場合鉄筋を議論しているからあれですが、小中学校建築はこれでいくとまだWですね、木造のものもある。それは一〇・三・六%、倍以上も上がっているというところで、鋼材につきましては四一%と言ひましたか、とにかく異常な値上がりであることは間違いない。とすれば結局、昭和四十八年度は大いに改善いたしましたというお話でございます。確かにそれ以前に比べれば補助率も上がった、補助基準も二〇%改善した、超過負担については全国知事会の資料とはずいぶん著しい差はあるけれど、まあとにかく六・九%と押えてその二分の一を措置した、物価上昇については四十六年六月から四十七年六月に至る一年間六・六二%見まして、結局超過負担解消分と物価上昇による増分を合わせまして一〇・〇七%、こうした単価分だけで、約一〇%の改善措置をした、補助基準についてはさらに別に二〇%があるということとはよくわかります。しかし、ただいまのお答えを見れば、今回の改善措置は、現在の経済情勢に照らした場合に、きわめて不十分なものだということはお認めになるだろうと思ひますね。どうでしょうか。

○安嶋政府委員 御指摘の点は、確かに問題でございます。特に昨年の後半以来木材の値段が異常に高騰しておるわけでございます。これは文部省の事業だけの問題ではなくて、各省の事業に共通する問題点でございます。したがって、この予算の実際の執行の時期までには若干の余裕もあるわけでございますので、その間の物価の動向等を十分見きわめまして、実施の段階におきまして、これは各省共通の問題でもございしますので、大蔵省とも十分相談をいたしまして何らかの措置を講じてまいりたいというふうな考えをしております。ただ、御承知のように、木材につきましては、林野庁が中心になりまして各種の対策も講じておるわけでございます。その効果がどういふふうにあるかわれてくるかということも、やはりこころしばらく様子を見なければならぬ事柄ではないかという

ふうに考えております。

○山口(鶴)委員 しかも、先ほどの日銀の資料というのは昭和四十七年十二月と言ひましたね。したがって、十二月以降、投機、買い占めがさらに進んでいるわけであつて、わが国経済はまさに投機経済ではないか、こういうふうにいわれているわけでありまして、この数字がまだまだ甘いものであるということはお互い共通の認識ができるだろうと思ひます。したがって、この法案審議中にこれら小中学校校舎の建築単価に影響あると思われる物資の上昇の最も新しい統計数値、それを基礎にいたしました場合、建築単価がどの程度動くかという資料をひとつお出しをいただくようにお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○安嶋政府委員 提出するようにいたします。

○山口(鶴)委員 その資料が出ました上でまた議論をしたいと思ひます。

そこで、私は大蔵省、自治省、文部省、それぞれにお伺ひしたいと思ひますが、そういう形で結局国の――それは直轄事業も同様でしょう。全く予算の単価では措置し得ないという事態もあるかもしれません。特に沖縄等におきましては、安里先生はお見えではありませんけれども、特に海洋博の影響で非常な物資の値上がり、人件費の異常な上昇、そういう中で、この校舎建築などは、やはりよくても全くできない。入札を幾らやっても全く落ちない、こういう状況であることが報告もされておるし、また政府部内、総理府でもそういう状況については承知をして、わざわざ総務副長官、最近では総務長官も現地を視察したといふような話を聞いておりますが、そういう状況もあるわけですね。国の場合は、その辺はどういう操作をやっておるのか知りませんが、どうも聞きますと、結局いろいろな各方面の予算を流用して何とかじょうずにやっておられるようであります。自治体はなかなかそういうわけにはまいらぬわけでありまして、結局この資料にありますように、予算全体は四四%伸びました、事業量は一〇%伸ばしました、それから単価につきましては

一〇%ふやしましたというふうに言っていますけれども、これで公立学校の施設整備が十分にとは私は思わないわけでありまして。とすれば、何らかの措置をとらざるを得ない。一つは、年度途中において当然ある補正予算その他において、この予算単価その他を是正するという方法もあるでしょう。それからまた、比較的安易な方法としては恐縮ではありますが、必ずしもそれがいい解決方法だとは思いませんけれども、奥野さんも御案内のように、起債の充当率を引き上げることによって措置するという方法もあるでしょう。またこれらの問題については、当然大蔵省としても何らかの措置をとらざるを得ない、またとる必要があるという御認識もあらうかと思うのであります。まあいま私がお尋ねする意図というのはおわかりいただけるのであります。大蔵、自治、文部、三省のお考え方をこの際聞いておきたいと思ひます。

○辻政府委員 ただいま御指摘ございましたように、現在は経済変動が非常に著しい時期でございますけれども、物価の見通しは、申すまでもなくなかなかむずかしい問題でございます。政府といたしましては、御承知のように物価対策につきましてはかねて努力をいたしておるところでございますので、必ずしも現在のような物価の上昇傾向が続くとも限らないわけでございます。もう少し実績を見まして判断させていただきます、いまの段階ではかように考えております。

○武藤政府委員 自治省といたしましては、いまのお話の極端に上がった場合には、これは何らかの措置をしないと、山口先生のお気持ちとしては、地方自治体は非常に困るんではないか、こういうお気持ちからおっしゃっていただいていると思ひますので、われわれもぜひその点はお願ひしたいわけでございますが、ただ起債につきましては、御案内のとおり補助金のお出さるものについてはなかなかむずかしいわけでございますので、単独分についてはわれわれも起債をぜひ考えさせていただきますと思ひますし、それ以外の分については、いまは御指摘のように年度途中で単価補正をするというののも一つの考え方でございますが、また一面からいけば、それではその前にすでに工事したものと、その年度から以降に工事するものと、その辺の不均衡というものも出てまいりますので、われわれもいたしましては今後やはりこの辺は市町村ともよく協議し、また各関係省、文部省とも協議したい、かように考えております。

なお、私先ほどちょっとお答えする時間がございましてしたので、先ほどの議論の中で、ちょっと私聞いておりました、一つは、あすではおそ過ぎるということでございますが、私の承知をしておるのでは、あれはたしか四十二年と四十三年に超過負担の実態調査をいたしまして、そして四十三年度では九十四億、四十四年度では三十五億、四十五年度では七十七億と、不十分ではございませうけれども、全くしていなかったということではない、こういうことでございまして。

もう一つは知事会と三省の調査の問題、これは先ほど御指摘のとおり、単独分二〇%ということとでそれだけ削ってしまっておりますので、その辺のいろいろ食い違いは私は出ておるのではないかとと思ひますが、あわせてこの点お答えさせていただきますと思ひます。

○安嶋政府委員 先ほど申し上げましたように、事業の実施までには若干期間のあることでもございしますので、林野庁その他におきまして対策も講じられておるところでございますから、そうした施策の効果あるいは物価全体の動きを見きわめた上で、この単価には対処し得ないということが明らかになりますれば、関係省庁とも十分協議をいたしたいというふうに考えております。

○山口(鶴)委員 過去において超過負担の解消措置をとったということはよく存じております。過去すでに二回超過負担解消の措置は、これは奥野さんよく御存じのとおりですが、とってきまして、こゝにございませうな超過負担の実態が出現して、そうして昭和四十八年、四十九年二カ年度に

わたって措置をするということになった。それほどやはり超過負担解消というものは非常にむずかしい、困難な問題であるということだろうと思ひます。したがういまして、ただいま三省のお答えをいただいたわけでありまして、辻さん、政府の経済の見通しというものはまさか違うであろうことと辻さんのほうから言うわけにいかぬということとわかつておりますが、政府の経済見通しはよくの中をしておったかという、必ずしもそうではなかったという例もなきにしもあらずだろうと思ひます。したがういまして、決断と実行の内閣だ、こういうのですから、農地の宅地並み課税にのみ決断と実行というのではなくて、こういつた公立学校文教施設、特に田中総理大臣は、義務教育の振興については非常な御熱意を持っておるやに承つておるわけでありまして、その肝心の校舎がどうも建たぬというふうなことはどうにもならぬわけでありまして、この点はひとつさういふ際にこそ決断と実行を大いにやっていたいただきたいものだと思います。そういう際には、辻さんのほうもあまりけちけちな言わぬで、機敏に対処していただくように、これは自治省、文部省の応援団の一人として申し上げておきましょう。

それでは、このことはその後のデータが出現した際にさらに議論するとして、一応これでおかしていただきます。〔速記中止〕

○田中委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記をとめて。

○山口(鶴)委員 それでは、次の問題に移りましょう。松永先生もおられますから、人口急増の問題についてお尋ねをいたします。昭和四十六年度の措置をいたしまして、昭和四十五年の十二月三十日に文部省は「児童生徒急増市町村義務教育施設整備に関する特別措置について」という一つの措置要綱を御決定になりました。昭和四十六年度の措置をいたしまして、生徒児童急増市町村の校地取得に対して三分の一を補助するという措置をおとりになったことは承知をいた

しております。また自治省といたしまして、うしろ向きの措置をいたしまして、従来取得いたしました校地の経費につきまして利子補給を行なうという措置をとりましたことについてもよく承知をいたしております。この児童生徒急増市町村の対象ですね、これはどうも十分ではないかという感じがするのであります。三年間の増加率が一〇%以上で、かつ小学校の場合は五百人以上、中学校の場合は二百五十人以上増加した場合です。それからまた三年間の児童生徒の増加率が五%以上で、かつ小学校の場合が一千人、中学校の場合は五百人以上、こういう縛りによって対象となる市町村の数は現在のところあまりありません。

○安嶋政府委員 四十八年度の推計でございますが、小学校につきましては二百四十八市町村、中学校につきましては百三十一市町村、四十七年度を申し上げますと、小学校につきましては二百三十一市町村、中学校につきましては八十二市町村でございます。

○山口(鶴)委員 自治省として、別に人口急増市町村というものを調べておられますか。これは一体どのくらいあるわけですか。こちらのほうが対象が広いのではないかと思ひますが、いかがですか。

○森岡政府委員 人口急増市町村といふ場合には、どういふ範囲でとらえるかというのが一つの問題でございますが、一応基準を国調人口したがいまして五年間の増加率が一〇%以上でかつ増加数が五千人以上というふうに押えまして場合には、二百三十市町村というふうに私ども見ております。

○山口(鶴)委員 それは四十八年ですか。

○森岡政府委員 四十六年でございます。

○山口(鶴)委員 そうすると、自治省の場合には、昭和四十年国調と昭和四十五年国調との伸びによつて押えるから、四十六年の数値が二百三十市町村で、したがういふその後変化はないという理解でよろしいわけですね。

○森岡政府委員 そのとおりでございます。

○山口鶴委員 その点は自治省よりも文部省のほうが、毎年毎年生徒児童指定統計でとれますから、機動的に対処している点はけっこうだと思えます。この点は高く評価しておきましょう。どうも自治省のほうは、人口が対象なものですから、国勢調査ですから五年ごとというのですが、しかし、これは指定統計でとろうとすればできるわけですね。私はこの点は自治省ももう少し反省してもらわねばいかぬと思うのです。昭和四十五年の国調以降、やはり急激な人口の増加という現象があらわれているのですから、田中さんの言うように、過疎過密同時解決で一切解決しておるといふのは別ですが、決してそんなことにはなっていないのですから、この点は自治省も文部省を見習っていただきたいと思うのですがいかがですか。

〔委員長退席、内海（英）委員長代理着席〕

○森岡政府委員 先ほども申しましたように、人口急増市町村というものをどういう形でとらえるかということで、そういういま申し上げたような基準でとらえればそれで、具体の施策といたしましては、私も先生よく御承知のように、たとえば交付税の人口急増補正をいたします場合には、住民基本台帳登録人口を毎年毎年とりまして、それに基づいて所要の措置を講じております。また、児童生徒急増市町村の用地補助も、文部省と御相談いたしまして、三年間の児童生徒の増加数なり増加率というものをいえることが機動的で実態に合う、かように考えております。

○山口（鶴）委員 その点、了解しました。

そして、本年度の人口急増市町村対策であります、小中学校用地取得費に対する国庫補助の拡充として本年度予算は九十九億円、昭和四十六年度に二十億円で発足をし、四十七年度五十二億、本年度九十九億になった。前進を見たということになります。わかりますが、問題は単価です。昭和四十七年度の単価、平均一六六千円、それを四十八年度においては二万一千円に引き上げた。事業量を三百六十三万平米から三百九十七万平米

に拡充をした。それはわかります。わかりますが、いま農地の宅地並み課税でいろいろ問題になっておりますが、田中さんのほうが野党の一致した案を蹴って宅地並み課税を三大都市圏についてはやりたいたいというようなことを新聞でもテレビでも盛んに言っておられるわけでありまして、それでは問題はあのA農地ですね。昭和四十六年の評価額五万円、現在十万円、しかし、これは実際の価格の二分の一以下だということ、武藤さんよく御存じだろうと思うのです。とすれば、人口急増地帯、横浜なんかの場合は、一年間に二十校も三十校も学校を建てなければならぬというときに、拡充された、単価アップをしたというものの、平均二万一千円という単価では、これは平米と坪との関係もありまして、それを同一にならしてみたとところが著しく実態にそぐわない単価ではないかというふうに思います。この点、対象になりまます急増市町村の、建設省が現在逐次拡充している公示価格と比較した場合に、一体どのくらいの状況にありますか、ひとつ数値で示しをいただきたいと思うのです。

○吉田説明員 申しわけございません。きょう手元に資料を持ち合わせておりませんので、資料を後ほどお届け申し上げますが、それをお許しいただきたいと思えます。ちょっと手元に持ち合わせておりません。

○山口（鶴）委員 じゃあ、それは委員長、あとで提出をいただきたいと思えます。いいですね。

○内海（英）委員長代理 はい。

○山口（鶴）委員 宅地並み課税でいろいろ御苦労されておる武藤さんもおられるわけですから、人口急増、これらの地域、かりにA農地としてもいいですが、一体どうですか、この単価と比べてみて、千円で、坪当たり七万円ぐらいということになります。いま御指摘のようないわゆる東京周辺のようなところのA農地、もうほとんど地価は、いま御指摘のよう評価額の二倍よりも三倍

近くなっておるわけでございます、とてもこの点においては、上が打ち切られておりますので、これでは実態とは非常に合っていない、こういう感じでありまして。

○山口（鶴）委員 管理局長さん、実態とは合わないだろう。具体的な数字はまたあとで出していただきます。議論したいと思えますが、それは一応おきましょう。

単価も合わないところに持ってきて補助率も三分の一、しかも三年間の分割交付、それだけならいいですけども、五割足切りをやっておるわけでしょう。これでは実情に合わない過ぎると私は思うのですよ、いかがですか。

○安嶋政府委員 五割の足切りを御承知のとおりやっておるわけですが、四十六年度におきましてはこの足切りが五六%でございました。四十七年度におきましてこの五六%の足切りを五〇%に改善をしたわけでございまして、この足切りの考え方でございますが、御承知のとおり児童生徒急増市町村以外の児童生徒増加市町村におきましても、急増市町村と同じように小中学校を増設するという財政需要があるわけでございまして、その財政需要が、急増である通常の増加であるとを問わず、これは共通の財政需要でございまして、両者の均衡をはかるという観点から共通の部分については補助対象から除外をしたということでございまして、その率が五〇%、一昨年に比べれば若干の改善になっていくということでございます。

○山口（鶴）委員 土地に対して補助を出すことの適否の問題については、ずいぶん議論があったことは承知をいたしております。しかし、これは先ほど冒頭、大臣に私が尋ねいたしましたように、終戦直後のあのよう、わが国経済もどんだの状態にあり、わが国財政も中央地方を問わず非常に困窮の状況にあったときはいざ知らず、わが国経済もこれだけ拡大し、また国の一般会計も非常な額に達しておりますとき、さらにまた、文教予算の国の予算に占める比率というものが同じように伸びているのならともかく、そうではなく

て、スローダウンの傾向にあるということを考えましたときに、私はやはりこの人口急増——まあ全体校地の取得についても、補助しろといえはそういう議論もできないことはないと思えますけれども、しかし、人口急増の校地取得というものが非常に困難である。あとでまた五省協定の問題についても触れたいと思えますけれども、ああいう五省協定をして、大きな住宅団地ができたときには、住宅公団に対して何らかの措置も課さなければいけないという、これはやはりそこに対して、公共施設をするための用地というものが非常に取得が困難であるという状況があらわなそういう措置をおとりになっているのだらうと思えますが、そういうことを考えましたときに、もっと私は前進した措置があつていいのではないだろうかと思うのです。

〔内海（英）委員長代理退席、委員長着席〕

特に文部省さんは、こう言つては悪いのですが足切りがお好きなようでありまして、「いや、大蔵省だ」と呼ぶ者あり」ということは、まあ松永さんが御指摘のように、もとは大蔵省だと思つたのですが、大蔵省に対する姿勢がやや軟弱だったというところかもしれません、与党さんもそう言つておられるから大蔵省も少し反省をいただきたいと思つたのですが、昭和三十八年までは低い補助単価、それから補助基準、それで計算をした補助金から七〇%から八〇%に割り落とす、言いかえれば二〇%から三〇%の足切りをやつておつた。三十九年になってやつと一〇%の足切り、四十二年度から五〇%の足切り、やつと四十三年度以降足切りを解消したというのを見ても、私が先ほど指摘をいたしました横浜その他全国幾つかの市町村が、この地方財政法二十条二による意見書を出さざるを得ないほど不当な足切りのようなものによつて地方財政が圧迫されておつたということ、やはり示すものではないかと思つたのです。そういう意味でこの足切り調整率が幾らが適当であるかというところは、先ほどお答えがありましたように五、六%ですか七%ですか足切りしておつたものを、

今度は五〇％にしたわけですから、逐次改善して
いって私はおかしいことではないと思うのですね。
将来これについては逐次足切りを是正していくと
いうお気持ちはいかがでしょうか。

○安嶋政府委員 文部省といたしましては、改善
してまいりたいというふうに考えております。

○山口（鶴）委員 松永さんの要望がありますから
辻さん聞いておきましょう。いかがですか、大
蔵省。

○辻政府委員 ただいま御指摘の児童生徒急増市
町村の用地の問題につきましては、先ほど山口委
員もおっしゃいましたように、四十六年に制度を
始めまして四十八年度予算が約百億近くございま
すので、その間五倍という大幅な増額をいたして
おるところでございます。そこで先ほど先生のお
話もございましたように、土地の補助につきまし
てはいろいろ問題もあり御議論もあるところでご
ざいます。いまの補助制度のたてまえからしまし
すと、用地費につきまして補助をするのはいわば
特例と申しますか、特例的な考え方になっておる
わけでございます。市町村といたしましては、普
通の償却資産と違っていて、資産として残るもの
でございまして、そういうような用地補助のた
てまえからの議論もございまして、足切り率の問
題につきましては、管理局長から御説明申し上げ
ましたように、他の市町村とのバランスの問題も
ございます。それから助成の方法といたしまして
は、これは自治省の所管でございしますが、そのほ
か地方債あるいは交付税等の措置もございするの
で、そういういろいろな措置との関連も考慮しなが
ら、将来の問題といたしまして慎重に検討してま
いりたい、かように考えております。

○山口（鶴）委員 大蔵省らしい御答弁だと思つて
拝聴いたしております。

そこで私は、こういう措置がとられたことは
けっこうだと思うのですが、一つの要綱によって
予算補助のような形で実施をされる。予算補助と
いうのはすいぶんたくさんあることは承知をいた
しております。しかし、この人口急増地帯は、公

共施設が非常に建設困難な状況をかかえている。
また、きのう実はもっと新しい地方財政白書を
もらったのですが、見やすいから去年のを持って
まいりましたけれども、この地方財政白書を拜見
いたしましたも、人口急増地帯におきまして市町
村が投資的経費に充当します割合は、他の地域に
比べて非常に高率である。過疎地域についても同
様であります非常に高率であるという状況は、
このデータにもよく出ております。したがいまし
て、人口急増に対する校地取得について一歩前進
して、四十六年度から措置をとっていただいて、
しかも足切り率も逐次是正の方向に向かつてい
る、単価についても実情には合わないけれども、
少しずつではあるが改善の方向に向かつてい
る。わかりませんが、やはり人口急増市町村における公
共施設整備、公立学校のみならず他の施設も含め
て、この際法律でもつてきつて、この特例的な
措置を講ずるということがあつてしかるべきでは
ないか。そういう法律の中で公立学校の用地取得
についてもきつてきつた位置づけをする。幸い今
度人口急増地帯の国庫補助率については、いま審
議しております施設費負担法の中で小中学校とも
二分の一を三分の二に引き上げた。それはそれで
けっこうであります。なほ施設費負担法の中に
用地取得を書き込むということもむずかしい点も
あろうと思つたので、人口急増市町村における
公共施設整備の特例措置として、やはり法律を定
めて、きつとした法律的な補助にしていこうと
が必要ではないかと私は思うのです。自治省はそ
ういうことをお考えになって、要綱案もおつくり
になっていろいろ各省と折衝され、本年度の予算
編成の過程においてもその努力をされたことは承
知をいたしております。どういう努力をされて、
どういふところに障害があつてこの法律をつくる
ことができなかったのか、経緯をひとつ御説明い
ただきたいと思つた。

○森岡政府委員 人口急増市町村におきまして団
地あるいはスプロール、各般の事情によって人口
が非常に急激にふえてまいりまして、関連公共施
設の整備がおつかばさつてまいるわけございま
すが、それらにつきましても、全般的な財政需要の
特別措置という、そんなもの考えたかどうかと
いうことで各省と協議をいたしました。また、
その指針となるような要綱もつくりまして各省
と相談いたしました。それについて見合つた予算
要求もしたいたしたわけでございます。ただ、
事業の内容をいろいろ検討してまいります。こ
れは当然のことでございますが、何と申しまして
も義務教育施設の整備が最も緊急であり、かつ膨
大な財政需要になっております。おおむね割合
で申しますと、人口が急増することによって必要
となります施設のうちで、大体六割前後が義務教育
施設の整備事業だというふうに見られます。かつ義
務教育施設でございまして、その性質上、これ
は施設の整備の遅延を許しません。したがいまし
て、何といたしましてこの義務教育施設の整備につ
いての特別措置は、ぜひやりたいということでは
各省といろいろ御相談を進めながら私も考えを
固めてまいりましたわけでございます。そういう意味
合いで、文部省当局と予算の最終段階で十分お打
ち合わせをいたしまして、最大の中心眼目である
この義務教育施設の整備の特別措置に重点を置い
た、かような経過をたどつたわけでございます。
かつまたそれによりまして、国庫負担法の一部を
改正し、法律上その点を明確にしていこう、こうい
う措置を講じているのでございします。以上が経過
でございます。

○山口（鶴）委員 しかし、校地の取得については
依然として予算補助にとどまっていたという点も
あるわけですね。辻さんどうだったのですか。私
は予算補助というのはいささかいい制度とは思いま
せんのだ、率直に言うならば国会軽視にもなるわ
けです。たとえばいま大都市で問題になっている
公営交通、地下鉄の助成についても、依然として
これは予算補助ですね。やはりモノレールなんか
の法律をつくるのなら、大都市の地下高速鉄
道の整備の法律をつくらせて、そしてきつとした制度
としての補助にすべきだと私は思うのです。辻さ

んのほうで、こういった人口急増市町村の特例措
置については異論を唱えたんじゃないですか。そ
の点はいかがですか。

○辻政府委員 御承知のように用地の問題は、す
でに四十六年度から大体五十年間というところで先
行して取り上げていっていただいております。それか
ら先ほども御説明申し上げましたけれども、土地
の補助というのはいわば特例的な問題でございま
して、校舎の場合と違ひましてもの補助という
ものがない。つまりかさ上げという性格のもので
はないわけでございます。そういう点から考えま
して、必ずしも法律的に国に義務づけなければな
らない性格のものではないのではなからうか。財
政的に考えまして、児童の急増する市町村に対
しまして予算補助の形で財政援助してまいることが
適当ではなからうか、かように考えておるわけ
でございます。

○山口（鶴）委員 大臣は、地方財政の問題につ
いては非常によく理解が行き届いている。そうい
う中で今度文部大臣に就任をされた。私は文教委員
一年生ですからあまりよくこまかい点はわかりま
せんけれども、たとえば大学等については、私立
学校の補助、これは文部省が補助をお出しにな
っている。ところが、高等学校などについては交付
税で基準財政需要額の中に算入をして、都道府県
が管内の私立の高等学校については補助を出して
いるという形をとっている。それから同じ大学で
も、公立の大学については私立の大学に比べてそ
れよりも非常に劣つたといひますか、不十分な助
成しかやっていない。それから今回人口急増の問
題については法律でもつて、本法の中で二分の一
を三分の二、もちろんこれは法律のいいいから
いますと、もとをずばり直したのではなくて、
臨時的な措置としてとりあえず二分の一を三分
の二にするという扱いをとつたわけでありまして、
校地については依然として予算補助である。文部
省はたくさん補助の項目があると思うのですが、
その扱い全般について、今日までいろいろ経
過があつてきてきたと思うのですが、やはり同

種類のものについては一つの法律でくくって、それとして何か、一つは交付税で一つは補助金だとかいうばらばらな姿、また私立と公立とで違いがあるとかいうようなものについては、ある程度整理をされたほうがいいんじゃないかという感じが私はするものであります。文教についてはしろうとでありませんが、あるいは乱暴な議論かどうかかわかりませんが、そういう気がいたします。いかがですか。

○奥野国務大臣 いま人口急増市町村に対する施設の国庫助成、これを中心にして御議論になっておりますので、そういうつもりでお答えさせていただきます。

過疎地に対する対策でありますとか、離島に対する対策でありますとか、産炭地に対する対策でありますとか、そういうものが一つの法律体系をなしておりますので、私はできることならまとまった立法措置ができればいいなという気持ちは持っている一人でございします。ただ、土地の問題になってまいりますと、なかなか国庫助成の対象になじまないものと年来考えておるものでございします。と申しますのは、町村間におきましても土地の値段というものは非常に差がありまして、一つの市町村の中におきましても、同じ宅地におきましても非常に差があるわけでございします。学校の位置をどこにするかによりまして、学校用地の値段はぐんと変わってくるわけでございします。同時にまた、土地は減っていくかない。金が要るようなものの、永久に財産価値が保全されるわけでございします。そういうことを考えてまいりますと、五割だ、六割だとかいうかっこうの国庫助成の対象にならないのじゃないか、こう思っておるものでございします。ただ、何といたしまして、人口急増市町村におきまして、まずさしあたって必要なのは学校をつくることでございします。学校をつくるという点でも、まず用地を確保しなければならぬ。この用地は金の問題以上に、当該市町村は必要な面積の確保、これに困り抜いているのではないか、かようにも考えておるものでございします。

またばく大な経費を要します。そうしますと、これはやはり人口急増市町村に対する一つの財政援助だ、こう思っておるわけでございまして、その場合に、その財政援助を、国の財政の責任でまかなうのか、地方全体の財政の責任でまかなうのか、これまた一つの考える問題があるわけでございします。ただ、何といたしまして、人口急増市町村が土地対策で困り抜いていることはわかつていることでございします。どうしても土地に着目して国が何らかの配慮をしていくということが必要だ、こう考えて、四十六年度のあの施策に際しまして、私もたいへん努力をした一人でございまして、そういう経過をたどって今日になっております。法律でびしっと書く対象にはなかなかなじまないのではないだろうか、こんな感じを持っておりします。ただ、おっしゃいますように、人口急増市町村に對します施策の一つの体系でまとめて示していく、これは親切なやり方じゃないだろうか。できるならそういう結果をもたらしたいなという気持ちは同じでございまして、私も同じように思っております。

○山口(鶴)委員 この点は、私も今後とも勉強させていただきます。人口急増市町村の公共施設に対する特別措置法というものをつくりたい。確かにいま過密地帯の公共施設をどうするかというの大きな課題でもありまして、そういう努力をせっかくしたわけでございしますから、そういうものが、できる限り早い機会に日の目を見ることが好ましいのではないだろうかという私の考え方を申し上げておきたいと思ひます。

存じます。中学校におきましては非木造校舎比率が昭和四十六年五月一日現在で四九・〇％。したがって、木造校舎がいまなお五一・〇％残っているというところだと思ひます。それから危険校舎比率というのがございします。それを拝見いたしますと、小学校の場合、昭和四十六年五月一日現在で一〇・七％、中学校で五・三％、要改築校舎比率が同じ時点におきまして六・四％、中学校が三・三％ということのようであります。そうしますと、依然として木造の校舎が半分以上を占めている。危険校舎が一〇％以上小学校には存在し、中学校においても五％以上存在する、こういう状況だろふと思ひます。

そこで、お尋ねをいたしたいのは、こういった危険校舎、あるいは要改築校舎、こういうものをどのような計画で解消しようとしているのかというところが一つ。それから危険校舎を改築するにあたっては、危険度というものを計算してやっておられるわけですね。従来までは四千五百点という点数だったそうであります。これが本年度においては改善をされたのかされてないのか。将来どのような方向で改善をしようとしておられるのか、あわせてお聞かせをいたしたいと思ひます。

○安嶋政府委員 昭和四十四年度から公立文教施設の整備の第三次五カ年計画というものを実施してまいりました。お手元に資料として差し上げてあるわけでございします。その実施の状況につきましては、お手元に資料として差し上げてあるわけでございします。それが計画によりまして、四十八年度で終わるというところでございします。四十七年度でもって目標の大部分が解消できたわけでございします。四十八年度から新たに第四次の五カ年計画を発足させたいというふうに考えております。その中でたゞいま御指摘の危険改築でございします。六百十八万平方メートルというものを将来五カ年間にわたって改築をまいりたいというふうに考えております。

改築の際の対象でございします。これはたゞいま御指摘がございしましたように、従来どおり四千五百点という点数で線を引きまして、四千五百点

以下のものを補助対象にまいりたいというふうに考えております。実施にあたりましては、たとえば鉄筋造のものでございまして、戦災によつて火が入つておりました、使用上危険であるといったようなものにつきましては、不適格建物といたしまして改築の対象にしてまいりたい。その他四千五百点という点数自体を今年度改善するということは考えてはおりませんけれども、実施にあたりまして、たとえば特殊教育学校でございしますと、あるいは豪雪地帯でございしますと、そういった特殊な地帯にあるものにつきましては、その点数につきまして弾力的な対処をしてまいりたいというふうに考えております。

○山口(鶴)委員 四千五百点が変わらなかった、こういうことですね。しかし、第四次の計画を立てまして逐次危険校舎については対処していこう、こういう趣旨だと思ひますが、本年度の予算要求にあたって、文部省はこの危険度を四千五百点をせめて五千点程度に改善すべきではないかというところで予算要求をされ、第一次査定で切られた、あとの第二次査定の際に、復活折衝の対象として要求をされた、しかし、最終的にはこれが通らなかつた、こういうことだろふと思ひます。どうなんですかね、辻さん、そういうことぐらひは、危険度がどうだということだと思ひます。危険な校舎をいつまでも放置するということにはよくない。また、四千五百点でなければ——四千五百点までは安心だということのかどうか知りませんが、現実には私なども各地域の小中学校を見る機会があるわけであります。相当いたんでは校舎があつて、何だ、こんなのをほっておくのかという、残念ながら危険度の点数が四千五百点にならぬので、やむなく四千五百点になるのを待っておる、こういうふうな実情を聞くわけなんです。私はやはり生徒児童を大切にすること、観念に立つならば、せめて危険度の点数ぐらひは是正をしていくというぐらひのことはお考えになつてもいいのではないだろふかという感じがいたすのであります。文部省の御熱意が十分でなかつた

のか、あるいは大蔵省の抵抗が強過ぎたのか、その辺は私は知りませんが、どうなんですか、辻さんのお気持ちをお伺いいたしておきますよ。

○辻政府委員　ただいま御指摘の危険度の問題でございしますが、四千五百点以下のものはたいていでも約三百五十五万平米残っているわけでございまして。このほかに年間約七十万平米が危険校舎に落ち込んでくるという実情でございします。したがって、私どもの考え方といたしましては、当面特に三千五百点以下の危険校舎の早期一掃を中心といたしまして、四千五百点以下の危険校舎の解消にまず努力すべきである、四千五百点以下のものをまず優先的に取り上げるべきだという考え方をとっているわけでございします。したがって、ただいまおっしゃいましたように、予算折衝の段階におきましては、いろいろな経緯がございしましたけれども、一応危険度の四千五百点というのは従来どおりにいたしたわけでございします。しかし、先ほど文部省からも御説明申し上げましたように、予算の執行面におきましては、児童、生徒の教育環境として不適格なものがございすれば、それは四千五百点ないし五千点ぐらいのものでございしても、例外的にこれを取り上げていくというような問題につきましては、文部省当局とも実行の段階におきまして協議してまいりたいというふうに考えております。

○山口(鶴)委員　私は、大臣にお尋ねしたいのですけれども、昨年景気がある程度落ち込んだといいますが、停滞した時期に、公共事業を拡充することによって需要を喚起するということで、大型の補正予算を組んだわけですね。その際、どういう公共事業をやるのが適当かどうか、いろいろな議論があったと思うのです。問題は、公共施設をするにいたしたとしても、一番困難は、先ほど来議論しているように、用地の取得が一番困難なわけですね。とするならば、思い切って老朽の校舎については、用地はそのままあるわけなんですから、短期間のうちに集中的に改善措置を講ずると

いうことが、景気対策としても、あるいは公共事業を一定の時期に集中してやるということについても、一番適切ではないだろうかというように議論が、学者の間からも、あるいは一般人の間からもあったことは、御承知のとおりだろうと思うのです。ところが、いまお尋ねをして驚いたわけでありまして、四千五百点以下の危険校舎がまだずいぶんある。それを逐次解消していくということは、おそれるべきことじゃないだろうか。そういう危険な校舎の状況に生徒児童をいつまでも放置をしていくということはいかがだろうか。しかも、公共事業をやる場合の一番ネックになっている用地については、ある程度改善をしているわけなんです。それから、こういう危険校舎の増改築等は、公共投資をふくらめます場合、最優先的に措置してしかるべきではないだろうか。そういう意味では、文部省はもっとがんばってもいいのではないかとこの感じがするのですが、いかがでしょうか。

○奥野国務大臣　昨年の補正予算のときには、お考えのこともあって、学校建築にはかなり重点を置いて金額が計上された、こう承知をしているわけでございます。

そういう見地から言いますと、今度の場合には逆に建築を少し押さなければいけないという逆な状態に置かれていると思えます。(山口(鶴)委員「ほかを押さなければいいんだから」と呼ぶ)それは別にいたしまして、危険度ということばがはたして適当なのかどうか、私はこれは老朽度であろうと思えます。危険であればこれはすぐにでも改築しなければいかぬと思えます。危険であるにもかかわらず改築を認めていないというところは、これはあり得ないと思えます。また施設は整っているんだから、どれから先に手を付けていくのか、新築もございまして、統合もございまして、いろいろなものもございしますので、これはやはり全体の予算額をどう順序をつけていくかというところになってきますと、老朽の校舎も早く改築しなければならぬと思えますけれども、人口急増のようなどころは、やはり早く建ててやらなければ

いけない、人が来ているのに校舎がないわけですから。ないところから先に優先させるべきである、こういうことになると思えます。いま文部省からも大蔵省当局からもお話がありましたように、あまり画一的にやりますと、一部老朽でないところが残っているために補助が受けられない、それがために全体の改築をおくらされてしまう。これはやはり早く総体的に取り上げてあげたいといふんではないかと私は思うのでございまして、やはり実態に応じた弾力のある運営、これが大切ではないだろうかと思えます。またそういう見地で両省間で円滑に仕事を進めるように努力していきたいと思えます。

○山口(鶴)委員　昨年の補正予算の際の議論からいえば、あるいは大臣の言われたようなことかも知れませんが、いまの国会の中で議論からいえば、結局円対策の一環として、だれも言っていないことは、やはり経済の軌道修正をやらなければいけない、生産基盤の強化でなしに、生活基盤の強化を樹立すべきではないかということだろうと思えます。その中で一番最初に行ない得るのは、用地の取得がすでになされておる老朽危険校舎の改築について、よりピッチを上げてやっていくことが、そういう経済の現代の要請にこたえる道ではないかということだろうと思えます。そういう意味で、私も老朽校舎の第三次計画あるいは第四次計画、資料をいただいたというのですが、私がかつてにしていまして、手元にないわけですが、少なくともこの問題については早期に解消するように、これは強く要請しておきたいと思っております。しかも、先ほど来申し上げたような、わが国経済全般の現在における課題にもマッチする課題ではないだろうかということも、私は指摘をしておきたいと思えます。

それから、そのほかいろいろお尋ねしたいことはあるのですが、次に文部省からいただきまして「地方教育費の調査報告書」、これを拝見いたしました。私のいただきましたのは、昭和四十五年度のものが何か一番新しいのだそうでありまして、昭和四十五年度の実態調査を拝見いたしました。

まず一番最初に目につきましたのが、この表の第四十九表であります。市町村の教育費の基準財政需要額に対する実支出額の比率、「建築費分を含めた総額について比較した場合」と「建築費分を除いた額について比較した場合」、この表がやはり一番先にいままでも地方行政をやってきたせい目につきました。

これを見て、私、幾つか奇異に感じた点があるのであります。一つは、建築費を含めた場合における比較につきましては、実支出と基準財政需要額とが非常に乖離しているということ。全国割合でいいますと、比率が一・七八です。これはもう大臣よくおわかりのように、実支出のほうが多くて、基準財政需要額の見方が少ないということですね。したがって、基準財政需要額の一・七八倍がこの実支出額だ、こういうことです。いまのは小学校です。中学校は、この数値が一・九九です。建築費を除いたもので比較をいたしますと、小学校の場合が一・二一、中学校が一・三一であります。そうしますと、建築を含めた場合における基準財政需要額の見方というものが著しく悪い。これは自治省にも聞いておいていただきたいと思うのですが、ということがこれでわかりました。それが一つです。

それからいま一つは、この建築費を除いて比較した場合の数値が一・二一、中学校が一・三一であります。驚くことに、一を割っている都道府県が相当あるということなんです。この建築費を除いたら、ですから、大臣御案内のように、町村の場合は基準財政収入額は実際の収入額の七五%、二五%だけ、いわばゆとり分があるわけなんです。ですから本来ならば、基準財政需要額よりも二五%くらいは支出が多いのがあたります。二五%これはあたりましたかと思うのです。一を割っているということは、私はやはり、当該府県の市町村というものが、実際の財政運営として、あまりにも教育を軽視しているのじゃないかというふ

うに感じました。この点に対する大臣の感想をひとつ承りたい。

それからいま一つは、建築費を含めた場合、これは今度のこの法律に關係するわけでありすが、建築費を含めた場合の基準財政需要額の見方が、比較をしてみても、悪過ぎるのじゃないかという感じがするのです。

まず、この点に対する感想を承っておきましよう。

○奥野国務大臣 私、この数字を見て、いまちょっとびっくりしておるところでございます。びっくりしていると同時に、一体実支出額というものをご調査をしているのか、これは私、疑問に思っております。建築費を除いて起債の元利償還額をどう扱っているんだらうかなという疑問が一つ起こりました。もう一つは、給食の扱いはどうなっているのかという疑問も一つ起こりました。だから、全く同じベースで調査されたものならこんな大きな開きは出てこないはずだ、何かやはり調査に欠陥があるのじゃないかなという感じを私自身は持ったわけでございまして、もう少しこの調査の基礎を調べた上で御返事させていただきたい、かように思うわけでございます。

○山口(鶴)委員 やはり地方財政計画や交付税法にたいへんたんのうというが、奥野さんがみずからつくったようなものですか、専門家の御感想だと思つて私は聞いておりましたが、いまの奥野さんの御答弁について、文部省、どうなんですか。この実支出のこの数値の中に、一体どういふものが含まれておるのか。それから、この建築費を含めたものと含めないものとの基準財政需要額の計算のしかたは、どういう形で整理をしてこの表をおまとめになったのですか、その点ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○奥田政府委員 文部省におきましては、地方教育費の調査というのを年々やっております、その中で全市町村に對しまして教育費の基準財政需要額等に関する調査表というものを配付いたしまして、全市町村が小・中・高等学校別に、基準財

政需要額の総額と建築費を除いたものと、欄をとつております。それを書き込むことになっておりますが、その教育費のほうにつきましても、実際に市町村が学校教育費あるいはそのほかの教育費といたしまして支出したものを、これを積み上げております。大ワクの内訳で申しますと、消費的支出といたしまして、教授費、あるいは維持費、あるいは修繕費、補助活動費その他、それから資本的支出といたしまして、土地・建築費、設備・備品費その他、そういうものの積み上げでもって市町村が出した分を調べております。

○山口(鶴)委員 森岡さんおられますから、森岡さん交付税課長じゃないからどうかと思ひますが、しかし、交付税課長より一格偉い人ですから聞いておきますが、この文部省の実態調査をするにあつて、実支出がどういふものをとる、それから基準財政需要額で建築費を含めたものと含めないものとはどういふ形で整備をするのか、具体的に言えば、私もこれと見合うように昭和四十五年の交付税制度解説を持ってきまして、これを見たわけでありすが、結局建築費分というのはいわば投資的経費、この部分を入れるか入れないだけで建築費を入れた基準財政需要額と除いた基準財政需要額というように整理をしているのか。これらについては文部省と自治省との間で私は打ち合わせがないと、この比較というものはきつめて不十分なものにならざるを得ないと思うのです。その点の連絡はどうなつておりますか、自治省とそれから文部省にお聞きしたいと思ひます。

○森岡政府委員 はなはだ申しわけありませんが、私自身は文部省といふ資料作成につきまして打ち合わせをしたという記憶はございません。ただ、担当課のほうであるいは打ち合わせをいたしておるかもしれませんので、その点については正確なお答えが実はいたしかねます。

それから、これもまことに申しわけないのですが、資料自身、私十分承知いたしませんので、さつき文部大臣がおっしゃられましたように、それは

ど大きな違いがあるということについては、いろいろ問題もあらうかと思ひますので、精査をさせていただきますたいと思ひます。

○奥田政府委員 調査票の説明が不十分でございましたので、あらためて申し上げたいと思ひますが、市町村の書き込み金額は、純粹に市町村が負担した金でございまして、言うなれば市町村決算の中から、国や県でもらつた金あるいは寄付等は全部除いた金で載っております。

○山口(鶴)委員 ですから、私の聞いてゐるのはそういうことではないので、結局基準財政需要額と比較する場合の実支出額というものはどういふものを選ぶなければならぬのか。だから、基準財政需要額で算定しているその内容というものがあつたわけですから、その算定してないもの、たとえば大臣が言われたように、給食費はどうなつてゐるのか。設備費とか人件費については基準財政需要額、見えていますよね。ところが、子供たちの給食に子供たちから徴収したお金以外に、自治体が一般会計で持つてゐる経費というものは当然あり得るでしょう。そういうものを入れるとすれば、基準財政需要額が想定してゐるものと若干違つてくる、そういうこともあると思ひますので、結局基準財政需要額で算定してゐるものと、それに見合う実支出をやはり調べてみるものが一つは正確さを期するだらうし、また同期に、文部省がいつておられるような、すべての国庫補助金その他を除いた実支出をまた別に一べん調べてみる。そうすれば実際に教育予算を支出してゐる市町村が、あるいは文部省なり自治省が、いままでやつてきた教育費の基準財政需要額の見方が當を得てゐるものか得てゐないものか、是正するとすればやはりこういうところを是正しなければいけないのかというデータとして私は生きるだらうと思ひます。また市町村も、少なくともこの基準財政需要額で見てゐるものよりも、国の補助金その他を除いた一般会計の実際の市町村の支出が、基準財政需要額を下回つてゐるというふうなことになるれば、私はその町村は、もちろん交付税はひもつ

きでないことはよくわかつておりますけれども、少なくとも基準財政収入額を七五%に押えているわけですから、二五%ゆとりというものを持つてゐるわけですから、そういうものがあるがらなくおかつ基準財政需要額よりも少ない〇・幾つという数字が出てゐる町村については、やはり深刻な反省をしてもらわなければいけないだらうと思ひます。

そういうことについて私はさき例を引きましたが、文部省のこういうPR雑誌等では、そういうことを積極的に書いて、そして市町村の、あるいは市町村教育委員会の反省を求めるようなことをすることが、真に教育予算を充実する道ではないだらうかというふうに思ひます。だから聞いてゐるわけで、いま言つたような打ち合わせを自治省と担当官の間でちゃんとやつてゐるのですか。それを聞いてゐるわけです。

○奥田政府委員 この調査は、昭和二十四年来毎年同じような形式でやつておるものでございまして、連絡をしたかどうか、そのあたり私は承知しません。

○山口(鶴)委員 私はそういう意味では交付税制度、地方財政計画、地方財政に非常になんのうな奥野さんが文部大臣に就任された機会にこそこの点については、昭和二十四年から機械的に繰り返してやつてきた、実は私は市町村の教育委員会や市町村の学校に行きまして、どうもこの調査はめんどうくさくてというふうな話を聞いたことがあります。せっかくやつておられるわけですから、そういう意味でほんとうに当該市町村が、自分のこの村における、町における教育予算といふものが、はたして十分なのかどうなのかと反省できる資料として、理論的にいっても十分そのない、活用できる資料にいたしまして、そしてそれを指針として市町村がより教育予算にお金をつぎ込んで、教育を大切にすることこそが、私は奥野さんが文部大臣になつた大きな一つの意義になるのじゃないかと思ひます。元文部大臣の坂田さ

んにも拍手をいただいております。私も非常にうれしく思っておりますが、どうですか奥野さん、せっかくそういううっぱな専門家がなったのですから、そういうことくらい、昭和二十四年以来機械的にやっているというのではなくて、ひとつ、自治省には奥野さんの後輩もたくさん雲のごとくおるのですから、活用してやたらどうですか。

○奥野国務大臣 御指摘まことにごもっともでございます。せっかく調査をするわけでございますから、その調査が生かされなければ何にもならないと思ひます。今後調査にあたりましては、十分結果が生かされるような調査になりますように私も努力していきたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 そこで、ついですがからちよと担当の方にお尋ねしておきますが、教育費を含む含まないというのは、学級数を測定単位とする投資的経費、これをこの基準財政需要額の中に入れるか入れないかという形で区別をいたしておるのですか。どういう形での基準財政需要額の建築分を含めたものと、そうでないものとは、区別をしてやっておられるのですか。

○奥田政府委員 調査票はこの本の二〇三ページでございます。丁表の付でございますが、下のほうにございます。まず、「教育費の種類」を小・中・高別に分けております。それから、「総額」と、「建築費を除いた額」の欄がございます。そして、「本調査による市町村支出金」というのは、この調査で、学校教育につきまして非常にこまかい詳細な支出項目別の調査をしております。その中で、市町村が支出した分だけをここにあげるといふことでありまして、先ほど申し上げましたように、国や都道府県の補助金は抜けておるわけでございます。それから、「差額」を出しまして、「昭和四十五年度の教育費の基準財政需要額」、これはきめられたものをそのまま書くことになっております。それから、それに対する市町村支出金の比率、これも各市町村ごとに出すわけでございます。それで、交付団体と不交付団体別に処理する、こういうことになっております。

○山口(鶴)委員 だから、基準財政需要額はわかるわけですよ。その「総額」と「建築費を除いた額」というのは、どこでどういう区別をして振り分けておるのかと、こう聞いておるわけですよ。

○奥田政府委員 この表を書くにあたりまして、記入上の注意と申しますか、そういうものがこまかくできておるわけでございますが、まず小学校教育費についての例で申し上げますと、(山口(鶴)委員「それはここにはあるのか」と呼ぶ)これは省略しております。この報告書に省略しておりますが、市町村が設置している小学校の、いわゆる学校教育費の集計表というものを別途につくっておりますから、それにつきまして市町村支出金欄というものを記入するわけでございます。それから、小学校費の「建築費を除いた額」の欄というのは、この上記の金額から、資本的支出のいわゆる土地費とか建築費、及び債務償還費を除いた額を記入する、こういうことになっております。

○奥野国務大臣 基準財政需要額の計算のしかたも、御承知のようにこれは四十五年の調査でございますから、かなり大胆に、建築費に對しまして事業費補正で思い切つて金をぶち込んだ時代もございます。ですから、基準財政需要額と実支出額を対応させるためには、私は、両方に調整が要するんじゃないかという気がするわけでございます。て、そういう問題、なおよく洗つていきたいと思つております。

○山口(鶴)委員 その点は、大臣のほうがよくわかつておると思ひますしするので、この表を見て私が疑問に思つた点はおわかりいただいたと思うのです。その点、どういう形でこれを計算したのかわかるような資料をひとつ提出をいただきたいと思ひます。

それから、今後の問題として、事業費補正等の見方をどうやっておったのか、いままでの御答弁ではわかりませんが、それが、いままでの実態が明らかになれば、当然、将来こういうところを直したほうがこの実支出と基準財政需要額を比較する場合により正しいのだという方針も出ると

思ひますから、そのような方針に沿つて、今後の調査はひとつ改善をするようにしていただきたい。

さらに、文部省はせっかくこういう調査をして、建築費分を除いたものについて実支出と基準財政需要額とを比べて、幾らか違いもあります。こういうものはやはり基準財政需要額に組み込んだほうがいいんじゃないかという希望があったら、自治省にどんな言われたらいいんじゃないかと私は思ふのです。それからまた建築費分について、いま言つたように非常に違いがあります。きちつと調査をした上で、なおこのような違いがあるということになれば、やはり自治省のこの建築費分に対する基準財政需要額の見方はこうすべきが正しいんじゃないかということについても、率直に自治省に注文をすべきじゃないだろうか。そうして、少なくとも市町村の教育予算について、国が教育基本法あるいは憲法の規定その他からいって、十分ふさわしいだけの基準財政需要額を市町村に見てやるという姿をつくること、教育を大切にす

るゆえんじゃないだろうか。せっかく奥野大臣の際に、そういう意味では画期的なこの措置をひとつとっていただきたいと私は思ひます。

さらにこの点は、いまお願いしたような資料が出た際にまたあらためて議論をするとして、保留をしたいと思います。

最後に一つだけお尋ねしておきましょう。

昭和四十二年六月一日の五省協定というのがあります。人口急増地帯の公共施設の整備については、市町村が非常に苦勞しているわけです。ですから、最近、市町村はもう住宅団地なんか来てもらいたくない、返上だといふところが非常にふえているのも、やはりそういうところに欠陥があったためだろうと思ひます。

それで、文教施設につきましても、この項目の中に入つておりました。さらに昭和四十七年度から学校プールとか、学校の給食施設も施設の対象になり、それから単に日本住宅公団の団地ばかりではなしに、住宅金融公庫の資金を受けてやる

ころの宅地開発等につきましても、この対象を含む。それから自治体の単独事業分の償還年数を逐次長期に改定しつゝあるという状況については、私も資料をいただきました。よくわかります。自治省の資料等拝見いたしました。時間がありませんから多くを申しませんが、せっかくこの五省協定が十分に生かされていらない。いろいろ地域によつて問題があるということも指摘をいたしております。これらについて、住宅公団等を主管いたします建設省としては、そういう不備を是正するためにどのような努力をいたしてまいりましたか。

さらに、大蔵省もおられるわけでありましたが、人口急増の市町村に対する施策の中にこの五省協定に基づく公共施設について、本年は次のように予算措置を講じたという資料についていただいたております。——ちよつと見つからぬので、数字を指摘するのは……。

保留をしようと思ひましたが、資料が見つかりましたから申し上げますが、宅地開発等関連公共施設、公益施設の立てかえ施行の拡充という形で、昭和四十八年度は三百二十一億、昨年に比べて百二十七億、予算を拡充しているといふことも承知をいたしておりますが、せっかくのこの五省協定が、まだ不備な点がある、地域によつては十分生かされていらないという点がありますので、この点については実情をどのように把握しており、将来どのように改善しようとしておられますか。建設省と大蔵省の御答弁を求めたいと思ひます。

○吉田説明員 五省協定と申しますのは、御指摘のとおり人口が急増いたします団地の建設でございますとか、宅地開発を行ないます場合の関連公共、公益施設といふものの整備を、本来の管理者の財政のワツでまかなないきれないケースが非常にございますので、これに對処いたしますために、住宅公団あるいは住宅金融公庫の融資を受けて行ないます事業の事業主体に一応金を与へまして、これが立てかえをして、将来の収入で返してまい

ただいまの御指摘の点では、いまの五省協定自体と、現在の運営との間のギャップがあるかどうかというところが一つの点かと思いますが、日本住宅公団と住宅金融公庫の融資によります宅地造成と、若干の差がございました。たとえば償還期限でございますとか、あるいは立てかえの対象といたしまして事業の範囲でございますとか、これは若干の差がございまして、四十七年度現在で申しますと、住宅金融公庫の宅造融資によります場合には五十ヘクタール以上の規模の宅地開発、こういうものに限定されているわけでございます。五省協定のほうでは三十三ヘクタール、約十萬坪以上の宅地開発または千戸以上の集团的住宅建設というものを一応対象としておりますので、この点の一つのギャップでございます。

それからもう一つ、地方の負担分の償還でございますが、五省協定では十年以内ということに一応いたしてございます。これに對しまして、住宅金融公庫ではこの十年以内を四十七年現在七年とすることで運営してございます。こういった点の一つの五省協定の線とのギャップではないかという点でございますが、四十八年度予算におきましてこの点は全部は正いたしましたして、四十八年度におきましては、公庫貸し付けの場合でも三十三ヘクタール以上の宅地開発または千戸以上の集团的住宅建設、これを全部カバーすることにいたしまして、対象事業の範囲は非常に大きく拡大してまい見込みでございます。

それから、償還期限でございますが、これも住宅金融公庫の貸し付けによります宅地造成、住宅建設、いずれも十年ということに延長いたしました。特に大きな問題でございます学校につきましては、大規模な団地、人口が二万人以上というところが想定されますような団地におきましては、これを二〇年というふうな大幅に延ばすことにはいたしておりまして、こういう点で非常に効果が期待できるのではないかと。住宅公団のほうにつきましては、五省協定できめております線を全部完全に充足しておりますので、今後事業主体側のいろいろ

の希望その他をよく参酌してまいりまして、適切に運営してまいりたい、かように考えております。

○辻政府委員 児童生徒急増市町村に對します措置といたしましては、先ほど来御説明申し上げておりますように、校舎補助率の引き上げでございますとか、用地補助の拡充でございますとかをいたしておるわけでございますが、そのほか、御承知のようにいわゆる三年先行整備の改善とか、ただいま御指摘になりました住宅公団等の立てかえ施工、五省協定の問題があるわけでございます。五省協定の内容につきましては、ただいま建設省から御説明申し上げたとおりでございます。この実行につきましては、私どもといたしましては関係各省と十分協議いたしまして、円滑に施行できるように努力してまいりたい、かように考えております。

○山口鶴委員 逐次、資金についても拡充されてきた、わかつてはいるわけですが、従来不十分だった。したがって、資金面の制約から、所要事業費を著しく実績が下回るといふ場合もあったことは否定できないと思うのです。

それから、さらに問題は、日本住宅公団やあるいは住宅金融公庫の貸し付けを受けて開発する一つの団地がございまして、その周辺に民間業者が宅地開発をやるということになりますと、その子供も当然学校へ行かなければならない、公共施設も必要だということになるわけでありまして、そちらのほうがいわばしり抜けになっていくというのです。そういう点は森岡さんのほうがよく承知をされているのではないかとと思うのですが、そういう点で私はやはり日本住宅公団が宅地開発をやる、それから住宅金融公庫の借り受け資金を使つた開発が行なわれる、その周辺に民間の資金による宅地開発等が行なわれるわけですから、そういうものと総合して、やはり私は当然、住宅公団の住宅に入つた子供は学校に通うが、民間の開発したものは入れないというわけに実際としていくは

ずはないわけなのでありまして、そういった関連の宅地開発が行なわれた場合の施設を一体どうするか、あるいは資金量の不備な点を拡充するかという点について、さらに私はふうがが必要ではないだろうかというふうな思っているわけですが、そういう点に對するお考えがあれば、自治省でも建設省でも大蔵省でもけっこうでありますから、ひとつお答えをいただきたい。

それから最後に、四十八年度の予算におきまして、確かにきわめて不備だと思いますが、三・四五％というような超過負担の解消のかさ上げでは私は十分ではないと思ひますし、さらに物価の上昇の見方も、これはデーターの出ました際、議論したいと思ひまして、保留しておきますが、現状きわめて不備だ。したがって、両方で単価を一〇％ふやした、それから補助基準面積を二〇％拡充をした、そういう中で、去年の予算に比べて四四％伸びた、もちろんそのことは認めます。認めますが、事業量は一〇％しかふえていない。それから先ほど指摘したような不備もある。そういう中で、御苦心のほどはわかりますけれども、どうも今回の法律改正に伴う財源措置というものは、先ほどの非常な苦勞というものに十分こたえたとはいえないというところを、最後に申し上げておきたいと思ひます。

○吉田説明員 ただいまの団地開発とその周辺部という問題でございますが、確かに団地を開発いたしました場合に、周辺部の市街化があとから追いついてくるというケースもございまして、また、団地の規模が、たとえば一つの学校をつくるだけの規模がない、千戸というのを最低の単位でいましてやっておりますが、四十七年、例の五省協定の運用の一部拡充ということで、一つの市町村の中には、最低単価五百戸まで公団住宅の場合下げることもできるといふことになっておりますが、そういうケースと申しますのは、周辺部の市街化とあわせて一つの学校をつくるというふうな必要もある

わけでございます。そういう場合には、公団住宅なら公団住宅として、相当部分のウエイトがあるもの、こういうものを周辺部をアロケートして、公団分については地元負担を立てかえるというふうなケースもやっております。

それから、公民館でございますとか、その他周辺部とあわせて一つのコミュニティをつくっていくために必要な施設というものも、四十七年からでございますが、新しく設けまして、周辺部の市街地と共通して使うものを、公団の立てかえ予算の中で行なうという道も開きまして、いま御指摘のような点に沿うように努力しております。また今後いろいろ検討してまいりたいと思ひております。

○山口鶴委員 それでは、先ほど何点かにつきまして、資料の提出を求めています点について保留をいたしまして、一応きょうはこれで終わっておきたいと思ひます。

○田中委員長 栗田君。この国庫負担法改正案を拝見しましたけれども、確かに公立小学校の屋体の負担率とか、それから人口急増地の小中学校の校舎建設の負担率は多少引き上げられております。ところで、いまこの引き上げが、ほんとうに部分的なものでありまして、私が地方の実情などを實際に行つて調査してみた中では、實際にはこの程度の引き上げでとうていほんとうに学校建設も十分にやっておりますことができないという実態が、ごろごろと出てきているわけなんです。地方自治体は、そのために超過負担をはじめとして、いろいろな形で負担を負つて非常に苦しんでおります。それからもう一つ、そのことによつて子供たちの教育権が侵されているという実態が実にたくさんあるように思ひます。私はそういう具体的な実例などもあげまして幾つか質問させていただきますと思ひます。

まず最初に、人口急増地の小中学校の校舎の負担率だけが引き上げられてまして、そして屋体につ

いては負担率が引き上げられておりませんが、これはどういうわけなのでしょう、その点を伺います。

○安嶋政府委員 お手元に法案関係の基礎資料を差し上げてございますが、その四ページをちょっとご覧いただきますとおわかりでございますように、小中学校の屋体の保有率でございますが、小学校につきましては保有率が七四・四％でしたが、未保有率が二五・六％ということでございます。中学校につきましては保有率が八三・六％、したがって未保有率が一六・四％というところでございまして、この屋体の整備が必要であるということは、これは人口急増市町村、児童生徒急増市町村だけの問題ではなくて、全国的な問題でございます。したがって、校舎の場合とはやや事情が違ひまして、人口急増市町村についてだけ補助率をこの際三分の二にするということを見送らざるを得なかった理由の一つでございます。

もう一つは、今回の改正法案でもお願いをいたしておりますように、小学校の屋体の補助率を三分の一から二分の一に引き上げるといふ措置を講じておるわけでございます。したがって、屋体に対する補助率の引き上げということは、小学校という一つの部分ではございますが、そういう形で対処したということでございます。しかしながら、屋体と校舎はいずれも教育上必須の施設でございますので、その間に差別があるということとは必ずしも適当なことではないと思ひます。今後急増地域の財政負担の状況でございますが、あるいは最初に申し上げましたような全国的な屋内運動場の整備の進捗状況、そうしたものを勘案をいたしまして、今後急増地域の屋体の補助率の引き上げの問題について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○栗田委員 いまのお答えですと、急増地だけでなく、全国的に足りないために一般的に引き上げたというお話なんですけれども、引き上げたとおっしゃいますけれども、小学校の率が中学校とやっ

と同じになったということでございますね。そういう点ではやっとなんか並みになった、並みといえるのかどうかという実態だと思ふわけですね。

それからやはり特に急増地というのは屋体が足りないのではないかと思ひますけれども、この資料にはその急増地についての資料が出ておりませんけれども、特に人口急増地ではどんなふうになつておりますか、その辺の資料もありましたらちょっと出していただきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 実は、急増地と一般地域を分けた資料が手元にございせんが、私どもの一般的な感じといたしましては、急増地はむしろ校舎の整備に追われている状況でございますから、屋体の整備まではなかなか手が回りがかねておる、そういう傾向はあるかと思ひます。

○栗田委員 先ほどからもずっと質問で出ておりましたけれども、人口急増地、確かに校舎の整備にたいへん追われているわけですね。それは用地の取得難あるいは財政難ということで非常に地方自治体が苦勞しているわけですね。ただ、いまのお答えを伺ひまして私はふしぎに思ふのですけれども、校舎の整備に追われているから屋体のほうを補助しなくてもよいというふうに聞こえます。そうではなくて、そのくらいに、屋体どころか校舎の整備にさえ追われている実態であると思ふますならば、その校舎の整備の負担率ももっとも引き上げなければならぬし、あわせて屋体についてもたくさん補助を出して、自治体の負担を少しでもより一そう軽くして、そして子供たちの教育権を保障していくために努力をしなければならぬと思ひますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○安嶋政府委員 私は、児童生徒急増地域におきまして屋体の整備が必要でないとか、これのウエイトが低いとかということ申し上げておるわけではございません。最初に申し上げましたように、屋体の整備というのは、やはり全国的に残された課題でございますので、その辺の整備の全体の進捗状況というもののバランスを考えなければ

ばならないということ、もう一つは、やっとなんか並みというお話でございますが、小学校の屋体の補助率、負担率を三分の一から二分の一に引き上げた。これは実際の執行の問題といたしましては、急増地域に対する波及が非常に大きいと思ひます、実際問題といたしまして、そういうことを考えますと、屋体に対する補助についての手当てというのは不十分だというお考えはあるかと思ひますが、本年度としては一応私どもとしてはできるだけのことをした。しかし、これは今後の課題といたしましては、さつき申し上げましたように諸般の事情を考慮して前向きでひとつ検討してまいりたいというふうに考えております。

○栗田委員 それでは文部大臣にお伺ひいたしますけれども、いま中学校では特活が今後必修という科目になっております。特別教育活動、その中でスポーツなどもあるわけですが、そういうふうなことからいいますと、一そう屋内体育館というものは使われる率が高くなってくると思ひます。学習指導要領によりますと、体育というものはたいへん重要視されておられるわけなんです。これは急増地の問題だけではありせん、いまもお答えがありましたように、小学校で二五・六％も体育館を持たないところがあつて、中学校は一六・四％も平均して全国的に見て持たないところがあるというわけですが、体育館を持つていない学校で子供が体育をしていく場合に、一体文部省がきめておられます指導要領の中身を実施していくという立場から見まして矛盾が起るのではないかと思ふのですけれども、その辺で文部大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 学校の施設をさらに整備していかねければならないことは当然でございますし、いま管理局長からお話しございましたように、体育施設の整備がなお十分でない、したがって、これにも一そう力を入れていきたい、かように考えているわけでございます。そういうこともございまして、今回私として一

番強く主張してまいりましたのは補助対象面積二割引き上げ、できればもっと引き上げたかったわけでございますけれども、とにかく九年ぶりに補助基準面積を二割引き上げ、そういうことによりまして特別教室をつくることかいろいろなことができる、教育内容を高めることができる、こういうことでございまして、体育施設につきましてもさらに一そう整備が促進されるように努力していかなければならぬと考えております。

○栗田委員 体育館といたしましては、また講堂のない学校では講堂のかわりに使われております。最近では、大体育館と体育館を別々に持っている学校というのはいくらもありません。ほとんどその両方に使っているわけなんですけれども、それで体育館もない、講堂もないという学校で、子供たちがどういう実態になつているか御存じでいらっしゃいますでしょうか。

○奥野国務大臣 いろいろなくふをこらしていただいているのだらうと思ひますけれども、もちろん基本的には早く整備しなければならぬ、努力していくことだと思ひます。教室を使っているところもございまして、また昔はそこまで十分でございせんでしたので、教室の仕切りをはずして、そしてそれを講堂に使つてみたり体育館に使つてみたりした例もあつたようでございますけれども、あるいはまた隣の学校、あるいは社会教育的な施設を使うとか、いろいろなくふをしておられるだらうと思ひます。しかし、そんなふうをさせるのではなくて、早く整備していかねければならぬ、これはもう全く同感でございます。

○栗田委員 いま子供たちは、特に都市部などでは、卒業式のときに公民館を使ってやつたり、それから市の体育館なんかがつくらしいし、かわいわけですけれども、それを使ひまして、交代で卒業式をやつていくわけなんです。だから十分卒業式もやれないし、同じ日に一斉に卒業式をすることもできないというふうな実態が出てきておるわけですね。それからまた、私が実情を調査しまし

た伊東市あたりでは、体育館のない学校で、雨の日があるわけですが、その雨のために一年間に三十日ぐらゐは体育の授業ができないわけですね。こういう実態がいま現実に出てきているわけです。

それで、もう一度初めの問題に戻りますけれども、結局予算のワケが実に少ないということだと思ふのです。小学校の屋体の負担率を二分の一に引き上げた、これは確かに部分的な改善ではありますけれども、私たちが教育の問題について考えますときに、特に義務教育が、全国の子供たちが最も基礎的な知識を同じように身につけていかなければならない、それを国民としても国としても保障していかなければならない、そういうふうな責任があると思ふわけです。特に政府、文部省にはそういう責任があると思ふわけですけれども、そういう中で体育館がないために、指導要領で定められております体育の授業を、実際にはやらないうで済ませている何日かあるのだとか、卒業式でこういう不便を忍ばなければならぬとか、これは子供の教育権が侵されているという問題だと思ふます。ちょっとくどいようになりましますけれども、もう一度そのような立場から文部大臣の御決意を伺いたいと思ふのですが……。

○奥野国務大臣 施設を整備していくこと、これは全く同感でございます。ただ、雨が降ってそのときに体育がやれないから体育の時間が削られていくんだというふうな教育をやってもらつては困る、逆に私はそう願ひしたいと思ひます。授業時間の振りかえもあるし、いろいろなくふうをやつたりみんなが努力していく、すべて政策が悪いからだというふうには持つていかないで、ぜひみんなくふうをしながら教育の実をあげるように努力するようにわれわれも協力を求めているいたいなあという気持ちをお話を伺いながら強うさせられたわけでございます。しかし、そうかといひまして、私たちの責任をたな上げするものではないと思ひます。

〔委員長退席、内海（英）委員長代理着席〕

ただ一つ私、申し上げたいのは、補助率のいかんによつて施設が整備される、されないという問題が、私はそれほど大きな問題じゃないやうな気がするのです。補助率の問題は、国の責任の分野と地方の責任の分野、財政の責任を分け合つていくわけでございますから、かりに補助率二分の一ということになりますと、地方債を計算します場合にも残りの二分の一を対象にしますし、地方交付金の基準財政需要額の算定をいたします場合も、残りの二分の一を対象にして考えていくわけでございます。三分の二になりました場合には、地方債にしましても基準財政需要額の算入のしかたにしましても、残りの三分の一を対象にしてどう扱うかということを考えていくわけでございます。でありますから、進む進まないの問題は、全体の年間の授業量をどう押えていくか、これが一番大きいんじゃないだろうかという気持ちもいたします。ただ、人口急増市町村については、いろいろな面において困りになっておりますから、あと限り国が積極的にめんどろを見ていかなければならぬと思ひますけれども、財政の基本的なそういうけじめだけはぜひ御理解を得たいものだとお願ひをしておきたいと思ひます。

○栗田委員 いまの文部大臣のお返事を伺ひまして、たいへん私は残念に思ひますけれども、まず現場の先生方がそれを聞きまして、ずいぶんいろいろな感じるだらうと思ひます。現場ではずいぶん苦労しまして、いまもおつしやいましたように、いわゆる振りがえとか何とかいろいろな形でやつてはいるのですけれども、そういう苦労を現場にさせなければならぬという問題ですね、それが第一にあります。

それからもう一つは、地方自治体はできる限り学校の施設を充実するためにたいへんな努力をしております。先ほども超過負担の問題がかなり出ておりましたけれども、実際には一般財源に実に食い込むやうな超過負担を負いながらも、学校の施設、設備を充実していくというところで努力をしております、そのために自治体が大きな負担を

負いながらやっているとというのが実情だと思ふのです。ですから、特にこれが義務教育だということに問題があるわけであつて、義務教育であります以上、国がこれを憲法、教育基本法の精神に沿つて十分に実施させていかなければならないという、そういう責任がありますから、財政は半分なり幾分の一なり地方が持つものであるといつて、実際に置かなければならないものについて十分な措置がとられていないという点はやはり問題だと思ひますが、その点はお認めになると思ひます。——それじゃ、どうぞ。

○奥野国務大臣 現場の先生方は、非常に御苦労いただいていると思ひます。ただ栗田さんが、三十日雨で、それで授業ができないのだと、こういうふうにおつしやつたやうに伺つたものですから、やはりその辺は苦勞してそのやうなことがないやうにしてもらわなければいけないんじゃないでしょうかと、こういう気持ちで申し上げたわけでございます。義務教育でございますから、国も当然その責任を果たしていかなければなりません。同時に、地方公民教育でもあるわけでございますので、国と地方共同して義務教育を達成していかなければならない、こういう性格のものじゃないだろうか、こう思ひます。ただ責任の分野を明確にしていくにかかわらず、国がそれを果たさない、したがつて、それだけ地方によけい振りがかつていく、超過負担の問題が起つてくるんじゃないか、これもそのとおりでございます。そういう問題の解消のために、今回におきましてもいろいろな改革をやつたのです。これで十分じゃないかもしれませぬけれども、なお一そう努力を続けていきます、と、こうお答えさせていただきます。

○安嶋政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたやうに、四十八年度を初年度とする第四次の公立学校施設整備の五カ年計画を立てたいというふうな考へていくわけでございます。その内容について、小中学校の屋内運動場の新増築につきましまして、現在屋内運動場を保有していない小

中学校の全部、それから新設校の全部について屋内運動場を整備したいというふうな考へております。なお、小学校の屋内運動場につきましましては、基準面積に満たないものについてもその改築の時期に不足する数を充足するというやうな措置を合はせまして、二百六十一万平米を五年間で整備をしてまいりたいというやうな計画を立てております。

○栗田委員 それでは次に、教室不足の問題について御質問しますけれども、ただこれは、先ほどかなり単価差の問題では全国的な実情も押えた質問がされておりますので、私がやりますとまたダブることになりますから、その辺のことはちよつと省かしていただきます。

ただ、あらためて伺ひますけれども、基準単価に對しまして非常に現在、現実の問題として単価差があるということについてはお認めになつていらつしやいますでしょうか。

○安嶋政府委員 先ほども申し上げましたやうに、実際の超過負担は文部省、大蔵省、自治省の共同の調査によりまして、単価につきましまして一三・一％のズレがあるわけでございます。一三・一％の内容のうち平均六・七％の内容の改善をはかつておるわけでございますから、したがひまして一三・一％と六・七％の差額につきましましては、御指摘のとおり依然として単価差が残されておるわけでございますが、その残された部分は何かと申しますと、これも先ほどお話を申し上げましたやうに、今回改善をいたしました床がアスファルトタイプであるのに、実際の床はモザイクタイプであつたり、フローリングブロックであつたりするといったやうなことが、窓につきましまして、あるいは天井につきましまして、壁につきましまして、いろいろあるわけでございます。そういうものが重なりまして、依然として若干の単価差が残されている、こういうことになるわけでございます。

○栗田委員 それで、続きまして、やはり先ほど質問が出ておりました資材の値上がりとの関連でございますが、これも先ほどお答えがありましたの

で、私は省かせていただきます。

ただ、地方自治体が負担にすると立
場ばかりでなくて、今度の資材の値上がりとして
から商品の投機により買占めの問題が子供
たちに与えている影響について、一つ例をあげて
お話をいたします。私が調査に行きましたのは、
静岡県伊東市の旭小学校だったのですけれど
も、これは人口急増地としていま建設されてお
ります小学校です。いままで西小学校というところ
で子供たち勉強していたのですけれども、収容
し切れなくなりまして、新しく建設をして子供を
分けていくわけなんです。ところが、いまこの商
品投機により買占めとその影響によりまし
て、セメントがたいへん足りなくなっております。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕

実際にはセメントの品不足で、値段がまず一俵三
百五十円だったものが千円に上がっているとい
うことです。これは最初の請負単価に比べてもたい
へん高くなつてしまつたという問題が出てくるわ
けなんですけれども、もう一つは一日二百五
十俵ぐらい必要なのに、実際に手に入るのが八十
俵だということでした。これはもつともつとひど
いところもあるようでして、伊東あたりはまだ品
不足はいはないんです。けれども、こういうふう
な事態が出てきましたために何が起つたかとい
いますと、四月一日から開校しなければならなかつ
た学校の建設が、セメントが来ないためにおくれ
ておりまして、先日調査に行ったときでも二十日
くらいおくれるという状態になっております。そ
の後もつと品不足になれば、一月くらいおくれる
です。それからその間は、希望に胸をふくらませて学校
に行こうとした新入生なども、いままでの西小学
校に同居するという形になって一カ月くらいは過
ごさなければならぬ、こういう事態が起つてき
ているわけでございます。これは伊東だけでなく、
おそらく全国的にいま新増築をやっている学校な
どで起つてきている問題だと思ふわけです。
こういうふうな建築の日程がおくれているとい
う問題、それから自治体が非常に大きな負担を負

わなければならぬ、業者も場合によつては負わ
なければならぬという事態が出てくるわけな
んです。子供の教育権を守つていくという、そう
いう立場からいいますと、こういう事態につい
てどのような対策をお持ちになるかということ
を文部大臣に伺いたいと思ひます。

○奥野国務大臣 セメントの問題は、私もたいへ
ん深刻な問題だと思ひます。こういうことになつ
たにつぎましては、いろいろな考え方、見方があ
ろうかと思ひます。これは私、買占めの問題じゃ
ないと思ひます。買占めで品不足になつてい
る問題もございまして、あるいは国際的な影響を
受けて品不足になつていられる問題もござい
ますが、セメントの問題は、買占めでござい
るものではないと思ひます。これは買占めの問
題ではないと思ひます。これは私の個人的な見方
ですけれども、カルテル行為を認めたのが時
期としては適当であつたかどうかという一つの反省
が私はあると思ひます。同時にまた、景気上昇期
に補正予算でかなりセメントの必要な事業をふく
らませてきた、これがよかったか悪かつたか、こ
れが一つの問題点があるかと思ひます。あるい
は天候がよくて、しかもあつたかかつたもので
から、非常に事業が進んだ、これも一つあつた
と思ひます。さらにはまた景気上昇で建築ブームが
起つてきた、非常な需要の増大でござい
ます。そういうことでセメントがほんとうに足りな
なつてしまつた。いろいろな問題が重なり合つて
きていられると思ひます。でありますので、国として
も場合によつてはでき上りが若干待たざるを得
ない。そうして、混乱が起きないように配慮しな
ければならぬというようなこともいわれてきて
おるわけでございます。その影響が学校にも及ん
できている、これはそのとおりだと思ひます。ぜ
ひこの問題、全体の事業量の調整もございましょ
うし、セメントの増産の問題もございましょ
う、公害問題でそれが幾分か進んでいないわけ
でございまして、そういう計画ズレもあつたよう

でございまして。いろいろな問題が重なり合いまし
て今日の事態を招いておるわけでございまして、
セメントの問題は非常に深刻な問題になつてい
るわけでございます。いま申し上げましたような方
向で解決をする、できるだけ混乱が起きないよう
にしていかねばならぬ、かように思つてい
るわけでございまして。

○栗田委員 セメントの足りない原因は、確かに
直接買占めではないと私も聞いております。た
だ、需要が非常に多くて供給が間に合わないとい
うことと、もう一つは燃料が何か不足してつ
くれぬというふうな聞いておりますけれども、そ
ういう間接的ないろいろな事情で不足している
わけなんです。その不足の原因は何にしましても、そ
ういふことで実際には開校するべきときに学校が開
校できないということが実に大きな問題だと思
ひますので、こゝは文教委員会ですから、その問題
について焦点をさぼつていかねばいけません
と思ひます。

で、やはり田中総理は、列島改造といふことを
しきりに言われまして、GNP世界第二位がいま
誇られてゐるわけなんです。けれども、その中で
その影響を受けて、それからその他、セメントだ
けでなくて、木材などではやはりこれは買占め
による値上がりがあるわけなんですけれども、そう
いふ影響を受けて、実際には子供たちにこうい
う影響が及んでいられるといふこと、これをやはり重
大なことだと考えなければいけないと思ひます。
特に子供の教育については一般的に見るのでは
なくて、これからの未来をつくらう子供たち
を直接国の責任として、また国民の責任として十
分に育てていかねばならぬ。特に義務教育
の中でこういう状態が出ていられることが問題
だといふことは私はやはり指摘したいわけなん
です。特別な措置が必要ではないでしようか。一般
的な建築と同じような形で学校建設を考えると
いふことではなくて、こういうおくれが絶対に
起らないようにやはり文部省としましては、特
に大臣としては特別な措置をやはり提案なさる必

要があると思ふわけで、そのことを申し上げたの
ですけれども、もう一度その点について伺いた
いと思ひます。

○奥野国務大臣 国として、文教施設に先にセ
メントを回せというふうな対応策をとる必要があ
るのかどうか、なお私も今後よく勉強させてい
きたいと思ひます。

いずれにしても、府県なり、市町村なり、
たくさんな建築をやっているわけでござい
ますから、セメントの要する仕事をたくさんか
かえておるわけでございますし、必要だと判断したところ
に優先的にセメントを回して、必要と判断する
ところの工事を急いでやらう。これはそれぞれ自治
体でございまして、十分考えていただいてい
ると思ひます。ただ、文部省として、いまそれ
を取り上げなければならぬかどうかといふこと
につきましては、今後の経過を見ながら考え
させていただきます。

○栗田委員 もう一度申し上げますけれども、実
際に学校の建設がおくれているので、さういふ全
国的な状態だと思ひますので、できましたら、そ
の辺の調査もして、資料も出していただけたら
思ふのです。こういう影響で一体学校建設がど
んなふうになつていられるのかといふものもつ
つといただけたらと思ひます。そうしてやはり自
治体まかせではなくて、こういう問題こそは
やはり政府としまして特にこれを入れたま
して、子供たちの教育を守つていくといふこと
が必要ではないかと思ふわけなんです。文部省
としては特に力を入れていかなければいけ
ない、これを地方自治体だけにまかして、こ
ういふ事態がそのままだとされてい
る。さういふことが問題だと思つてい
るわけなんです。さつき大臣は、自治体
にある程度まかせようといふおし
やいしましたけれども、その辺いかに
なんでしょうか。

○奥野国務大臣 教育の大事なことはよくわ
かるのですけれども、いろんなたとえば建築が
行なわれているその場合に、何が何でも
学校が先だとい

う判断には私は立てないのでございまして、やはりいろいろな事情があると思うのです。学校といましても、人口急増地帯のように、ほんとうに教室がないんだというような学校もあれば、いま学校はあるんだけれども、新しく建てかえているんだ、とにかく勉強する場所はあるんだ、早くいい校舎をつくって移りたいけれども、とにかく何とかやりくりはできるんだという学校もあるうかと思うのであります。また当該市町村におきましての施設を早くつくらなければならぬ順序というものになりますと、いろいろな事情が私はあると思うわけでございまして。そこでもうちょっと勉強させていただきたいと申し上げたのですが、重ねてのお尋ねでございまして、私なりのいまま感じているところを率直にお答えさせていただいているわけでございまして。

○栗田委員 私は、何何でも学校建設は急がなければならぬというふうに考えているわけですが、やはり文部大臣となさいましては、そのぐらゐの姿勢でやっていただかなければならないと思うのです。会社のビルなんかを建てるのと、子供たちが勉強する学校を建てるのと、同列に考えるということはいへん問題だと思ふのです。その辺の教育についての考え方が、子供の教育をまず大切にして——児童憲章にも書かれておりますけれども、子供の教育環境というのには、「すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。」こういうことが児童憲章でもいわれているという精神は、やはり一般的な建設とか、それから事業とか、そういう問題と同列に考えてはならないことを示していると思うのですけれども、その辺でいかがでしょう。私は文部大臣のお答えとしてはたいへん残念だと思ふすけれども……。

○奥野國務大臣 私は、抽象的にはお気持ちを否定しているものではございませんで、むしろ同じ気持ちを持っていると思ふます。同時にまた、私は民間のビルと比較して申し上げたつもりはさらさらございません。地方公共団体が果たしていか

なければならぬ役割りはたくさんございまして。重症心身障害児を収容する施設もございまして。お年寄りを収容している施設もございまして。あるいは道路とか橋梁とかいろいろな問題もございまして。事、セメントの不足についての問題の提起をなさっているわけでございまして、そのセメントの問題提起について何が何でも学校に先に渡さなければならぬのじゃないかとおっしゃてくると、学校にもいろいろな学校がございまして、学校とまた公共団体の果たさなければならぬいろいろな施設との間に、その団体におけるいろいろな順序の差もございまして、だから私はよく勉強させていただきまして、どういう対応策をとるべきかなお研究した上でどうするかを考えてください、こう申し上げたわけでございまして、それじゃ不十分だとおっしゃるものですか、あえてこんなことまで次々とお答えをしなければならぬなっているわけでございまして。

○栗田委員 セメントが足りなくなっているのは、施設などをつくっているからだということではなくて、一番の原因は、大企業の基盤整備のために公共投資に非常に多く使われているということだと私は思ふます。だから、それこそ一般的に同じだというふうに考えてはならないので、どこに一番使われ、どういう状態になっているのかというのをもう少し見て考えていただきたいと思ふわけでございまして、とにかくこの問題は一応ここでおくことにいたします。

もつとひどい状態のところがあります。それはさつきもちょっとお話が出ておりましたけれども、沖縄の実態でございまして。きのう私が新聞を見ましたら、海洋博で沖縄では非常に建築資材が値上がりをして、その他の物価がたいへん上がっているということが書かれておりました。この沖縄の実態について、特に学校建設、教育施設充実と資材難、物価高との関係で実情をつかんでいらっしゃいますでしょうか。

○安嶋政府委員 昭和四十七年度予算におきましては、沖縄の市町村立の小中学校の校舎の建築につき

ましては、これはほとんど発注済みでございまして。工事は進捗いたしております。

〔委員長退席、内海〔英〕委員長代理着席〕

ただ、県立学校につきましては、実は復帰後事務がふなれたであつたという関係で発注の時期が多少おくれまして、そのためにその間物価が上昇する等の事情によりまして工事の発注がおくれおるといふような事情にございまして。しかしながら、沖縄県におきましては、一部翌年度へ繰り越すというようなことも若干出ておりますが、県立学校につきましても近く契約が完了できる見込みだといふふうに聞いております。

なお、海洋博の影響によってこうした事態が起きておるのではないかと、このことではございまして、このことにつきましては、御承知かと思ふますけれども、総理府の海洋博推進対策本部のもとに関連施設部会というものが設けられておるわけでございまして。これが中心になりまして、最近の物資、労務、そういった関係を総合的に調整したり、最近の沖縄の建設事情に対処して適切な手を打ちたいというところで、これは総理府が中心になりまして目下その対策を進めておるといふふうに聞いておりますので、ぜひこの対策、施策が奏功いたしますことを私どもとしては非常な期待をいたしておる次第でございまして。

○栗田委員 たいへん資材が高いために、入札の応札者が少ないというところも学校建設で出てきております。その辺については調べていらっしゃいますでしょうか。

○安嶋政府委員 そういふ事情も聞いておりますが、ただ応札の状況を見ますと、はたしてその工事をとりたといふ前提で応札をしたのかどうか、多少疑問に感ぜざるを得ないようなものの中にも含まれていふようでございまして。つまり予定価格を若干上回るというように入札ではなくて、予定価格の数倍といったような入札である場合、この入札がはたしてほんとうにその仕事をとりたといふ前提で入札されているかどうか、多少疑問にわたるようなものの中にも含まれていふよう

でございまして、全般的な傾向といたしましては、先ほども申し上げましたように、県立学校につきましては発注の時期がややおくれたものでございましてから落札がやや困難になっておるといふ事情はございまして。しかし、さつき申し上げましたように、沖縄県におきましても予算措置その他手直しをいたしまして、年度内には大部分が落札できる運びになるというふうに聞いております。

○栗田委員 いまのお答えでちょっとわからないのでございまして、工事をとりたといふ入札ではない場合があるというのはどういうことですか。

○安嶋政府委員 先ほど申し上げましたように、予定価格というものと入札価格というものは、もちろん一致しないわけでございまして、その前後上下でおさまるのが普通でございまして、予定価格の数倍といったような入札がございまして。それははたして応札をする意思でもって入札をしているかどうか疑問に思われるわけでございまして。そういう極端なものの中に若干あるわけでございまして、それは別にいたしまして、全体の傾向といたしましては、さつき申し上げましたように、最近の物価、労務その他の状況からして、落札がやや困難になっておる状況はある。しかし、沖縄県におきまして、最近補正措置等も講じておりますので、年度内には大部分が落札をするであろうというところでございまして。

〔内海〔英〕委員長代理退席、委員長着席〕

○栗田委員 いまのお答えは、たいへん抽象的な感じがいたします。私は、いまここに沖縄の学校建築の状態の資料を持っておりますけれども、これは「落札不調工事調査表」というのがあるわけなんです。確かに県立の学校でして、宜野座高校の校舎の増築、これが予定価格八百三十九万一千円に対して応札者がないというところで出ていふわけでございまして、これは沖縄にとつて大きな負担になるだろうと思つていふわけなんです。先ほど近く契約が成立するといふようなことを言つておられましたが、これは義務教育の学校では

ないわけですが、この宜野座高校などの場合には、契約が成立するような実情にあったのでしょうか。また、小中学校の場合でもおそろく同じような実態があると思うのですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○安嶋政府委員 個別の学校の入札の状況については、私も承知をいたしております。

それから小中学校につきましては、さつき申し上げましたように、これは発注の時期が早かったもので、県立高校につきましては、さつき申し上げましたように、発注の時期がいろいろな事情で、おくれたもので、それから、その間の物価上昇等いろいろな問題がありまして、落札が困難になった、こういうことになっております。

○栗田委員 たいへん高い、何倍という額で入札されているというお話がありまして、何倍というのはどうかと思ひますけれども、しかし、実際には一般的に見まして、いふん予定価格と入札価格の比率が違ひますね。確かに本部高校などは一・八倍、それから糸満が一・三、多いところになりますと二倍以上ですね、北部農林高校。こういうのは結局、五倍、六倍という場合にはどういふことなのか調べなければならぬと思ひますけれども、実際には物価が非常に高く、建築資材が非常に上がったという実態が、かなり全体的にこういう状態を起しているのだと思ひます。それで、先ほど予算措置をとったというふうにおっしゃいましたけれども、その中身をもう少し聞かせていただきたいと思ひます。

○安嶋政府委員 では、具体的に申し上げたいと思ひます。

県立高校の入札の状況を見ますと、大体一・四倍から一・四倍というあたりが多いわけですが、中には二・三倍とかあるいは一・九倍とか、二・一倍とか、一・八倍といったような応札があるわけでございます。こうした応札は、やはりやや常識外だと私も考えております。なぜこういう応札をするのかと申しますと、私どもの判

断では指名をされて入札をしないということはやはり後々のためによろしくないわけでございますので、とにかく入札はいい。しかし、とる気もない。手持ちの事業量も一ぱいだというような場合に、こうした非常に高い入札を故意にやるといふことがあり得るわけでございます。ですから、そういう入札は私も必ずしも物価や労務費の形をそのまゝ反映した入札であるというふうには考えられないというところでございます。ですから、一・一倍ないし一・四倍というところが通常でございまして、おそろくその辺が常識的な応札ではないかというふうな考えておるわけでございます。

それから、沖縄におきまして補正の措置を講じたということとをさつき申し上げたわけでございますが、約六億円の補正を、予算を計上したということでございます。それによりまして、先ほど申し上げたように、県立高校につきましては大体が年度内に落札するであらう、こういうことでございます。

○栗田委員 常識を越えた実態が沖縄に出ているというふうには考えられないでしょうか。たとえば昨日の読売新聞の記事などを見まして、品不足もたいへんな状態になっているわけですね。セメント百九十万トンの需要に対して地元調達五十万トン、政府あつせん百十万トンで三十万トン不足とか、鉄筋が二十七万トンに対して十二万トン不足であるとか、杉材が七万五千立方メートルしか供給できないとか、その他ずっとありまして、労働力の不足から、工事単価の値上がりなどは、二年前に比べて三倍から四倍というふうになっております。その上に本土資本による景勝地の買い占めが非常にやられていて問題など、そのために地価がぐっと上がっていることとか、いろいろあります。全部は読みませんけれども、こういう実態が出ていて、そのために二倍とか一・九倍、一・八倍というふうな比率になって応札することが出てきているのではないかと申すわけでございます。

もしこれが実際であるならば、さつき言われましたように、入札する意思がなくて応札しているのならば、それはそれでまた問題でして、学校は立たないということになるわけですね。それから物価が高いためにこういうふうな比率にならざるを得ないということであれば、それはそれでまた非常に重大な問題だと思ひます。沖縄はいま本土に施政権が返還されているわけですが、沖縄の子供たちというのは、特に戦後二十六年間、アメリカ軍の占領下にあつて、基地の中に沖縄があるという状態、基地の中に学校があるという状態です。そして教育を受けてきたわけですから、そういう意味からいいますと、もともと十二分な対策を国としても立てなければならぬ。太平洋戦争の犠牲者であるわけですから、そういう意味での責任があるわけですね。しかも現在、復帰直前のたいへんな物価高と、そしてその後また本土以上の物価高、海洋博の影響が出てきているわけですから、これはどうして私たちがあけて調査をし、そしてまたよく実態を調べていく必要があると思ひます。委員長、いかがでしょうか。何か実態があります。委員、いかがでしょうか。何か実態があるのですけれども、こういう調査をしていくのが政府としては、また国会議員としても、私たちが果たすべき責任だと思ひますが、その辺いかがでございますか。

○田中委員長 本件については、後刻理事会においてお話をいたしたいと思ひます。

○栗田委員 それではこの件は、ぜひはかつていただきたいと思います。

先ほど、次の問題に移ります。という問題で、基準単価が非常に低くて単価差が出たという問題で山口議員がずっと質問されました。また、面積からいいますと、基準面積との差で自治体はたいへん負担を負っていると思ひます。と、ところで、いまの基準単価と基準面積で、文部省自身も学校を建てるとお考えになりますか。建てられると思ひますか。その補助基準どおりに建っている

学校が全国でありますでしょうか。

○安嶋政府委員 標準的な仕様、標準的な面積であれば、建つはずだと思ひます。

○栗田委員 実際に建っている学校はありますか。

○安嶋政府委員 それは町村が学校建築に対してどういう態度で臨まれているかということでございます。それから、したがって、さつきから申しあげておりましたように、床はアスファルトにしたいというところであれば、それは町村の御判断としてそういう建築をなさつて差しつかえないわけでございます。それから、そういう建築が現にあるということであれば、それはその限りにおいてやはり国の補助単価を上回つた建築にならざるを得ないということでございます。ですから、実際に建築物が、これは各種各様のものがあるわけでございます。それから、このおりの建築がはたしてあるかどうかということは私も承知はいたしておりますが、しかし、この単価で、この坪数で中学校施設を建てることは可能ではございません。

○栗田委員 それでは伺いますが、文部省は学校を建てる場合に、基準単価と基準面積以内で建てろというふうな指導しておられますか、どうでしょうか。御指導の点を伺います。

○安嶋政府委員 それは基準でございますから、また補助の限度でございますから、実際の建築がこれを上回りましたも、それはいけないというふうに申すことはできないかと思ひます。

○栗田委員 いけないかどうかということを知っているのではありませんか、学校を建てる場合に、なるべくその範囲内で建てるように指導していらつしやるかということなんです。

○安嶋政府委員 特にそういう指導はいたしております。

○栗田委員 実際には、先ほど、地方自治体に超過負担をさせることはあつてはならないということと文部大臣もおっしゃつていたと思ひますし、言うまでもなくこれは地財法の立場からいいますし

ても、そういうことがあるような実態をつくり出してはならないと思うわけです。

ところで、そのように指導をしているわけではないとおっしゃいますし、じゃ実情としてその範囲内で建て得るものかということがたいへん問題になるわけなんです。

ところで、私は先ほどちょっと出しましたが、静岡県伊東市の旭小学校を見てまいりました。この学校が建つについての経過を聞きまして、ところが、文部省にどのような学校を建てたらよいかというところについて、県を通り越してでありますけれども、再三足を運びまして指導を受けたところでございますが、その辺の経過、御存じでいらっしやいますか。

○安嶋政府委員 実は、個別のケースにつきまして私も承知いたしておりますが、補助事業につきましては、一般的に町村の建築設計、建築計画につきましては、都道府県の建築担当の課で審査をし指導するというのをいたしております。さらに、管理局の教育施設部の出先といたしまして工事事務所というのがあるわけでございますけれども、その辺も技術的な指導はいたしております。あるいはそういう指導はいたしたかと思いますが、本省で直接、どういう学校をつくったほうがよいというような指導はいたしておりません。

○栗田委員 私が直接行って聞きましたところでは、とにかく県を飛ばして文部省へ来たそうなんです、何しろ東京に近いものですから来たのだと思いますが、その結果、文部省の施設部の指導課の北原技官が、こんなふうな建てたらどうだろうかという設計図をかくてくださった、それに沿って建設をしたということなんです。そして、沿って指導があったということ聞いております。いかがでしょうか。

○安嶋政府委員 ちょっと先ほど申し上げましたことが、私、舌足らずでございまして、関東地区につきましては実は工事事務所がございませんで、文部省の工営課が工事事務所の任務を果たしております。工営課がそうなのでございますが、

実際上は指導課で指導をするようなこともございます。あるいはそういう場合に何か御相談がございまして、それに応じていろいろ御指導をしたということとはあるかと思ひます。

○栗田委員 私そういう形で指導なさるのも別にいけないと思ひませんし、けっこうなことだと思っております。

ところで、この文部省が指導されました旭小学校といふのが実はたいへんな超過負担で、いま悩んでいる学校なんです。それは基準単価でもここにありますが、単価差による超過負担が千八百六十九万円、また面積差による超過負担が一億三千六百六十六万円、総計しまして一億四千九百八十五万円という、この旭小学校一校を建てますのに単価差と面積差のいわゆる純粋な意味での超過負担だけでこれだけの負担が自治体にならざるを得ないわけです。そしてこの面積差がどのような形で出てきているかといふと、たとえば基準面積で、これは一応十九年度の学校ですけれども、実際にはこれからの人口増を見込みまして二十六年度建てておられますけれども、その余分の七年度分は入れずに十九年度の基準で計算をしますと、文部省の基準ですと、一学級当たりの面積が百四十五平方メートルになるわけです。これはきめられました基準を学級数で割った数です。ですから文部省の基準を学級で平均したという形になるのですけれども、実際にその旭小学校が使用した面積は一学級当たりで二百三十七・三平方メートルになりました、基準の一・六三倍になっております。これは言ってみれば理想的な学校建築、このような学校を建てたのが現在望ましいという形で指導の中で建てた学校なんです。しかも、市当局が言いますことには、最初の設計どおり建てるとあまりに大き過ぎて、まずまず負担が重くなるので、多少持ち帰って切り詰めたと言っておりますから、実際の設計よりは小さくなってございます。省かれていたものがあつたわけでございます。それがこういう実態になつていくわけですが、面積でいいますと、あ

り得べき望ましい姿としては文部省の基準の一・六三倍ということになっております。この辺御存じでいらつしやいますか。

○安嶋政府委員 ただいまのお話につきまして、私は全く承知をいたしておりますが、一般的な指導の方針といたしましては、平面図、平面配置についての指導だけを行なつておるといふこととでございます。単価につきましては指導は一切していないというところでございます。それから平面図につきましては、たとえば教室の配置の関係であるとか、あるいは日照の関係であるとか騒音の関係であるとか、そういった点からのいろいろな指導はしておるわけでございますが、特に面積についてかくかくの面積がなければいけないといったようなことは申し上げていないと聞いております。

○奥野国務大臣 ちょっと栗田さん誤解しておられるんじゃないかと思ひますので、あえて私答弁させていただきます。

純粋な超過負担がこれだけあるんだ、こうおっしゃった。その超過負担が、その分についても国が二分の一なり三分の二なりの割合に基づいて分担すべきものを分担してないんだという意味で、純粋な超過負担はこれだけあるんだ、こうおっしゃったんじゃないかと思ひますけれども、そうでなければ引込ませていただきますけれども、そういう意味でおっしゃったのなら、ちょっと誤解があるんじゃないかと思ひますので、お話しさせていただきます。

○栗田委員 その点について申し上げますと、いま純粋といふのは、単価差と基準面積差だけで計算するとこれだけあるのです。もう少し詳しく言いますと、四十七年度の単価差が千七百五十平米に對しまして、一平方メートルが七千五百七十一円でありまして、これをかけて千三百二十五万円と出まして、四十八年度の単価差が四千二百二十八円出ておられますので、千三百五十平米、これは二年にわたつて建てようになつておるのですが、それをかけまして、五百四十四万

円という計算で千八百六十九万円、それから面積差による超過負担が一億三千六百六十六万円、それ以外に――ですから何もかもひくくるとしまして、学校を建てるのに必要だった費用との比較で言いましたら、まさにこの補助金が一割くらいになつちゃうのです。つまり用地費とか、それから専用通学路なんかもつくつておまして、これは、その旭小学校というのが丘の上にあつて、その上にもう全然住宅がありません。ですから、その子供が通うためにどうしても通学路が必要だった。これなどが二千五百万円、それから浄化槽をつくりますが、これはやはり川へ流しちゃうというわけにはいかないので、こういうものを入れますと約六億三千万円くらいになりまして、ですから、純粋なという意味は、そういう意味でございます。

○奥野国務大臣 どういう学校をつくるのかというところについて、別にこちらは強制はいたしません。地方団体が学校をつくるのですから、りっぱな学校をつくらうと、切り詰めた学校をつくらうと、それはもう地方団体が選ぶところでございまして、国が、学校をつくる場合にどのくらい負担をするかということにつきましては、経費の種類、算定基準、割合、こういうものを法令で定めることになつていくわけでありまして、その法令で定められたところから従つて計算をされたものの二分の一なら二分の一、三分の二なら三分の二を負担しなければならぬわけでありまして、先ほど来管理局長が申上げておられるのは、単価の問題については標準仕様というのがあると思ひます。標準仕様に従つて計算した額の二分の一なら二分の一を負担することになつていくのです。その仕様をそれよりもっと質のよいものに持つていかれた場合には、それは地方団体の負担がよいになつてきますけれども、これはやむを得ないです。よと、こう申し上げておられるわけですが、それから補助対象面積、これも生徒数、学級数に応じて何平米というのをきめておられるわけでございます。それ以上もつとりばな特別教室をどんどんおつくりになつても差しつかえないわけですが、

ども、それは自まかないですという立場に立っておるわけでございます。しかし、だんだん世の中もよくなってきたわけですから、質をよくしていきたいというところが、補助対象面積を今度二割上げます、こう申し上げているわけでございます。これはもっと上げていくことが理想でございます。でございいますから、地方団体が、つくった額の二分の一とか三分の二を負担するたてまえだとか考えになつては困るのでございます。そういうたてまえをとっているものもあるのです。それは義務教育教員の給与費については、地方団体がおきめにならねばいけません。おきめになりましたら、お支払いになりましたら、国でその半分を負担していくような、こういういき方もあるし、いま申しましたように、負担区分をきめておるものにつきましては、経費の種類、算定基準、割合、こういうものは法令できめていきますよ、それに従つたものの二分の一、三分の二を持つのですよ、こういうたてまえをとつておるものにつきましては、これはやはり、超過負担超過負担、しかも、純粋なところをきつておっしゃいますと、これはもつと財政のたてまえもお考えくださいよと私はお願いを申し上げる以外にありません。

○栗田委員 私が申し上げたいのは、その標準仕様というものが、文部省が考えられるべき姿から見ましても、あまりに低いのではないかと、いうことを言いたいわけなんです、それが結論なんです。結論を先に申し上げますけれども、そこを言いたいです。

それで、大體望ましい学校建築のあり方として指導なさつた。そのなさいました基準になつておるものを調べてみましたところが、どうもこれは学校施設指導要領ということになつておるようございまして、これに沿つて建設の指導をなさつたようなんです。ですから、たとえばその基準面積が超過した内容などを見ましても、視聴覚教室とか、保健室、それから多目的室、それから低学年のプレールーム、ワークスペース、教材室と

いうようなものがつくられております。これは全部がこの指導要領に出ておるわけではありませんけれども、こんなものがあつたら非常に望ましいし、またいまの発達しました文化、経済の実態の中ではこういうふうにあるべきだということだと思ふのです。

それでは私、ちょっと方向を変えて伺いますけれども、この文部省のお出しになつておる学校施設指導要領というものは、一体どういう立場でつくられておるのですか。これに沿つてきておるものが、何かいかにもぜいたくであるかのようにいまおっしゃられますので、私はたいへん変だと思ふのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○安嶋政府委員 先ほど申し上げましたように、補助原則につきましても、建築上の指導をしておるわけでございますが、その指導の一つの基準といつたしましてつくりましたものが、いま御指摘の建築の指導要領でございます。これは現行基準から比べますと、約三割に近い面積が上積みされた基準になつております。したがひまして、それに基ついて指導されたものが、その文部省基準の一・六倍とおっしゃるのはなほだ理解できないわけでございますが、それはいま申し上げましたように、現行基準の一・三倍程度のものでございます。

そこで、これが従来はその建築の際の指導の基準ということになつておつたわけでございますが、これは望ましい基準ということではあつたのですけれども、法的にこういう形で指導の基準にしてまいりますと、いかにも超過負担をいふやうな、そういう印象を与えるものでございますから、今回、この小中学校の教室につきましても基準面積が二〇〇引き上げられることになつておりますが、この際にそれを廃止いたしまして、その補助基準一本で指導するやうな方向で現在検討をいたしております。

○栗田委員 いまのお話を伺つてみますと、超過負担をいふといけなから建設の基準を下げるみたいにお聞きするのです。百歩譲りましてその一三〇％ですか、ということになりまして、

いまの基準面積の引き上げでは足りないというところになりますね。そうしたら、どうしても超過負担をいふことになると思ひます。これは地財法の精神からいって、矛盾すると思ひます。しかも、私はいろいろ聞きましても、学校の先生方、校長先生まで含めましての悩みは、いまの学校の建設基準が、明治時代の教育内容をそのままに、ちょっと毛がはえたぐらいで押えられておる。しかし、実際には、指導要領その他にもいれておるその教育内容というのは、以前に比べて非常に発達してきておるわけであつて、それと内容どおりに実施して子供たちに教育をしようと思へば、必然的にその施設設備が足りなくなつてくるということなんです。

私、伺いたいですが、この学校施設の指導要領というのは、何も根拠なしに、さっきのあり得べき姿、理想的なところか、望ましい建築の基準といふものをお出しになつたのではなくて、おそれくその指導要領の内容を教育の現場で実施していくために必要な施設としてお出しになつたのだと思ひますけれども、その辺いかがですか。

○奥野国務大臣 私は、常に目標は高く掲げて、そうして最低限度のものは国全体で保障していく姿勢、これが大切じゃないかと思ふのです。管理局長たいへん遠慮したやうな、補助基準一本でいいきたいというやうなことを言ひましたけれども、私はやはり、いま目標を掲げたいじゃないか、それをだんだん全体に押し及ぼすやうに持つていつたらい。しかし、いま全部一挙に全国をそういう姿に持つていくことは、あるいは財政的に、あるいは施設的にできないことかも知れませんが、それは一つの理想なんだ、しかし補助金は現状においてはここまでなんだ、だんだんそれを毎年努力しながら、われわれ補助基準も引き上げていかなければならぬと思ひます。しかし、補助基準と努力目標とが必ず同じでなければならぬ、これは私はそういう必要はない、教育に思ひ切つて金を投ずるところは投じてもらつたほうがいいと思ふのです。場合によっては、そこまで

財政が不如意だからいけない、もう補助基準一ばいしかできない、こういうこともあると思ひます。やむを得ないと思ひます。だから、みないろいろ競い合ひながら、よい自治体の風格を出してもらつたらいじゃないか、こんな気持ちでおるわけでございます。文部省の補助基準、これで十分だとは思ひます。努力はしてまいりますけれども、まだまだ理想から言つたら、私も遠いと思つております。しかし、努力していることは認めていただけるのではないだろうか、こんな気持ちで、先ほど来お答えをしておるわけでございます。

○栗田委員 超過負担を承知の上でこの補助基準を低くされるのか、そうでなければ、いわば予算を節約するために子供の教育施設を押える、そういう結果になるんじゃないかと思ふわけですね。やはり子供の教育施設といふものは、ほんとうによい水準で高い水準を保つていくように努力しなければいけないし、またそのためにあらゆる力を傾けていかなければいけない。特に文部大臣は、政府部内でそういう条件を獲得するために、大きな力を發揮していただかなければならぬというふうにお聞きするのです。よく大臣は、いま日本の経済が世界的に見ましても実に發展しているのに、日本の教育は荒廃しているといふことを嘆いておられます。教育の内容が非常に荒れておる、いふことをおっしゃつておられますけれども、教育の荒廃の原因はこういうところにあるんじゃないでしょうか。経済的にいふぶん發展しながら、GNP世界第二位になりながら、教育予算が年々下がつていって、子供の教育施設は、つくれば可能であるのに押えられている。文部省が理想とする学校建築の基準にさへも文部省の基準が到達しないという状態の中で一つは起こつてきておる。施設だけの問題ではもちろんありませんけれども、しかし、施設の面から見ても、ほんとうだったら経済的、財政的にいふとと保障できるだけの財力を持ちながら、それを非常に押えて、理想とする施設の整備さえも国として整へることを努力

していないという面から教育の荒廃というのは出てきていると思うのです。私、はたしてすべて荒廃していると言えるかどうか、その辺も疑問だと思っておりますけれども、しかし、そういう経済と教育とのアンバランスというのは、一つはこういう中からも出てくるんじゃないでしょうか。いかがでしょう。文部省が理想とされる施設の基準にさえ文部省の基準が到達していない、その点です。

○奥野国務大臣 こういう点になりますと、私は栗田さんと正反対であります。いま問題になっているのは義務教育施設でございます。一体、地方自治体なり国なりが、義務教育施設の整備に力を入れてこなかったんではないか。どうでしょう。農村に行つてごらんない。私は農村が一番りっぱになったと思ひますよ。やはりあらゆるものに先がけて小中学校の校舎の整備にかつたと思ひます。これを手抜きしたとは決して私は思つておりません。しかし、教育全体が荒廃しているという点について私は心配しております。施設の整備が十分でないから荒廃しているといういまの栗田さんのお説に私は納得できません。

○栗田委員 地方で学校の施設が非常によくつたというのは、地方自治体がいへんな苦労をしたがら学校建築その他に努力しているからだと思ひます。それは国が努力しているからでなくて、言つてみれば超過負担を負いながらも地方自治体がそれをやっていることなんだと思ひます。伊東市などを見ましても、四十六年度の義務教育関係の超過負担額は全部で二百五十九万八千円。これは社会福祉、公営住宅建設に次いで三番目に多い超過負担でありまして、市の超過負担総額の二二%を占めているというのが出ています。伊東などはまだまだ学校建設費は全体の超過負担額の中では低いほうだと思ひます。横浜その他のたいへんな人口急増地は、もつとたいへんな状態になっていると思うのですけれどもね。こういうことが実際には各市町村で起こっていると思ひます。私はやはり、さつきから繰り返す言

いますけれども、文部省が理想だとされる施設の状況、それも何もぜいたくなものを文部省が学校の施設指導要領に書かれていまするわけではないと思ひますから、せめてその基準に到達するような基準をおつくりになるべきであるというふうにもう一度思ひます。そのために地方自治体がばく大な超過負担を負うことをあえて黙認するようなことがあつたら、これはたいへんである。実際にはその先生たちが現場で指導要領に沿つた教育をやつていこうとすれば、いまの基準の範囲内で学校の施設、設備をつくつた場合にはやれない状態であるということがあります。そういうことを申し上げたかったわけですね。

○奥野国務大臣 どうも栗田さんは、財政の理論を誤解しておられるのじゃないかと思ひます。みんな超過負担超過負担とおっしゃっている。しかも、それについて国が負担をしないんだから悪いのだという言ひ方をしている。私は、地方自治体は、いろいろなところにいるいろいろな形で力を入れてもらつていいんじゃないかと思ひます。教育に特別力を入れる、そこでは栗田さんの理論で言えば超過負担になるのですよ。超過負担でいいんじゃないか。また、ある団体については道路をうんと整備する、栗田さんの理論では、そこでは超過負担が出てくる。それでいいんじゃないかと思ひます。文部省も理想的な姿を示していけばいいと思ひます。国は全部補助対象にしなければならぬというものは、私は納得できない。教育の水準について最低基準は保障する、これは国の役割りなんです。個々の団体がいろいろやりになる、それについて全部国が責任を負つていく、それは私は適當でないと思ひます。個々の団体が思ひ思ひの努力をしてく、それが自治体だと思ひます。そういう中から国の発展は生まれてくる、こう考へておるわけでございます。国の補助基準をあたかも全部の実施の基本のような考へ方をとつたのでは、私はそう考へてものが進んでいくという姿勢は生まれてこない、こう思ひます。さつきから繰り返して、ぜひそこは超過負

担という場合には地方団体が特別なカラーを出していく。その結果みずから負担を背負つてもやり抜くんだ、これはとうとうぶべき姿だと思ひます。それを全部国の財政責任だと思ひます。それと、ここに少し飛躍があるような感じが私はいたします。こゝはぜひもう少しお考えを賜ひたいと思ひます。

○栗田委員 いまのお答えはたいへんおかしいし、私は納得できません。さつきから私が言つておりますのは、何も金のことを言つておるのではなくて、文部省が理想的だと指導された学校で、実際にその基準単価、基準面積をオーバーしているということを繰り返して繰り返して言つておるのではありません。しかもその中身がいろいろおっしゃるわけですね。そうなりますと、つまり基準が理想に達していないということですね。理想といつたてたいへんぜいたくな切りかたのものですけれども、そうではなくて、施設指導要領に述べられていふような水準にさえも基準が達していない。そうなりますと、それでよいということだと思ひます。地財法の十八条を見ますと、「国の負担金、補助金等の地方公共団体に對する支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事業を行うために必要で且つ充分な金額を基礎として、これを算定しなければならぬ。」というふうになつておるわけですね。この「必要で且つ充分な金額」という立場から考へまして、それではいまの基準ですね、これはよいというふうにお考えになつていらつしやるのでしょうか。

○奥野国務大臣 おっしゃつたような議論になつていきますと、管理局長が述べたように指導要領を引つ込めます、こういうことになつてくるのです。私はその必要はないと思ひます。力を入れるならこういうやり方がありますよ、視聴覚教室をつくるならこういうような材料も持てるのですよ、こういう教室のつくり方があるのですよ、ぜいたくだといわれるかもしれませんが、私もこれは教えてあげたいほうがいんじやないかと思ひます。しかし、それを全部補助対象に持つ

ていけといえはいけません。やはり財政当局が猛反対してくるでしょう。しかし、国がこゝまでは補助していきましょ、その場合の計算としていまお述べになりましたこと、これは守らなければいけないと思ひます。単価も実際基本額は必要にして十分なものではなければならぬよ、このとおりだと思ひます。しかし、さらに十分なものをごとまで持つていくかということになつてきますと、私は個人の家を考へたつて学校を考へたつて、ますます冷暖房までなければいけないと考へるのか。あるいは冷暖房までつくるのはいいですよ。しかし、ますますには補助対象にはできませんよ。二つの形があつてもいいんじゃないだろうか、こう思ひます。個々の団体、いろいろな理想的な資質を目ざして努力をされたらいいんじゃないか。そのかわりそれは自まかないで決意を持つたらいいんじゃないか。自まかないですればしわ寄せが来ますよ、どうせ限られた金です。場合によつては、いやそうじゃない、増税をしても金を生み出すのだ。これも自治体としてとる道なんです。いろいろな方法がとれるわけですから、私はやはり消極的な文部省の態度じゃなしに、理想的な形を示してあげる。しかし、国はこゝまでしか負担できませんよということを確認に示していく。その間にギャップがあることはやむを得ないのじゃないだろうか。しかし、補助基準もだんだんと毎年引き上げていく努力はしなければいかぬ、これは当然だと思ひます。そのためは、われわれを鞭撻していただいてけつうだと思ひます。しかし、その二つの性格だけはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○栗田委員 管理局長が一度出した指導要領を引つ込めるとおっしゃつたわけですが、私たいへん正直におつたと思ひます。実際さういうように詰めていくと、こういう矛盾がいます。中にはあるんじゃないでしょうか。それで何度もの同じことになりましょ、子供の教育というのはやはりできる限り理想的な状態の中でしていくように努力する、この点では文部大臣も否定な

さらないと思うのですけれども、そのためには最大限の努力をしていく、そのこともしなければならぬことだと思ひます。それで、限られた財源といひましても、それじゃその予算の使い方をどうするかという予算の編成の問題にまでなりますけれども、そこにまでわたる問題だと思ひますけれども、そういう点でも二四・六%も予算規模がふえた中で、教育予算だけが年々下がって一〇%も割って九・九六%になったという問題、こゝろに実は大きな問題があり、大臣がもしほんとうに子供の教育のことをお考えくださるならば、もっともつと政府部内でその予算を獲得して、そして理想的な状態の中で子供が育てられるようにしていただかなければならないというふうに私は思ひます。

それで、あと人口急増地の問題で、三年前向きの先行取得の問題だけ最後に一つ触れさせていたきたいと思います。

先ほどの伊東の旭小学校でも、実際には当面としての四月からの児童は十九学級で足りるんだけれども、二十六学級つくってあります。それはなぜかといへば、一年後、二年後、三年後に、もう確実に生徒数がふえるという事はわかつているからです。しかし、三年前向き先行取得の場合には三百戸以上の集団住宅、団地が建たなければ適用されないことになっていと思ひますけれども、そうなりますと補助対象からははずされて、地方自治体はあえてそれを承知の上で負担するわけなんです。なぜそういうことが起こるかといへば、実際問題考へてみても、三百戸以上の集団住宅がなかったとしても、実際に人数がふえていくということがわかつている場合に、毎年毎年学校を増築していくという事はいかにも不経済だし、また教育環境としても適当ではありませんので、こういうことがやられているわけなんですけれども、この先行取得の適用範囲拡大について、そのような方向で進めていかれるという御予定、御意思はありますでしょうか。

○安嶋政府委員 三年前向きの制度につきまして

は、昨年の法改正でお認めをいただいたわけですが、それは御指摘のとおり限定がございまして、一団地三百戸以上の集団住宅の建設の場合ということになっております。その運用上私どもも問題があるというふうに考へておりまして、もう少し実際に即した取り扱いができないかというところで検討いたしております。ただ、前向きといひましても、これは将来の事態を予想するわけでございますから、やはり予想といたしましては、確実な予想が立つものでないと補助対象として非常に扱いにくいということがございます。現在こうした集団住宅の場合だけに限っておるのもそうした趣旨からでございますが、しかし、課題といたしましては、バラ建ちの問題でありますとか、あるいは学年進行によつて——すでに子供が生まれており、幼稚園に行つておるというような場合には先々の予想が立ちやすい、こういう場合がございまして、バラ建ちの場合は、予想が非常につきにくいわけでございますが、すでに学齡前の子供として生まれておる場合には、比較的予想がつきやすい。いろいろな事情があるわけでございますが、予想が確実につき得るというものにつきましては、三年前向きの条件がもう少し緩和できないか検討してみたいというふうに考へております。

○栗田委員 検討してみたいとおっしゃられましたけれども、ぜひ検討をお願いしたいと思ひます。ここに社会増対策全国教育長会議の要望書がございまして、これは昭和四十五年十一月、ちよつと古いのですけれども、全国の人口急増地の教育長が名を連ねております。こういう要望書が出てくるのは御存じでいらつしやいますか。

○安嶋政府委員 ちよつと記憶にはございせんが、私は見たと思ひます。係のほうには参つておると思ひます。

○栗田委員 この内容を見ましても、北海道、東北地区、首都圏、中部圏、近畿圏、中国地区、四国地区、九州都市、その教育長が名を連ねておられまして、この中でやはり先行整備の問題で強い要望を出しておられます。「大規模宅地開発事業者

等に対する小、中学校用地提供義務の法定化および国有地の無償貸与」、それから「義務教育施設先行整備のための財源措置の拡大」、そしてその一年半先行を三、四年先までやつてほしいというようなことが出てくるわけです。これは四十五年です。それから、ここにも一つ、これは最近ですが、四十八年の一月に全国町村長大会の決議がやはり出ております。これも御存じでしょうか、やはり先行取得その他についての「人口急増対策の強化拡充に関する要望」でありますけれども……。

○安嶋政府委員 参つております。

○栗田委員 この中身を見ますと、公共用地の先行取得制度を充実強化してほしい、それから年度内の児童生徒急増に対応する緊急財政措置を確立してほしいということ、その他ずらつと並んでいゝるわけでございます。これはたいへん切実な要望でありまして、私が地方へ行つて聞きましても、教育委員会から学校の現場の先生、校長先生まで口々に言つておられることです。先ほども人口急増地の問題でやはり要望書が出されておる問題が社会党の山口先生からも出されておりましたけれども、決してこれは下部のある特定の民主勢力が押し上げてそういう要望書を出されたというだけではなくて、もう地方自治体そのものの悩みになつていゝるという問題です。それは私が実際に行つてみてたいへん熱心に要望される口ぶりを伺ひましても、たいへんな問題になつていゝるということをひしひしと感ずるわけでございます。伊東あたりでは市議会あげての問題になつていゝるし、私の住んでいゝる静岡市でも、同じようにたいへんな問題になつております。それで、各地の市町村長だとか各地の教育長が、こういう熱心な要望をあげておられますことについて、どのようにお考へになりますか。今後この三年先行取得をはじめとする急増地対策について、どのような御決意があるかといふことを伺ひたいと思ひます。

○安嶋政府委員 一貫して児童生徒急増町村の問題をどう処理するかといふことでございしますが、私どもといたしましては、今回法改正でお願いを

いたしておりますように、補助率を二分の一から三分の二に引き上げる、あるいは用地の購入費を大幅に増額するといふような措置を講じておるわけでございます。ほかに国有財産特別措置法の一部改正によりまして、国有地の貸し付け等につきましても特例的な扱いができるような施策が現在進められております。そうした各施策が、全体としてたゞ御指摘の問題の解決に役立つといふことを期待しておるわけでございます。私ども本年度かなり前向きな措置を講じたつもりでございますので、かなり事態はよくなるというふうに期待をいたしております。

○栗田委員 それでは次に、三月十九日の読売新聞に神奈川県が学校団地をつくる計画があるといふような記事を出しております。この計画とかこの記事について御存じでしょうか。

○安嶋政府委員 新聞の記事としては見ましたけれども、神奈川県の出当からは特にまだ説明は聞いておりません。

○栗田委員 これはやはり用地取得難の苦肉の策といふことでやられていゝるわけですが、幾つかの小中学校を一所にまとめて建てるということで、運動場などは共有にもするわけですね。そういう計画のように見受けられます。まだ正式に決定してないのかもしれないけれども、こういう状態は望ましいのかどうか、私などはこれはたいへんな問題だと思ひますけれども、ちよつと御意見を伺ひたいと思ひます。

○安嶋政府委員 望ましいかと言われると、これは私も望ましいと思ひますけれども、しかし横浜市の実情あるいは神奈川県の実情といふものはよく見てみますと、そういうふうもあるいはやむを得ないのではないかといふ感を深くしております。

○栗田委員 一そう用地の取得その他に抜本的な対策を立てていくところだが、子供の教育権を保障する問題を解決していくだろうというふうに思ひます。

それでは、私はこれで質問を終わりますけれども

も、私はきょうの質問を通して、やはり子供の教育というのは、施設におきましても環境におきましても、ほんとうに最上状態で守っていくように、政府また国民の全部がやっていたかなければならないと思うわけです。教育基本法の精神に沿って考えても、その立場こそが正しいと思えますし、児童憲章が、別にあれはただ美辞麗句を並べているということではないのであって、やはり子供の教育というのはそういう形で守られるべきであるということがきめられているわけであります。ですから、やはり最大の努力をして、最上の状態で施設設備も拡充できるようにしていくことがその国の責任であって、そのためには国庫負担法の改正にしましても、もともと地方の実情をくみ入れて、子供の教育権を守るという立場で充実させていくべきだと考えます。

では、私の質問はこれで終わります。

○田中委員長 次に、高橋繁君。
○高橋(繁)委員 きょうは、ある一つの問題だけに限らせていただいて、次回は質問を譲らしていただきます。先ほども質問がありました、今回の法案の中で、特に私は小中学校の統合問題について質問をいたしたいと思えます。

この第三次における五カ年計画の進捗率及び昭和四十八年度計画並びに予算措置額というものを見ましても、かなりこの五カ年で統合が推進されているやに私は理解をするわけです。したがって、統合することによって過疎化というものが推進されてきたのじゃないかというように私はある程度理解いたしますが、大臣はどのように考えますか。

○奥野国務大臣 御承知のように、人口の移動はかなり激しいものがございました。その結果、一学校の児童生徒数が非常に少なくなる、それでは充実した教員組織を持てない、教育の効果があらわれないというようなことで、おっしゃっている過疎地においてむしろ統合が進んだ、こう思うわけでございます。統合が過疎化を誘発したのではないに、過疎地になったものですから、自然、教育の効果をあげるためには学校統合をはかってき

た、こういうことじゃないか、かように考えております。

○高橋(繁)委員 それは考え方の持ち方によってそうもなると思うのです。しかしながら、ちょっと古い統計であります。四十一年の国民生活白書を見ますと、なぜか離れていくかというところを見ますと、やはり大きな理由の三つ目に子供の教育のために離れるのだというところがあるわけですね。そういう意味で、私はやはりこの統合という問題で過疎化が推進をされてきているということは、いかなる事実であろうかというのです。

そこで、さらに昭和四十八年度の中で、統合の問題の予算もつけられておる。さらにまた、先ほど第四次五カ年計画を四十八年度で、九年でしかからやっていたというところの中で、一体統合計画はどのように具体的に計画をされておりますか。

○奥野国務大臣 政府委員からあとで答弁してもらいますが、統合のために過疎になったのかないのかという問題、同時にまた、教育のために移っていくこともあると思うのでございます。その場合、多くは小中学校がなくなり、むしろ高等学校、全体の教育水準が上がっておりますので、高等学校以上の学校教育、そのために居住地を変えるということが多いのじゃないだろうかという気がいたします。しかし、おっしゃっているようなことも絶無ではないだろうと思いますが、どちらかといいますと、原因はそれが先であるからかというふうに思います。そういうことをいま政府委員から申し上げます。

○安嶋政府委員 四十八年度の統合関係の予算でございますが、金額をいたしましては百二十三億円が計上されております。前年度が百十四億円でございまして、約八億二千四百万円の増、七％の増でございます。坪数は前年度が五十五万六千平米でございまして、これが六十一万五千平米というところで約一〇％増加をいたしております。なお、その第四次五カ年計画の内容をいたしましては、学校統合の関係をいたしまして三百五十

六万平米の事業量を予定をいたしました。これを五カ年でこなしていきたいというふうに考えておりますが、この考え方といたしましては、最近の学校統合の実態からいたしまして、大体二百校程度の統合が行なわれるという前提で、これに必要な校舎、屋内運動場を整備する、こういう考え方で計画を立てております。

○高橋(繁)委員 学校統合の問題については私は地方議会にもいたしましたので一応、全国的にはどうか知りませんが、大体一段落をしたというふうに考えるわけですね。そこで、先ほど御意見がありましたように、田中総理の過疎過密を同時に解消するという点からいまして、これ以上、統合といたして進めていくことはどうか。ただ、地方でなぜ統合を進めるかという最大の理由は財政的な理由からです。ほんとうに教育の効果を期待し、あるいは将来の子供の教育ということを考えて統合しているのじゃないかと、地方財政の緊迫、そうしたことからこの統合を進めていくというように私は理解をするわけですが、この辺の統合についての文部省の見解はどのように理解しておりますか。

○安嶋政府委員 学校統合についての文部省の基本的な考え方は、やはり教育水準、教育内容の向上ということでございます。小規模学校でございまして、教員の配置も非常に不十分、不完全でございまして、また施設設備の整備も十分ではないわけでございます。かつまた、経常費の支出の状況から申しますと、ある程度まとまった規模でやることのほうが効率もよいわけでございます。

そうした観点から学校統合を進めておるわけでございますが、私どもはその経費の合理化という点に重点を置いて統合を進めたいというところは、これは避けなければならぬ。やはりあくまでも学校統合のねらい、趣旨というものは、ただいま申し上げましたように教育水準、内容の向上である、そういう観点から事柄を処理すべきであるというのが私どもの基本的な考え方でございます。

にあるならば、この統合についてはほとんど市町村自体で決定してしまふんですよ。それについて、県教育委員会あるいは先ほどの学校施設のパンフレットにもありましたように、統合については最終的に文部大臣がこれを認めるということになっておるわけですが、そうした財政的な理由で統合するのが最大の理由であるにもかかわらず、そうした教育効果をねらった統合と相反するような統合がなされておるといふ場合について、一体文部省としてそういう面を指摘して統合を中止をされたことがございますか。

○安嶋政府委員 統合中止ということでは直接にはございませんけれども、統合について補助金の申請がございました場合に補助金を出さなかった、そのために統合が行なわれなかったという事例はございます。

○高橋(繁)委員 やはり最大の理由は、地方財政の過重負担から統合が推進されていることは、市町村へ行けば明らかにわかると私は思うのです。ところが、住民を説得するには教育効果をあげるのだというように説得をしているわけですが、それは一体文部省がそうした過疎化と教育、こういう問題で、実際そうした実情といえますか、問題についてのデータなり、あるいはそうした問題について、ある程度の説得力のある資料というものをあつくりになったことがございますか。

○安嶋政府委員 特に過疎と関連してそうした資料をつくったということはないと思いますが、先ほど山口先生にもお答え申し上げましたとおり、教育効果をあげるということから、学校統合の場合にはおのずからその望ましい学級数、つまり標準的な学級数があり、それ以上こえる場合は、これをまたマイナスの効果が出るわけでございますが、それをこえないように標準的な学級数でとめてもらいたいということ、そのことに伴って通学距離が不当に長くなりまして、児童生徒の心身に悪影響を与えるようなことがあってはならない、そういったことを中心にして審査をし、指導をしておるといふことでございます。特に過疎化と関

連をして特別な指導をした、あるいは基準をきめたということはありません。

○高橋(繁)委員 適正な規模あるいは通学距離、六キロ以内ですか、ということですが、それ以上の遠距離児童生徒というものがかなりあるわけですね。この前資料をいただいたのですが、小学校で一万六千四百八十八名、それから中学校で二万八千六百二十三名のいわゆる適正な通学距離以外のところから通っている児童があるわけです。そういう児童に対して、二分の一ですか、ある程度の通学補助費を出しておるといふことか、あるいは、その遠距離通学をしてる児童生徒が私鉄のバスを使ったり、あるいはスクールバスを使ったりしているわけですが、山村へ行きますと、かなり危険な場所を通学しておる。もしこのバスがたいへんな事故にあった場合、その子供に対する補償といふものは、そういうものについては一体どのようにお考えになっていきますか。

○安嶋政府委員 実は私直接の所管ではございませんが、体育局の所管に学校安全会という特殊法人がございまして、ここでは児童生徒の通学途上における災害につきましても補償の対象にいたしております。御指摘のような場合は、そうした救済措置の対象になろうかと思ひます。

○高橋(繁)委員 そうした遠距離通学児童を、補助を出してここで認めているわけですね。もちろん学校安全会を出しますが、それは微々たるものなんです。考えようによっては一村の子供たちが一ぺんにバスの事故で、極端な例を言えは、死亡することも考えられる。そういう危険が非常にこの統合問題によって起きておる。私はこの統合問題について財政問題もさることながら、やはり教育という問題に関する限り、義務教育であるこの小中学校の環境がどんなに劣悪であつても、財政が緊迫しておつても、子供の教育という問題について、特に義務教育については、ただ単にそうした簡単な理由で統合されるということは絶対に許されない、こう思うわけです。したがって、最近統合問題でずいぶん住民の反対があつて統合さ

れていないところがかんたうできております。そう進んでいない、こういうふうな理解をいたします。したがって、そういう統合合によって子供の教育に一体どのような点でプラスになり、あるいはマイナスになるか、そういう点を検討をされたことがございいますか。

○安嶋政府委員 子供の教育に対するプラスといふことでございまして、たとえば小規模学校でございまして、音楽だとか、図工だとか、体育だとか、そういうものは専科の先生について教わるのとがでないわけではございますが、標準規模以上の学校になりますと、それぞれ専門の先生からそうした教育が受けられる。それから実験、実習の設備にいたしましても、小規模学校ではなかなかその整備が行き届かないのが通常でございまして、ある程度規模がそろいますと、そうした諸設備も比較的良好に整備されておる。あるいはチームによるいろいろな運動とか作業とかいたします場合にも、小人数ではできないことが、ある程度人数がまとまれば可能になるといったようなこともございいます。また町村で、合併町村の場合には、もとの町村の住民の対立意識、といったことは適当ではないかもしれませんが、そういう意識が同じ学校に学ぶことによつて徐々に解消され融和されていくというような点、いろいろな利点があるかと思ひます。

○高橋(繁)委員 利点は多少あると思ひますが、私はやはり先ほども申し上げたように何万人が遠距離、いわゆる適正な通学距離以外のところから通つておる。そういう子供の生命の安全とか、あるいは単なるそうしただけの問題でなくて、義務教育という立場からこの統合問題についてはよほど真剣に考えていかなければならないのではないかと思ひます。だから地方で統合問題を反対することが起きてくるわけです。なかなか文部省のいうようには進んでいかないと思ひし、それが日ごろ申し上げる過疎化の推進をしているという現実もあるわけで、今後の統合問題についてはよほどひとつ——市町村、県教育委員会、文部省と

三つがそろつてこの問題についてやるのだということをお先ほど文部大臣も言つておつたわけですが、その意味でどうか慎重に進めてもらいたいと思ひます。

そこで、昭和四十八年度の公立文教施設整備費の中で僻地集会所の整備費が減額になっておる。なぜこれは減額になっているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○安嶋政府委員 僻地集会所の予算でございまして、これは寄宿舍の建築費等と一括の計上になっておりました。昨年の十億九千七百万円が今年度九億七千二百百万円というふうに減額になっておりますが、執行の現状から申しますと、実は申請が漸減をしてくる状況でございまして、それに合わせて予算額を減らしたということでございます。

○高橋(繁)委員 それと合わせて、今度統合合によるものも二分の一から三分の二になったわけですね。違いますか。

○安嶋政府委員 過疎は前から三分の二でございまして。

○高橋(繁)委員 三分の二ですね。ところが、今度小中学校の屋体については二分の一になったわけですね。しかし、そうした過疎地帯における地方財政というのはいへんなんです。先ほどからいろいろ意見が出ておりますように、屋体も同じように三分の二に引き上げるべきだ、こう思うわけですが、どのような御意見をお持ちですか。

○安嶋政府委員 過疎地帯におきましてその三分の二の高率補助をいたしておりますのは、これは学校統合の場合でございまして、その場合はその校舎だけではなくて、屋内運動場につきましても三分の二の補助をいたしておるのでございまして。

○高橋(繁)委員 そうしますと、今回の四十八年度の面積におけるところの統合の量はわかりますが、学校数でどのくらいをお考えになっておりますか。

○安嶋政府委員 ただいま各府県と打ち合わせをしておるわけでございまして、具体的な申請が上がつてきてみないとわからないわけではござい

す。

○高橋(繁)委員 四十八年度について、先ほどから申し上げておりますように、統合の問題についてはある程度私は現段階において目標を達した、こういうふうに感じておるわけで、いろいろ住民の反対もありますし、単なる市町村まかせにしないで、この統合の実情についてよく調査をされて、どうかひとつ推進をするなり、あるいは住民が納得いく統合を進めていただきたい、このように思ひます。

あとは次の機会に譲りまして、きょうは統合の問題だけで終わりたいと思ひます。

○田中委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十三分散会

昭和四十八年四月六日印刷

昭和四十八年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局